

平成 28 年度
包括外部監査の結果報告書

平成 29 年 3 月

宮崎県包括外部監査人

高妻 和寛

目 次

第1 監査の概要	1
1 . 監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件	1
(1) 監査テーマ	1
(2) 監査の対象期間	1
3 . 特定の事件として選定した理由	1
4 . 監査の方法	2
5 . 監査の実施期間	2
6 . 監査実施者	2
7 . 利害関係	2
第2 監査対象の概要	3
1 . 宮崎県の財政状況	3
(1) 一般会計の状況	3
(2) 商工費の状況	5
(3) 労働費の状況	6
(4) 特別会計の状況	8
2 . 宮崎県の商工業、労働及び観光の状況	10
(1) 生産年齢人口の減少	10
(2) 一人当たり県民所得の推移	10
(3) 従業者構成	11
(4) 観光客数	13
3 . 商工業、労働及び観光を所管する組織	15
第3 監査の結果と意見（全般事項）	19
1 . 実施した監査の概要	19
2 . 指摘及び意見の概要	25
第4 監査の結果と意見（個別事項）	35
1 . 商工政策課関係	35
(1) 未来を拓く！みやざき経営者養成塾	35
(2) 宮崎県中小企業融資制度貸付金	37
(3) みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金	39
(4) 中小企業高度化資金事業	41

2 . 観光推進課関係.....	44
(1) 県営国民宿舎運営事業.....	44
(2) みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券発行事業.....	46
(3) みやざきに来んね！神話のふるさとみやざき PR 事業.....	48
(4) MICE 誘致総合対策事業.....	51
(5) 東アジア等観光誘客推進事業.....	54
(6) 魅力ある観光地づくり総合支援事業.....	55
3 . 産業振興課関係.....	59
(1) ICT 産業総合力強化推進事業.....	59
(2) 機械技術センター運営事業.....	61
(3) 農業生産・食品製造システム技術開発支援事業.....	63
4 . 労働政策課関係.....	65
(1) 中小企業勤労者支援融資事業.....	65
(2) 就活アシスト！わかもの人財育成事業.....	68
(3) 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費 地域人づくり事業.....	71
5 . 企業立地課関係.....	77
(1) 企業誘致推進ネットワーク拡充事業.....	77
(2) 企業立地促進補助金.....	79
6 . オールみやざき営業課関係.....	82
(1) ふるさと名物商品 P R 事業.....	82
(2) 世界に広げよう！グローバル展開支援事業.....	86
(3) 香港メディアを活用した県産品 P R プロモーション強化事業.....	87
(4) 東アジアネットワーク拡充事業.....	89
(5) 多文化共生地域づくり推進事業.....	91
(6) 海外渡航事務事業.....	93
7 . 複数の事業に関連する事項.....	95
(1) 特別会計のあり方について.....	95
(2) 宮崎県産業振興機構への貸付金について.....	100
第 5 終わりに	107

第 1 監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 . 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

商工観光労働部における財務事務の執行及び管理の状況について

(2) 監査の対象期間

原則として平成 27 年度とし、必要と認めた場合、平成 28 年度及び平成 26 年度以前の過年度分についても監査対象とした。

3 . 特定の事件として選定した理由

我が国の商工業を取り巻く状況は厳しさを増している。円安により輸出企業関連の業績は回復傾向にあるものの、都市圏企業の業績回復が際立っており、リーマンショック以降の地方企業の業績回復はなかなか進んでいないのが現状である。

優秀な人材のユーターン就職は徐々に増加しているものの、企業数は減少しており、従来から重視されている働き口を確保するための企業誘致の重要性は年々高まってきた。また、全体の労働人口の減少は顕著であり、給与・待遇面等で魅力ある企業を増やす必要性は高まっている。

このような環境の中で、宮崎県は時代の流れを大きく捉え、地域の持つ特性や可能性を十分に発揮するため、厳しい財政状況を踏まえながら、直面する緊急的な課題に対応しつつ、将来を見据えた明日の宮崎の礎づくりを進める「『みやざき新時代』創生予算」として平成 27 年度予算を編成している。商工観光労働部においても、人口減少問題の克服、将来の発展と地域を支える人財作り、「宮崎のおもてなし」の磨き上げと魅力の発信、本県の更なる発展に向けた長期的・継続的取組の視点から重点施策に取り組んでいる。宮崎県は農林水産業を中心とした産業構成であるが、商工業についても力を注いでおり、平成 27 年 6 月の補正後での平成 27 年度の一般会計予算をみると、商工費は 412 億円で全体（5,779 億円：口蹄疫対策転貸債償還金等 1,200 億円を除く）の 7.1%を占めており、重要性が高いと言える。

そこで、宮崎県におけるこれからの商工業の重要性に鑑み、労働政策を含む商工業関連事業に係る財務事務の執行について、監査を行うことが有意義であると判断した。

また、宮崎県の重要な産業のひとつとして観光産業も挙げられる。平成 27 年 4 月 1 日に施行された「神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例」において、観光振興に関する計画を定めることとしていることにより、本県の観光振興に関する施策を総

合的かつ計画的に推進するため、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を上位計画とする、観光に関する分野別計画である「宮崎県観光振興計画」が策定され、平成 27 年 7 月 1 日から施行されている。これらにより、本県観光の再興に向けて、行政や観光事業者・団体、県民が一丸となって取り組んでいる。これを主管しているのも商工観光労働部であり、商工観光労働部全体を監査対象とすることとした。

4 . 監査の方法

商工観光労働部の事業に関する財務事務の執行や経営に係る管理の法令等への合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、以下の項目に留意して監査を実施した。

- 助成、補助、業務委託の契約手続は、法令等に準拠して適切に行われているか。
- 助成、補助、業務委託の契約手続は、公正性かつ透明性をもって行われているか。
- 助成、補助、業務委託は、経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているか。
- 商工観光労働部の財務に関する事務の執行及び事業の管理に係る目標設定、実績、将来負担等は適切に把握されているか。

5 . 監査の実施期間

平成 28 年 6 月 24 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

6 . 監査実施者

包括外部監査人	高 妻	和 寛	公 認 会 計 士
補 助 者	森	昭 彦	公 認 会 計 士
同	浦 川	晃 司	公 認 会 計 士
同	五 島	賢	公 認 会 計 士
同	岸 本	憲一郎	公 認 会 計 士
同	田 中	大 樹	公 認 会 計 士
同	諏訪園	淳 一	公 認 会 計 士
同	室 田	大 地	公 認 会 計 士
同	池 田	祥	公認会計士協会準会員

7 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

報告書の表中の合計は、端数処理の関係で合致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1. 宮崎県の財政状況

(1) 一般会計の状況

ア. 経年比較

宮崎県の一般会計における目的別歳出の推移は下表のとおりである。

平成27年度は、口蹄疫復興のために発行した口蹄疫対策転貸債等の償還金120,000百万円が計上されているため、公債費が一時的に大きく膨らんでいる。これを除外すれば、歳出総額は573,457百万円となり、前年度とほぼ同額となる。また、消費税率が5%から8%に改定されたことによって、市町村への地方消費税交付金が増加したことにより、諸支出金が大幅に増加している。

商工観光労働部の主たる歳出項目は商工費及び労働費である。5年間の推移をみると、商工費は緩やかに減少しており、労働費は5年前の4分の1になっている。特殊要因による公債費120,000百万円を除外した平成27年度の歳出総額に占める割合は、商工費が6.3%、労働費が0.4%となっている。

【一般会計 目的別歳出の推移】 (単位：百万円)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
議会費	1,176	1,095	1,065	1,073	1,093
総務費	42,538	34,856	66,587	43,625	49,758
民生費	76,371	77,108	76,052	77,962	81,559
衛生費	24,864	18,800	18,115	19,386	19,005
労働費	7,987	5,920	5,066	2,585	2,100
農林水産業費	64,916	53,521	66,681	63,290	53,387
商工費	43,625	38,960	40,317	37,350	35,995
土木費	68,759	67,446	72,693	69,004	60,255
警察費	27,387	27,628	26,259	27,294	26,292
教育費	117,492	113,849	108,308	112,725	111,495
災害復旧費	3,783	2,765	1,397	1,928	2,534
公債費	96,537	100,976	94,964	93,581	208,225
諸支出金	21,698	21,183	21,002	24,118	41,754
計	597,140	564,114	598,510	573,926	693,457

出所 宮崎県「決算に関する調書」

イ. 他県比較

下表は、宮崎県と人口・標準財政規模が類似する県について、平成26年度の一般会計の目的別歳出を比較したものである。

労働費は、金額にバラツキがあるものの、いずれの県も歳出総額の1%未満となって

いる。商工費については、宮崎県・大分県・石川県が 300 億円台で歳出総額の 6%となっているのに対し、山形県・和歌山県はその 2 倍近くあり、歳出総額の 10%を超えている。

【類似団体の状況】 (単位：人、百万円)

	山形県	石川県	和歌山県	大分県	宮崎県
人口	1,140,735	1,159,763	1,003,730	1,190,798	1,135,652
標準財政規模	331,527	304,696	289,623	324,296	324,785

出所 平成 26 年度決算カード

【一般会計 目的別歳出の他県比較 (平成 26 年度)】 (単位：百万円)

	山形県	石川県	和歌山県	大分県	宮崎県
議会費	1,110	1,121	1,191	1,120	1,070
総務費	30,909	50,601	23,493	34,003	42,812
民生費	72,088	68,196	68,179	77,021	79,409
衛生費	24,478	13,878	15,720	13,171	19,488
労働費	4,657	2,951	1,735	3,262	2,631
農林水産業費	43,670	34,070	27,684	46,468	63,745
商工費	65,188	33,459	73,464	37,484	37,735
土木費	65,701	77,352	97,717	80,483	68,905
警察費	25,624	24,416	28,099	28,365	27,088
教育費	118,204	108,634	106,069	119,592	113,125
災害復旧費	8,975	1,845	10,126	4,387	1,928
公債費	93,319	94,845	74,685	90,428	93,771
諸支出金	14,720	17,029	13,352	15,867	14,403
歳出総額	568,650	528,402	541,519	551,656	566,116

出所 総務省「平成 26 年度都道府県決算状況調」

商工費の大半は、中小企業融資制度に係る金融機関への預託金である。金融機関は、この預託金を原資に中小企業等へ低利融資を行っている。この預託金は、年度末に全額県に返還され、翌年度期首に再び県から交付されていることから、年度末残高相当分が歳入及び歳出として計上されている。この循環している預託金の額によって商工費は大きく膨んでおり、山形県・和歌山県は他県に比べて預託金の額が大きいと考えられる。(詳細は(2)商工費の状況 ア.性質別内訳 を参照)

中小企業融資制度について、預託金方式を実施していない県がいくつか存在する。これらの県と宮崎県の商工費及び歳出総額に占める割合を比較すると下表のようになる。利子補給方式に変更した県は商工費の構成比が 1%台となっている。

【商工費の構成比の比較】 (単位：百万円)

	歳出総額	商工費	構成比
宮崎県	566,116	37,735	6.7%
静岡県	1,147,723	17,970	1.6%
三重県	657,457	11,781	1.8%
奈良県	478,261	7,400	1.5%
高知県	430,971	7,923	1.8%
鹿児島県	756,815	8,317	1.1%

出所 総務省「平成26年度都道府県決算状況調」

(2) 商工費の状況

ア. 性質別内訳

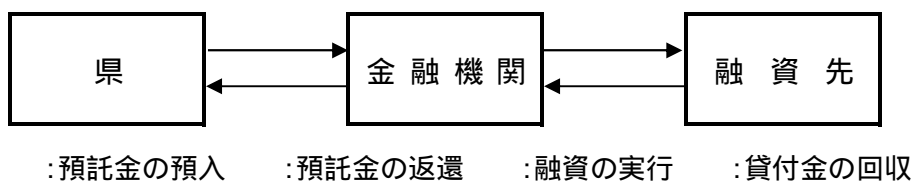
下表は、平成27年度の商工費について、目的別と性質別(節別)歳出額を並列して表したものである。商工費の大半が中小企業融資制度に係る預託金であり、これは目的別区分としては商業費、性質別区分としては貸付金として支出される。

【宮崎県 商工費内訳(平成27年度)】 (単位：百万円)

目的別			性質別(節別)		
商業費	32,086	89.1%	人件費	1,378	3.8%
工鉦業費	2,053	5.7%	負担金等	3,512	9.8%
観光費	1,857	5.2%	貸付金	29,488	81.9%
			その他	1,617	4.5%
計	35,995	100.0%	計	35,995	100.0%

人件費：節1~7 負担金等：節19 貸付金：節21

中小企業融資制度に係る資金の流れは下図のようになっている。



金融機関は県からの預託金()を原資として中小企業等に低利融資()を行う。しかし、金融機関から県への預託金の返還()は、貸付金の回収金額()に関係なく、年度末に全額返還され、翌年度期首に再び県から交付されている。したがって、当年度の は前年度の に当年度の新規融資額()に見合う分を加算したものになる。換言すれば、現在貸付中のものに対応する預託金が歳入・歳出に計上され、循環していることになる。

イ．経年比較

宮崎県の商工費の内訳の推移は下表のとおりである。

【商工費の内訳の推移】 (単位：百万円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
商 業 費	36,631	36,546	37,260	34,158	32,086
工 鉱 業 費	5,981	1,545	2,042	1,912	2,053
観 光 費	1,015	869	1,015	1,281	1,857
計	43,625	38,960	40,317	37,350	35,995

出所 宮崎県「決算に関する調書」

ア．性質別内訳で解説したように、商業費の中には中小企業融資制度に係る貸付資金の循環が含まれている。そこで、循環している貸付資金を除外し、事業費としての実態を把握するために商工費の内訳推移を示したものが、下表の補正後推移表である。

平成 23 年度は、大規模立地企業に対して企業立地促進補助金を交付したため、工鉱業費が一時的に大きく膨らんでいる。平成 27 年度は、ふるさと旅行券の交付を行ったため、観光費が一時的に大きく膨らんでいる。これらを除けば、いずれも費目もほぼ横ばいで推移している。

【商工費の内訳の推移（貸付資金補正後）】 (単位：百万円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
商 業 費	2,448	2,413	3,158	2,086	2,750
工 鉱 業 費	5,981	1,545	2,042	1,912	2,053
観 光 費	1,015	869	1,015	1,281	1,857
計	9,444	4,828	6,215	5,278	6,660

出所 宮崎県「決算に関する調書」より監査人が作成

(3) 労働費の状況

ア．性質別内訳

下表は、平成 27 年度の労働費について、目的別と性質別（節別）歳出額を並列して表したものである。労働費は委託料の支出が多いのが特徴である。これは、離職者の再就職支援を目的とした専修学校等への教育訓練委託、若年者の就職支援をワンストップで行うことを目的としたジョブカフェ(ヤング JOB サポートみやざき)の運営委託など、外部の団体に業務を委託することが多いためである。また、後述の緊急雇用創出事業においても、様々な事業が企画されているが、実際の業務は外部の団体に委託している。これらの委託業務契約は、そのほとんどがプロポーザル方式で行われている。

【宮崎県 労働費内訳（平成 27 年度）】 (単位：百万円)

目 的 別			性 質 別 (節 別)		
労 政 費	1,039	49.5%	人 件 費	561	26.7%
職 業 訓 練 費	964	45.9%	委 託 料	1,063	50.6%
労 働 委 員 会 費	98	4.6%	負 担 金 等	202	9.6%
			そ の 他	274	13.0%
計	2,100	100.0%	計	2,100	100.0%

人件費：節 1~7 委託料：節 13 負担金等：節 19

イ．経年比較

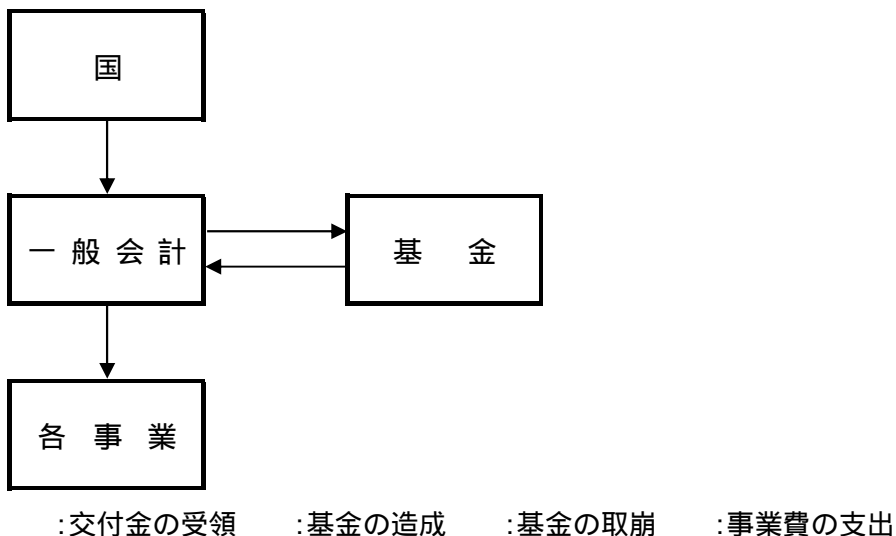
宮崎県の労働費の内訳の推移は下表のとおりである。職業訓練費・労働委員会費が安定的に推移しているのに対して、労政費は大きく減少している。これは、リーマンショック後の雇用対策事業の減少に伴うものである。

【労働費の内訳の推移】 (単位：百万円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
労 政 費	6,977	4,938	4,164	1,677	1,039
職 業 訓 練 費	897	875	797	811	964
労 働 委 員 会 費	114	108	105	98	98
計	7,987	5,920	5,066	2,585	2,100

出所 宮崎県「決算に関する調書」

平成 20 年秋のリーマンショックに端を発した雇用情勢の悪化を受けて、厚生労働省は緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を行った。両者はいずれも、都道府県に対して国が補助金を交付し、都道府県においては国からの補助金で基金を造成し、事業の進捗に応じてこれを取り崩すという形をとっている（下図参照）。



	補助金受領額	事業実施期間
緊急雇用創出	18,025 百万円	平成 27 年度まで
ふるさと雇用再生	6,330 百万円	平成 23 年度まで

上表の歳出額には、の事業費のほかにの基金積立額が含まれているため、事業費の推移が分かりにくい。そこで、の基金積立額を除外して推移表を作成すると下表のようになる。緊急雇用創出事業は平成 27 年度まで継続しているが、リーマンショック後の緊急対策という側面は一段落しており、平成 24 年度以降は労政費も安定的に推移している。

【労働費の内訳の推移】

(単位：百万円)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
労 政 費	4,887	1,878	2,199	1,676	1,038
職 業 訓 練 費	897	875	797	811	964
労働委員会費	114	108	105	98	98
計	5,898	2,861	3,101	2,585	2,100

出所 宮崎県「決算に関する調書」より監査人が作成

(4) 特別会計の状況

宮崎県の特別会計における歳入・歳出の状況は下表のとおりである。全部で 15 ある特別会計のうち、商工観光労働部が管轄するものは、小規模企業者等設備導入資金・えびの高原スポーツレクリエーション施設・県営国民宿舎の 3 会計である。

小規模企業者等設備導入資金特別会計は、県と中小企業基盤整備機構が協調して融資を行う中小企業高度化資金及び宮崎県産業振興機構を通じて行っている設備投資資金に関するものである。商工観光労働部が行っている貸付金事業はほかにもあるが、いずれも金融機関に預託金を預け入れて実施している。預託金方式で実施している貸付金事業については一般会計に計上されている。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計は、えびの高原スケートリンクの施設運営に関するものである。平成 18 年度以降は、国民宿舎えびの高原荘と同一の指定管理者に運営を委託している。県営国民宿舎特別会計は、えびの高原荘・高千穂荘の 2 つの国民宿舎の運営に関するものであり、平成 18 年度以降はいずれも指定管理者制度を導入している。

【平成 27 年度 特別会計の決算状況】

(単位：百万円)

	特 別 会 計 名	歳 入	歳 出
1	開発事業特別資金	17	17
2	公債管理	219,592	219,592
3	母子寡婦福祉資金	442	146
4	山林基本財産	176	147
5	拡大造林事業	292	264
6	林業改善資金	790	90
7	小規模企業者等設備導入資金	455	241
8	えびの高原スポーツレクリエーション施設	1	1
9	県営国民宿舎	325	325
10	就農支援資金	348	348
11	沿岸漁業改善資金	159	32
12	公共用地取得事業	278	246
13	港湾整備事業	1,306	1,274
14	県立学校実習事業	242	175
15	育英資金	1,843	1,171
	合計	226,266	224,068

2. 宮崎県の商工業、労働及び観光の状況

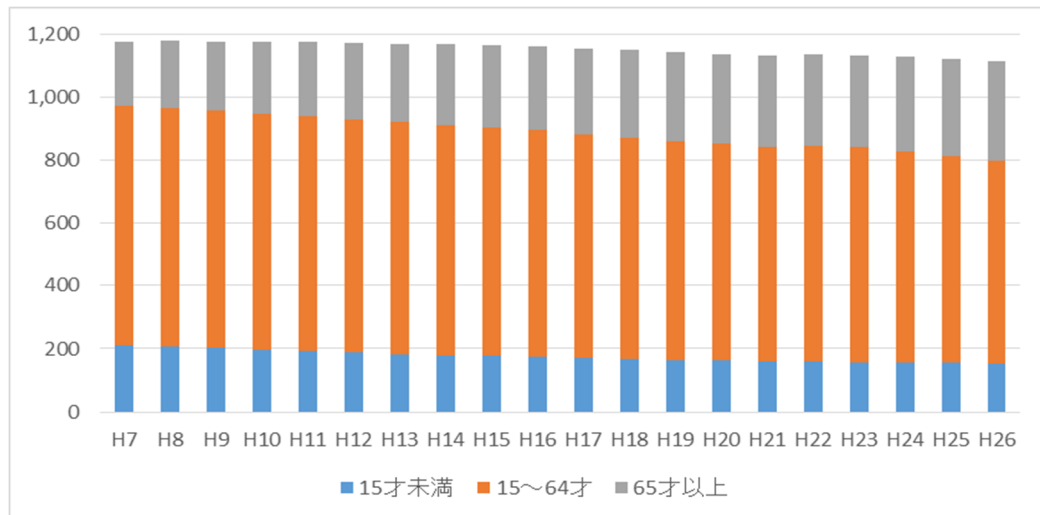
(1) 生産年齢人口の減少

下のグラフは宮崎県の年齢別人口の推移を示したものである。平成7年度から平成26年度の20年間で、県内の総人口は約61,000人しか減少していないが、生産年齢人口(15~64才)は約116,000人減少し、その構成比は64.7%から57.8%に低下している。一方、65才以上の人口は113,194人増加しており、その構成比は17.4%から28.5%に上昇している。

財政運営の観点から見れば、減少傾向にある生産年齢人口によって、増加傾向にある高齢者の社会保障費を捻出しなければならない状況である。労働市場においては、あらゆる産業で若い人材が不足しており、特に労働集約的な産業においては人手の確保が厳しい状況にあるものと推測される。

【宮崎県 年齢別人口構成の推移】

(単位：千人)



出所 宮崎県統計調査結果

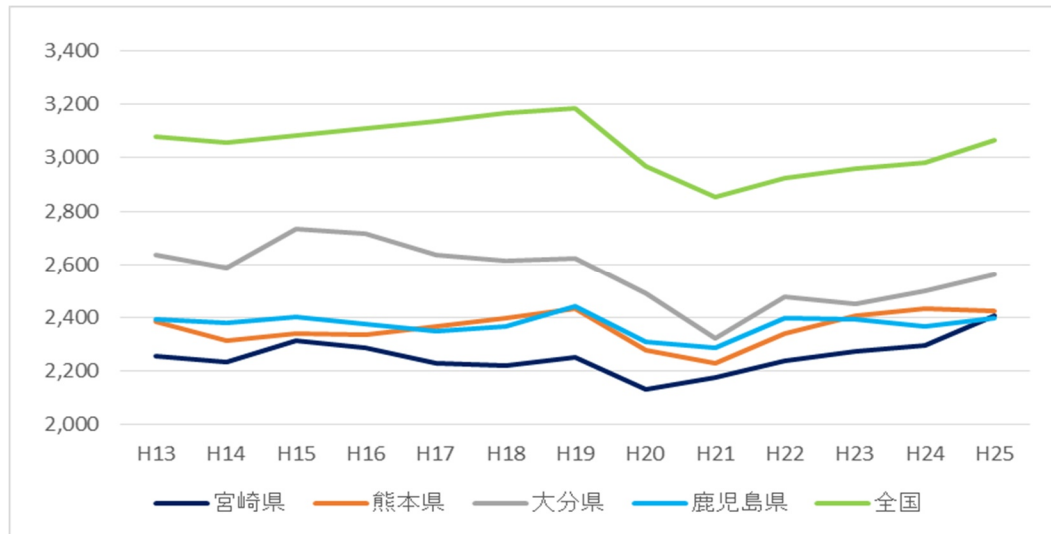
(2) 一人当たり県民所得の推移

商工観光労働部の役割は、地場産業の振興、企業誘致、観光の振興、職業紹介・職業訓練の実施などを通じて県内の商工業を活性化することであり、長期的で総合的な業績指標としては県内総生産・県民所得が考えられる。減少傾向にある生産年齢人口によって、増加傾向にある高齢者の社会保障費を捻出しなければならない状況においては、一人当たり県民所得の向上によって税源を確保することが重要である。

下のグラフは南九州各県と全国平均の一人当たり県民所得の推移を示したものである。南九州各県の一人当たり県民所得は全国平均に比べて低水準にあり、中でも宮崎県は低水準にある。しかし、平成20年度以降は一貫して上昇傾向にあり、平成25年度は過去最高を記録し、他県との格差は解消しつつある。

【一人当たり県民所得の他県比較】

(単位：千円)



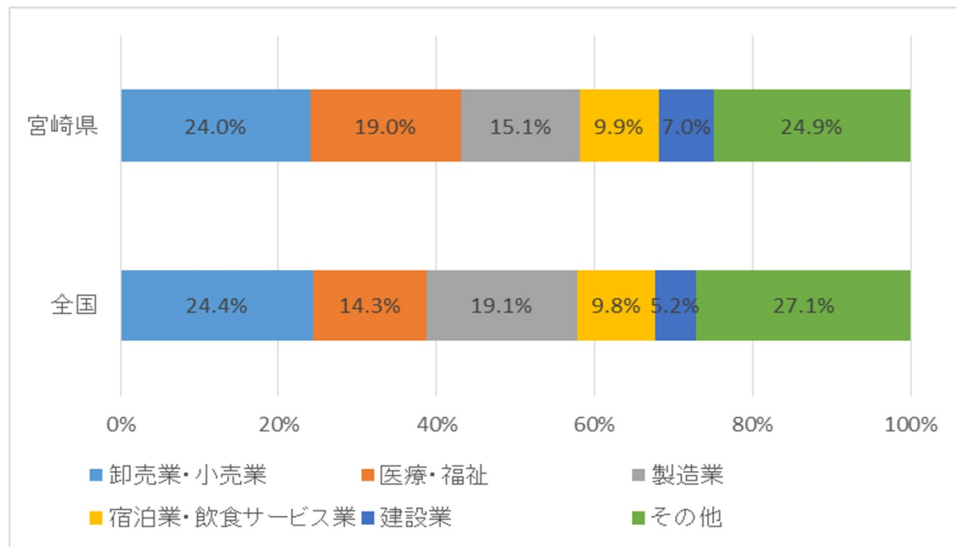
出所 内閣府「県民経済計算」

グラフを見る限りでは一人当たり県民所得が順調に増えているが、この動きはリーマンショックによる世界的な経済危機と、これに対処するための財政出動という文脈で理解する必要がある。平成20年のリーマンショックで落ち込んだ県民所得は国の財政出動によって回復しており、その動きは全国共通して見られるものである。他県に比べると、宮崎県はリーマンショックからの回復が早かったと言えるが、これは他県に比べて輸出産業の規模が小さく円高ドル安による影響が軽微だったことも一つの要因であろう。他県に比べると、県民所得の落ち込みに比べて国から交付された補助金が多かったとも考えられる。

(3) 従業者構成

下のグラフは、産業別の従業者構成を宮崎県と全国で比較したものである。全国に比べると、宮崎県は医療・福祉と建設業の比率が高く、製造業の比率が低くなっている。医療・福祉、建設業はともに労働集約的な産業であり、しかも生産年齢人口比率が全国よりも低いことと合わせて考えると、宮崎県は人手不足になりやすい状況にある。また、これらはいずれも内需型の産業であるが、これらの比率が高いこともリーマンショックの影響が少なかった要因の一つであると考えられる。

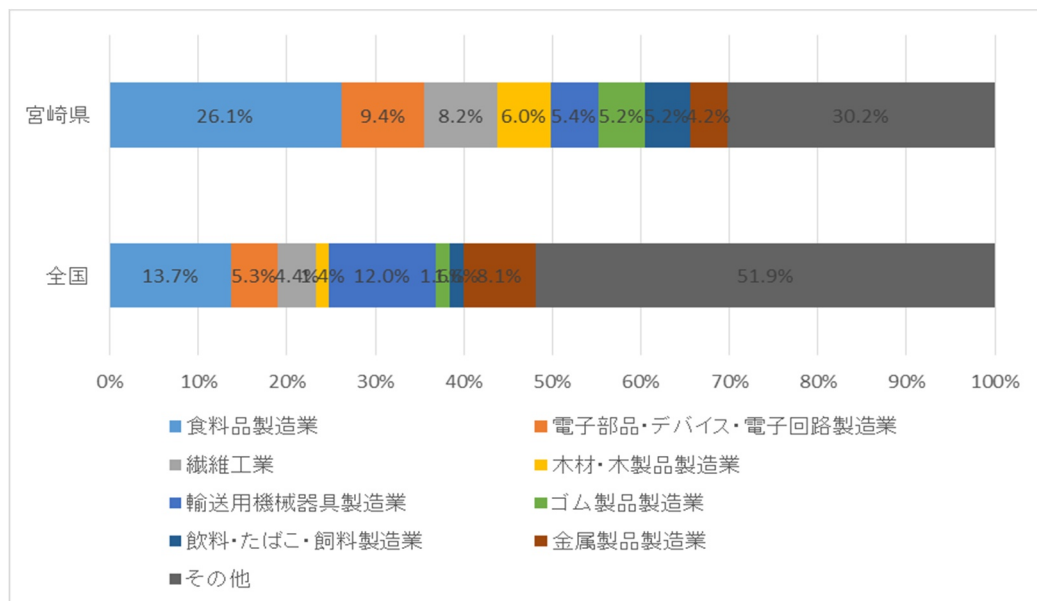
【産業別従業者構成比（平成 26 年度）】



出所 経済産業省「平成 26 年度経済センサス」

下のグラフは、製造業における従業者構成比を宮崎県と全国とで比較したものである。宮崎県は農生産額第 6 位、木材生産額第 2 位、海面漁業生産額第 9 位（いずれも平成 25 年度実績ベース）と農林水産業の生産額が大きく、これを反映して食品製造業と木材・木製品製造業の比率が全国に比べて非常に大きくなっている。食品製造業も木材・木製品製造業も内需型の産業であるが、これらの比率が高いこともリーマンショックの影響が少なかった要因の一つと考えられる。

【製造業における従業者構成比】



出所 経済産業省「平成 26 年度経済センサス」

(4) 観光客数

下表は九州各県の延べ宿泊者数の推移を表したものである。宿泊者数は、平成27年度に国土交通省の事業として行われた「ふるさと旅行券事業」や訪日外国人旅行者の増加もあって、全国的に増加傾向にある。特に、福岡県と長崎県の増加が顕著である。定住人口の減少が進む中、交流人口を増やすことは、県内の商工業の活性化にとって重要なことであるが、宮崎県の延べ宿泊者数は九州の中でも低位である。

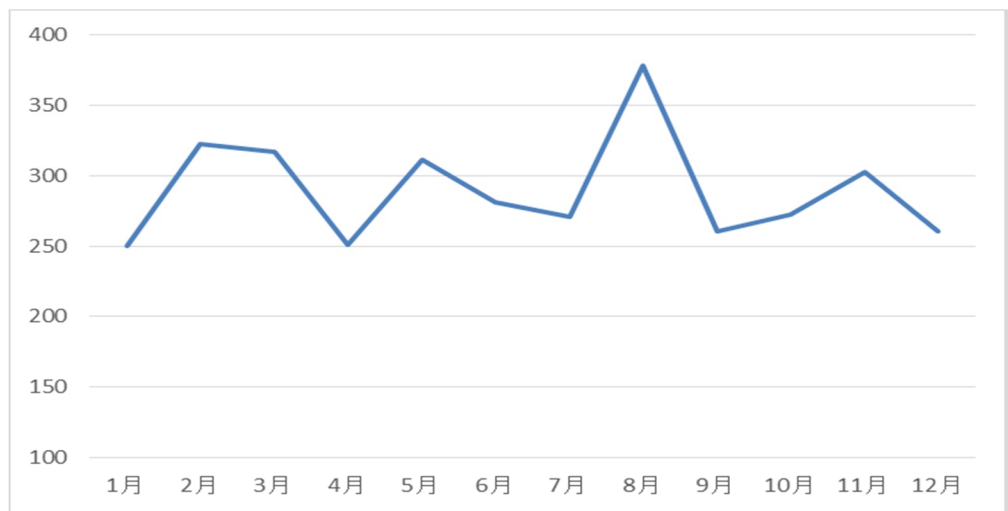
【九州各県 延べ宿泊者数の推移】 (単位：千人)

	H23	H24	H25	H26	H27
福岡県	13,240	13,674	13,987	15,232	16,143
佐賀県	2,697	2,484	2,637	2,838	3,052
長崎県	6,993	6,628	7,255	7,315	8,672
熊本県	7,232	7,089	7,058	6,869	7,131
大分県	6,320	6,123	6,711	6,101	7,388
宮崎県	3,097	3,628	3,716	3,482	3,792
鹿児島県	6,796	6,871	7,323	7,534	7,973

出所 観光庁「宿泊旅行統計調査」

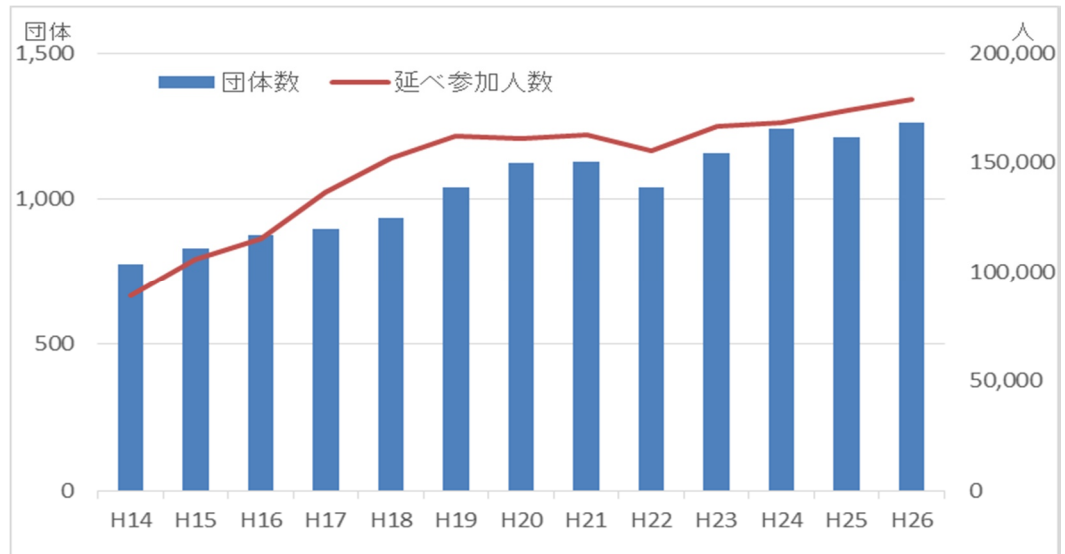
平成26年の宮崎県の延べ宿泊者数を月別に表示すると下のグラフのようになる。プロ野球やJリーグのチームが春季キャンプを行う2月の宿泊者数が多いのが特徴的である。宮崎県としても、「スポーツランドみやざき」の名のもとに、プロチーム・アマチュアチームを問わず、国内外からスポーツキャンプ・合宿の受入体制強化に努めており、受入団体数・延べ参加人数ともに増加傾向にある。

【宮崎県 月別延べ宿泊者数(平成26年)】 (単位：千人)



出所 観光庁「宿泊旅行統計調査」

【スポーツキャンプ・合宿の実績推移】



出所 宮崎県観光推進課資料

3. 商工業、労働及び観光を所管する組織

宮崎県における商工業、労働及び観光は、商工観光労働部で所管しており、商工業の活性化のために、地場産業の振興や企業誘致を行い、物産や観光のあっせん、労使関係の安定を図ることや職業の紹介、訓練などを行っている。商工観光労働部に設けられた課とその主な業務は次の通りである。

(1) 商工政策課の主な業務

- 商工観光労働行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- 中小企業の組織化に関すること。
- 中小企業及び経営指導員の研修に関すること。
- 中小企業団体（信用協同組合を除く。）及び中小企業団体中央会に関すること。
- 商工会議所及び商工会に関すること。
- 創業支援に関すること。
- 商業の振興に関すること。
- 中小企業の物流に関すること。
- 大規模小売店舗立地審議会に関すること。
- 部内各課の連絡調整に関すること。
- 計量検定所に関すること。
- 部内本庁各課の総務事務の処理に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）
- 部内の事務で他課の主管に属さないこと。

(2) 商工政策課経営金融支援室の主な業務

- 中小企業金融に関すること。
- 信用保証協会に関すること。
- 貸金業に関すること。
- 中小企業高度化資金に関すること。
- 小規模企業者等設備導入資金制度に関すること。
- 中小企業の経営の診断、助言及び相談に関すること。
- 中小企業診断士に関すること。
- 中小企業の経営革新の支援に関すること。

(3) 産業振興課の主な業務

- 鉱工業振興対策の企画及び総合調整に関すること。
- 中小企業の情報化の推進に関すること。
- 中小企業の取引の振興に関すること。
- 地下資源の開発調査に関すること。
- 砂利採取に関すること（漁村振興課、用地対策課、河川課及び港湾課の主管に属するものを除く。）

- 採石に関すること。
- 工業技術の開発及び利用の支援に関すること。
- 産業財産権及び発明奨励に関すること。
- 新規事業への進出の支援に関すること。
- 中小企業の経営革新の支援に関すること。
- 工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センターに関すること。

(4) 産業振興課産業集積推進室の主な業務

- 医療関連産業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）
- 食品産業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）
- 農商工連携等の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）

(5) 労働政策課の主な業務

- 労働行政の企画調整に関すること。
- 労働組合に関すること。
- 労働教育及び労働情報に関すること。
- 中小企業労働相談に関すること。
- 中小企業退職金共済制度に関すること。
- 労働福祉資金の貸付けに関すること。
- 労働者の福祉に関すること。
- 労働委員会に関すること。
- 公共職業訓練に関すること。
- 事業主等が行う職業訓練に関すること。
- 職業訓練指導員に関すること。
- 技能検定に関すること。
- 職業能力開発審議会に関すること。
- 産業技術専門校に関すること。

(6) 労働政策課地域雇用対策室の主な業務

- 地域雇用対策に関すること。
- 若年者、高齢者等の就労支援に関すること。
- 県内企業の人材確保支援に関すること。

(7) 企業立地課の主な業務

- 企業立地の推進に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 企業立地の推進に関すること。
- 立地企業フォローアップに関すること。
- 工場立地法（昭和34年法律第24号）の施行事務に関すること。

(8) 観光推進課の主な業務

- 観光に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 観光基盤の整備促進に関すること。
- 観光客の誘致宣伝に関すること。
- 観光関連団体及び観光関連事業者に関すること。
- 旅行業および通訳案内士に関すること。
- コンベンション誘致の推進に関すること。
- ロケーション誘致の推進に関すること。
- スポーツランドみやざきの推進に関すること。
- 観光審議会に関すること。
- 国民宿舎えびの高原荘、国民宿舎高千穂荘及びえびの高原スポーツレクリエーション施設に関すること。

(9) 観光推進課記紀編さん記念事業推進室の主な業務

- 記紀編さん記念事業に関すること。

(10) オールみやざき営業課の主な業務

- みやざきのアピールに関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- 県外への情報発信に関すること。
- 経済国際化の推進及び貿易の振興に関すること。
- 東アジア戦略の総合調整に関すること。
- 県産品の販路拡大に関すること。
- 物産の振興に関すること。
- 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
- ふるさと宮崎応援寄附金に関すること。
- 国際化の推進に関する施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- 国際交流及び国際協力に係る企画及び総合調整に関すること。
- 海外渡航事務に関すること。
- 他科の所管に属さない国際化、国際交流及び国際協力に関すること。

また、各課には次の表のような出先機関がある。

出先機関名	主 業 務
(商工政策課関係)	
計量検定所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計量関係事業の登録・届出等 ・ 計量器の検定、定期検査及び立ち入り検査等 ・ 計量ひろば(消費者啓発)等の開催等
(産業振興課関係)	
工業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内中小企業の技術力向上と発展を図る試験研究 ・ 県内の資源を有効利用するための調査と新技術の開発研究 ・ 先端技術の応用及び新製品の開発に関する研究 ・ 依頼試験等に対応するための分析技術の高度化に関する研究 ・ 製品の付加価値を向上するためのデザインに関する研究 ・ 中小企業技術者の研修 ・ 巡回企業訪問 ・ 研究会、講習会 ・ 依頼試験、設備利用、技術相談、技術情報の提供
食品開発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の農林畜水産物を有効利用するための技術開発や製品開発及び品質保持に関する研究開発等 ・ 中小企業技術者の研修 ・ 巡回企業訪問(企業、食品加工グループ) ・ 依頼試験、設備利用、技術相談、技術情報の提供、平成宮崎酵母等の分譲 ・ 設備の使用許可手続き、利用指導、設備メンテナンス等
(労働政策課関係)	
県立産業技術専門学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校卒業者等を対象とした職業訓練(2年課程)
県立産業技術専門学校高鍋校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学卒業者等を対象とした職業訓練(1年課程)

第3 監査の結果と意見（全般事項）

1．実施した監査の概要

ア．概要把握

宮崎県の財政は、県税等の自主財源が少なく（平成26年度自主財源比率38.8%）、地方交付税や国庫支出金などに大きく依存する構造的な課題を抱えており、収入の大きな伸びが期待できない中、高齢化の進行に伴って増え続ける社会保障関係費への対応、県内経済の活性化、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策など、多額の歳出負担が予想され（平成26年度経常収支比率91.0%）引き続き県の財政は厳しい状況が続く見通しとなっている。

一方、国においても、財政健全化を進めるために、国の一般会計歳出に占める割合が高い社会保障、社会資本整備、地方財政を中心に、歳出の重点化・効率化を進めていくとしている。

このため、平成27年度の予算編成に当たっては、国の動向にも十分留意し、引き続き歳入・歳出両面からの徹底した見直しや県債発行の抑制を図るなど、将来にわたって持続可能な財政構造に転換できるよう、財政改革の取組を進めていくため、選択と集中の理念の下、本格的な人口減少社会、経済のグローバル化や環境・新エネルギー問題、さらには、経済の活性化や雇用の拡充、県民の安全・安心の確保などの様々な課題に的確に対応するための施策について積極的な展開を図っている。…「くらしの豊かさ日本一を目指して～『みやざき新時代』創生予算」

具体的には、平成27年度予算は次のような視点に基づき、新規性や効果の高い事業を構築している。

人口減少問題の克服

出生数が減少傾向にあることや若年層を中心に大都市への人口流出が続いていること等により人口減少が続いているため、国が取り組む「地方創生」も活用しながら、県内の就学・雇用環境の充実等を通じた若年層を中心に県内で働き住み続けられる社会の実現や、結婚・出産・子育て支援等を通じた子どもを産み育てやすい社会環境の整備を図っていく必要がある。

また、県外からのUJターン者が円滑に移住・定住できるような取組とともに、長期滞在や二地域居住等を通じた交流人口の拡大による地域の活力を維持していくための取組等についても推進する必要がある。

将来の発展と地域を支える人財づくり

少子高齢・人口減少社会を迎え、労働力人口の減少が進行する中で、経済の活性化や産業振興、地域活力の維持を担う人財の不足が懸念されるため、未来を築く原動力となる子どもたちが、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を身につけ、自分らしい生き方を実現していくことができるよう、家庭・学校・地域等が連携した教育環境の充実に県民総ぐるみで取り組む必要がある。

また、地域資源を最大限に生かした新たな価値創造や新規創業等を通じて県内産

業をけん引する人財の育成とともに、女性や高齢者等の就労や社会参加を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの取組や活躍する場及び機会の拡充等の環境づくりにも取り組む必要がある。

「宮崎のおもてなし」の磨き上げと魅力の発信

オリンピック・パラリンピック東京大会の開催や日本書紀編さん 1300 年に当たる 2020 年に向けて、本県の豊かな自然・スポーツ環境・文化などを生かし、スポーツ大会や合宿の誘致、スポーツ人財・指導者の育成等に取り組むとともに、宮崎の魅力向上やおもてなし環境の充実等を市町村や民間と連携しながら構築・発信する必要がある。

また、この好機を逃さず、特に外国人に対する「おもてなし環境」を磨き上げ、世界に発信することは大変重要であり、国内外でのプロモーションのほか、外国人向け観光プログラムの充実や MICE（ ）の誘致など「外国人の誘客強化」に取り組むとともに、外国人が移動しやすいよう多言語表記や交通・通信手段の整備などをより一層充実していく必要がある。

本県の更なる発展に向けた長期的・継続的取組

本県が将来にわたり持続可能で活力ある地域であり続けるためには、当面する課題を克服するとともに、これからの時代の大きな流れを捉えて地域の持つ特性や可能性が発揮されるよう、長期的視点からの取組が必要である。

このような観点から人口減少社会を始めとした様々な課題に立ち向かうため、人財づくりはもとより、基幹産業である農林水産業やものづくり産業など本県経済をけん引する成長産業の育成・集積や海外展開への積極的支援、産学官金の連携等による地域資源・地域経済の循環推進等の「地域に根ざし成長する産業づくり」、更には地域で安心して住み続けられる地域医療の充実や生涯健康に向けた取組の促進、公共インフラの整備や維持管理、地域防災力の強化に向けた取組を通じたハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策等の「安全・安心で魅力ある地域づくり」にしっかりと取り組んでいく必要がある。

MICE：Meeting（会議）、Incentive Travel（報奨・研修旅行）、Convention（団体・学会等が行う国際会議）、Exhibition/Event（展示会・見本市・イベント）の頭文字

この 4 つの視点のうち、 ①では雇用環境の充実、 ②では人財の育成や女性や高齢者等の就労や社会参加、 ③では成長産業の育成、集積や海外展開への積極的支援などが、また、 ④については、ほぼ商工観光労働部がメインで取り組むべき課題となるなど、商工観光労働部の果たす役割は大変重要なものとなっている。

これらの基本的な考え方に従った商工観光労働部での平成 27 年度の主な事業が次の表のように計画、実行されている。これらについて、関係各課からヒアリングを実施し、事業に関する各種書類を閲覧することにより概要を把握した。

事業名	所管部署	平成27年度 予算(千円)	検討	ページ
政策調整研究費	商工政策課	3,000		
宮崎中小企業大賞事業	商工政策課	254		
県内津々浦々で消費を呼び起こす～域内消費喚起等支援事業	商工政策課	531,000		
宮崎県中小企業団体中央会等運営補助金	商工政策課	15,318		
商工会等経営改善振興事業	商工政策課	78,274		
中小企業等経営基盤強化支援事業	商工政策課	15,834		
「夢を実現する！」ベンチャー企業マッチング促進事業	商工政策課	1,000		
「未来を担うみやざきの起業人」応援事業	商工政策課	4,770		
みやざき新ビジネス応援プラザ運営事業	商工政策課	3,421		
未来を拓く！みやざき経営者養成塾	商工政策課	6,336		35
大規模小売店舗適正化事業	商工政策課	775		
まちなか商業再生支援事業	商工政策課	9,814		
インバウンド需要を取り込め！免税販売促進事業	商工政策課	9,504		
中小企業融資制度貸付金	経営金融支援室	29,275,779		37
債権管理強化特別対策事業	経営金融支援室	5,454		
みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金	経営金融支援室	125,000		39 95 100
中小企業高度化資金事業	経営金融支援室	2,332		41
県営国民宿舎運営事業	観光推進課	324,927		44 95
観光入込客統計調査	観光推進課	3,679		
みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券発行事業	観光推進課	462,998		46
みやざきに来んね！神話のふるさとみやざきPR事業	観光推進課	182,310		48
MICE誘致総合対策事業	観光推進課	76,877		51
東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業	観光推進課	10,000		
東アジア等観光誘客推進事業	観光推進課	46,250		54
教育旅行誘致・受入体制整備事業	観光推進課	3,035		
魅力ある観光地づくり総合支援事業	観光推進課	23,747		55
外国人観光客受入環境整備事業	観光推進課	57,474		
スポーツランドみやざきグレードアップ事業	観光推進課	45,890		
球春みやざきベースボールゲームズ開催事業	観光推進課	19,219		
宮崎の魅力再発見！県民総「語り部」化推進事業	観光推進課	6,686		
「神話のふるさとみやざき」ブランド定着支援事業	観光推進課	22,240		
「神話のふるさとみやざき」プロモーション映像制作事業	観光推進課	4,325		
みやざき企業と人材の活力向上支援事業	産業振興課	8,198		

事業名	所管部署	平成27年度 予算(千円)	検討	ページ
ICT産業総合力強化推進事業	産業振興課	5,370		59
環境リサイクル技術開発・事業化支援事業	産業振興課	18,510		
発明振興事業	産業振興課	5,995		
機械技術センター運営事業	産業振興課	49,510		61
東京フロンティアオフィス運営・販路開拓支援事業	産業振興課	2,708		
ステップアップ企業支援事業	産業振興課	92,976		
地域中核的企業育成・強化事業	産業振興課	57,250		
下請企業振興事業	産業振興課	15,310		
「産学官金で基盤強化！」太陽電池・半導体関連産業振興事	産業振興課	3,476		
ものづくり東アジア戦略的海外展開支援事業	産業振興課	6,532		
東九州メディカルバレー研究拠点づくり推進事業	産業集積推進室	15,626		
東九州メディカルバレー推進加速化事業	産業集積推進室	13,038		
東九州メディカルバレー販路拡大ステップアップ事業	産業集積推進室	32,552		
宮崎方式で安全・安心！食品開発・取引拡大支援事業	産業集積推進室	7,479		
食品開発センター体制強化費	産業集積推進室	7,761		
フードビジネス加工製造技術強化事業	産業集積推進室	38,131		
農業生産・食品製造システム技術開発支援事業	産業集積推進室	6,000		63
シニア食市場参入等支援事業	産業集積推進室	8,734		
働きやすい職場環境づくり整備事業	労働政策課	2,732		
中小企業勤労者支援融資事業	労働政策課	15,207		65
認定職業訓練費	労働政策課	46,667		
職業能力開発対策費	労働政策課	217,446		
技能向上対策費	労働政策課	10,357		
委託訓練に関する経費	労働政策課	297,914		
ものづくり技能育成事業	労働政策課	7,166		
宮崎で働こう！県内就職支援事業	地域雇用対策室	32,843		
お試し就業支援・UIJターン女性事業	地域雇用対策室	68,790		
就活アシスト！わかもの人財育成事業	地域雇用対策室	56,186		68
緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費 市町村事業	地域雇用対策室	99,300		
緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費 地域人づくり事業	地域雇用対策室	569,368		71
企業誘致推進ネットワーク拡充事業	企業立地課	9,364		77
「投資呼び込み」みやざき企業立地セミナー＆視察ツアー開催事業	企業立地課	12,060		
「企業立地促進」フォローアップ強化事業	企業立地課	2,313		
企業立地促進補助金	企業立地課	419,029		79

事業名	所管部署	平成27年度 予算(千円)	検討	ページ
ふるさと名物商品PR事業	オールみやざき営業課	364,000		82
「ふるさと宮崎応援寄付金」振興事業	オールみやざき営業課	35,000		
「オールみやざき」発信事業	オールみやざき営業課	55,473		
県産品販路開拓コーディネーター配置事業	オールみやざき営業課	5,990		
世界に広げよう！グローバル展開支援事業	オールみやざき営業課	20,600		86
香港メディアを活用した県産品PRプロモーション強化事業	オールみやざき営業課	22,682		87
オールみやざき県産品輸出拡大総合支援事業	オールみやざき営業課	16,273		
東アジアネットワーク拡充事業	オールみやざき営業課	36,342		89
多文化共生地域づくり推進事業	オールみやざき営業課	25,696		91
海外渡航事務	オールみやざき営業課	31,621		93
みやざき工芸品振興事業	オールみやざき営業課	2,122		

イ．資料の閲覧、検討

概要の把握をした新規・重点事業について、さらに内容を検討すべきと判断した事業について、各部署の保管する資料を本庁において閲覧、検討した。具体的な資料としては、次のような書類などである。

【補助金】

実施要領
 交付要綱
 実施計画書
 決裁伺書
 補助金交付申請書
 事業計画書
 収支予算書
 納税証明書
 個人住民税の特別徴収実施確認書
 誓約書
 予算執行伺
 支出負担行為書
 交付決定通知
 実施報告書 等

【業務委託】

予算執行伺
 見積書
 開札承認結果等の入札関連資料

業務委託契約書
支出負担行為書
成果報告書、業務完了届
検査調書
請求書
支出命令書 等

【工事請負】

予算執行伺
見積書
開札承認結果等の入札関連資料
工事請負契約書
支出負担行為書
支出命令書
設計変更届
工事完成届
検査調書 等

2. 指摘及び意見の概要

監査の結果、全般的及び個別事業に関する指摘事項及び意見の概要は次の通りである。「指摘事項」とは、財務に関する事務の執行等において規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されて改善すべきものであり、「意見」とは、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれると判断されたものである。なお、詳細は「第4 監査の結果と意見（個別事項）」において改めて記述する。

ア．未来を拓く！みやざき経営者養成塾（商工政策課）

（意見）参加者の費用負担について

当該事業は、県内の若手経営者や事業後継者等を対象としているが、本来受講者が負担すべき部分まで宮崎県が補助対象とする必要があるのか疑問である。「経営力の強化」意欲の有無は受講者本人の問題であり、養成塾は廉価で行うのではなく適切な金額を徴収して行うべきである。（詳細は P35 参照）

イ．宮崎県中小企業融資制度貸付金（商工政策課経営金融支援室）

（意見）利子補給制度の導入の検討について

宮崎県では原資預託制度を利用しているが、近年の預託額は約 300 億円で推移しており、多額な資金負担となっている。他県においても利用実績のある利子補給制度の導入の優劣を検討することを提案する。

なお、制度融資にかかる資金融通を行うことが本制度の趣旨であることを鑑みると、貸付残高を超える預託額については返還請求を実施する必要がある。（詳細は P37 参照）

ウ．みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金（商工政策課経営金融支援室）

（意見）産業振興機構への貸付金について

県から産業振興機構への貸付額が、産業振興機構における当該事業の当年度収支だけを見て決定されており、産業振興機構の手元資金の状況が考慮されていない。このため、県から産業振興機構への貸付金が必要以上に多く供給されており、余剰資金が産業振興機構に滞留している。他の事業に必要な資金を回せるように、余剰資金がゼロとなる運用を行うべきである。（詳細は P39 参照）

（意見）小規模企業者等設備導入資金特別会計のあり方について

当該事業の歳入・歳出は、中小企業高度化資金事業とともに小規模企業者等設備導入資金特別会計に計上されている。一つの特別会計に両事業が混在しているため、個々の事業の収支状況が分かりにくく、特別会計を設定した意義が半減してしまっている。同特別会計のあり方を改めるべきである。（詳細は P39 参照）

エ．中小企業高度化資金事業（商工政策課経営金融支援室）

（意見）特別会計のあり方について

当該事業の歳入・歳出は、みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金事業とともに小規模企業者等設備導入資金特別会計に計上されている。一つの特別会計に両事業が混在しているため、個々の事業の収支状況が分かりにくく、特別会計を設定した意義が半減してしまっている。同特別会計のあり方を改めるべきである。（詳細は P41 参照）

オ．県営国民宿舎運営事業（観光推進課）

（意見）特別会計のあり方について

指定管理者制度が導入される以前は、特定の歳入をもって特定の歳出に充てている状況にあり、一般会計とは区分して経理し、収支の状況を継続的に把握することが必要だったと考える。しかし、指定管理者制度が導入され、宿泊料収入が指定管理者の収入として取り扱われるようになってからは、一般会計と区分して経理する必要性はない。当該特別会計は廃止し、一般会計に統合するのが望ましい。（詳細は P44 参照）

カ．みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券発行事業（観光推進課）

（指摘事項）補助金の申請書に添付すべき書類の作成日について

補助金の交付に際して、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会から「特別徴収実施確認・開始誓約書」が提出されているが、添付されている「領収証書」の日付が、「特別徴収実施確認・開始誓約書」の提出日より遅い日付となっている。書類の日付に齟齬が生じている場合には、書類が適時に提出されていないのではないかと疑念を持たれかねないため、提出される書類の日付は厳密に確認すべきである。（詳細は P46 参照）

（意見）歳出予算見積書と事業計画書の相違について

宮崎県は事前に歳出予算見積書を作成しているが、補助金の交付に際して、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会から提出されている事業計画書の金額との間に相違がある。事前見積りのため厳密な金額の算定は難しいのであろうが、事前の予算見積の精度の向上が望まれる。（詳細は P46 参照）

（意見）助成費用以外の支出について

ふるさと旅行券は国民への周知も十分行きわたっており、販売直後に売切れとなるような人気商品である。その実態から考えると、県内の宿泊施設で利用される旅行券自体の助成費用を重視し、広告費用等は最低限とする必要がある。また、ふるさと旅行券の販売媒体としてコンビニ 3 社を利用しているが、各社でインセンティブ率は異なっている（6～8%）。宮崎県を訪れる観光客の効率的な集客の観点からは、入札制度等に鑑み、インセンティブ率が一番低いコンビニのみを利用することも一案である。（詳細

は P46 参照)

キ．みやざきに来んね！神話のふるさとみやざき PR 事業（観光推進課）

（意見）歳出予算見積書と事業計画書の相違について

宮崎県は事前に歳出予算見積書を作成しているが、補助金の交付に際して、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会から提出されている事業計画書の金額との間に相違がある。事前見積りのため厳密な金額の算定は難しいのであろうが、事前の予算見積の精度の向上が望まれる。（詳細は P48 参照）

（意見）市町村への均一な支援の合理性について

事業計画の内訳として、市町村イベント（1,000 千円×26 市町村）への支援がある。安易に市町村一律 1,000 千円支援するのではなく、市町村の実態も加味したうえで、それぞれの支給金額を決定することが有効性及び効率性の観点から必要である。（詳細は P48 参照）

ク．MICE 誘致総合対策事業（観光推進課）

（意見）事業効果について

MICE 誘致に重点的に取り組んではいるものの他県との競争が激しく、突出した効果は得られていないのが現状である。本事業の内容は、MICE 開催経費補助、誘致体制強化及び誘致活動実施が柱であるが、開催件数の増加を目指すのであればアフターコンベンションの整備・充実も併せて検討する余地がある。開催経費補助事業において予算の未消化が生じてしまっている事実からも、事業資金の用途の転換を検討する必要がある。（詳細は P51 参照）

ケ．東アジア等観光誘客推進事業（観光推進課）

（意見）市町村の負担割合の公平性

当事業については市町村も事業費を負担しているが、各市町村の負担額の算定方法は均等割が 10%、人口割が 90%となっており、観光客誘致による経済効果享受の実態を反映するものとなっていない。経済効果に合わせた費用負担割合の設定が必要である。（詳細は P54 参照）

コ．魅力ある観光地づくり総合支援事業（観光推進課）

（意見）青島オリジナルデザイン整備事業について

青島オリジナルデザイン整備事業の事業計画書によれば、当事業は青島に設置されている案内サインの現状把握と、青島オリジナルデザイン作成・整備・情報発信を行うことを目的としている。しかし、この事業成果は、デザインポリシー策定体制の構築で

あり、青島オリジナルデザイン作成・整備・情報発信という目的からは明確でない。事業主体は宮崎市であるが、事業費を負担する以上、達成すべき事業成果を計画段階で確認し、予算申請及び決裁を行う必要があった。(詳細は P55 参照)

(意見)「花旅みやざき」推進事業の効果の測定について

当事業では、日南の四季折々の花を PR し、観光客を誘致することを目的としてパンフレット・ポスターの作成等を行っている。しかし、予算を検討する際の事業効果目標の設定と、当事業を行った結果、どれだけ日南の観光客が増加したか等といった効果の測定が行われていない。まずは、効果の測定の指標となる KPI (重要業績評価指標) を設定し、当事業の活動の有効性を見つめなおすことが必要である。(詳細は P55 参照)

(意見)「ゆっ旅宮崎」推進事業のサイクルスタンドの設置場所について

当事業は、近年増加している国内外のサイクリストの誘致を目的として、日南海岸を自転車で観光できるようなサイクリング環境づくりの促進を行っている。サイクルスタンドは、飲食店、宿泊施設や温泉等に設置されることから、今後の拡大戦略を考えた場合、スタンドを設置する受益者にも費用を負担してもらうことも一案である。なお、費用を負担してもらうだけでなく、サイクリングロードを利用した地域活性化を受益者主体で実施することも有効と考える。(詳細は P55 参照)

(意見) 都農ワイナリーフェスティバルの効果の測定について

「一村一祭」アピール事業のひとつに都農町の都農ワイナリーフェスティバルがある。この事業は宮崎市と都農町の間を無料で送迎バスを走らせることにより「都農ワイナリーフェスティバル」の誘致を図っているが、事業実績明細書にはこの効果により前年度に比べ何人の観光客が増加したか等が記載されていない。当期の実績を翌年度に活かすためにも、事業の効果測定する KPI を設け、PDCA サイクル管理を実施すべきである。(詳細は P55 参照)

サ . ICT 産業総合力強化推進事業 (産業振興課)

(意見) 事業進捗における協議体制について

ICT 企業販路拡大強化事業について、県外企業の参加数は目標を上回っているものの、県内企業の参加数は目標を大きく下回っている。県外企業ありきで企画を進めたことが目標未達の要因となったと考えられる。このような事態を防止するため、県は事業遂行中の各段階においてこれまで以上にモニタリングを行う必要がある。例えば商談会の参加企業数が目標に達しない場合は事前に県が報告を受けるといった協議体制づくりを検討してはどうかと考える。(詳細は P59 参照)

シ . 機械技術センター運営事業 (産業振興課)

(意見) 計画及び事業遂行状況の妥当性について

技術指導、技術講習会(参加者数) 設備利用、依頼試験において実績値が計画値比で7割を下回っており、達成状況に問題があるといえる。予算額(委託料)の妥当性を検討する必要がある。特に、委託料の半分近くを占める人件費について、現状の人員配置・勤務体制が過大なものとなっていないか、削減の余地がないか再検討する必要がある。(詳細は P61 参照)

ス．農業生産・食品製造システム技術開発支援事業(産業振興課産業集積推進室)

(意見) 事業にかかる目標設定と事業効果について

県内事業者のマッチング支援により、農業者・食品加工業者のニーズに合った機械の製作及び普及を通じて、農業者・食品加工業者の生産の拡大及び機械業者の販路拡大・経営の安定化を図ることを目的としているが、事業計画段階における県内の対象企業数、目標マッチング数及び目標成約数の設定がない。平成27年度の事業実績からは委託料に見合う事業効果が得られたのか疑問である。成り行きではなく、目標に基づく実績管理を実施する必要がある。(詳細は P63 参照)

セ．中小企業勤労者支援融資事業(労働政策課)

(意見) 報告事務の簡素化について

月々の融資件数は数件しかなく、しかも教育資金という性格から融資は2、3月に集中している。宮崎県中小企業勤労者支援融資要綱には、「金庫は、毎月の融資状況を融資状況報告書(別記様式)により、翌月の15日に知事に報告するものとする。」とあることから無駄な事務作業が発生している。月次の報告は電子メールで担当者がこれを受領し、書面による正式な報告は年度末1回とするなど、要綱を見直して報告事務の簡素化を図るべきである。(詳細は P65 参照)

ソ．就活アシスト!わかもの人財育成事業(労働政策課地域雇用対策室)

(意見) 事業の組み立て方について

マッチング・定着支援事業は、新しい事業を既存事業の拡大部分と組み合わせたものである。この状況で業者選定を行えば、既存事業との連携が必要になることから、既存事業を受注している業者が圧倒的に有利であり、公平性に欠ける事業の組み立て方であると言わざるを得ない。(詳細は P68 参照)

(意見) 複数年契約について

ヤング JOB サポートみやぎきの運営委託事業については、複数年契約の導入を検討すべきと考える。複数年契約とすることによって、カウンセラーと利用者の信頼関係を構築しやすくなるだけでなく、カウンセラーによるサポートが充実したものになると考えられる。単年度契約の場合、就職者数という業績指標を追い求めて個々のカウンセ

リングが十分に行われていない可能性も考えられる。長期的な契約であれば、就職者数だけでなく、離職率の低減も業績指標になり得る。(詳細は P68 参照)

タ．おもてなし人材育成事業（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費 地域人づくり事業）(労働政策課地域雇用対策室)

(意見) ジョブカフェのカウンセリング機能について

新規雇用者 7 名のうち 4 名が半年もしないうちに退職している。この人たちはジョブカフェでキャリアコンサルタントのカウンセリングを受けていると思われるが、就職者数という業績指標を追い求めて個々のカウンセリングが十分に行われていない可能性も考えられる。これについては、ジョブカフェで支援した就職者のその後の状況を追跡調査し、短期間で離職率が高ければ、ジョブカフェのカウンセリング機能に問題があると推測される。(詳細は P72 参照)

(意見) 労働政策のあり方について

仮にジョブカフェのカウンセリング機能に問題がないとするならば、ホテル業界における職場定着率に問題があると考えられる。地域人づくり事業に照らして言えば、重要なのは雇用拡大ではなく処遇改善ということになる。平成 27 年度の地域人づくり事業一覧をみると、雇用改善に重きを置いた形になっている。地域人づくり事業は平成 27 年度で終了するが、雇用拡大か処遇改善かという観点、今後の事業立案にあたっても有効な視点だと考える。(詳細は P72 参照)

(意見) 研修に対する補助のあり方について

技能習得型の語学研修に対する望ましい補助金のあり方としては、「専門学校等の授業または教材の中から自分のレベルに合ったものを選ぶようにし、研修費用は受講生もある程度負担するか、授業への出席率や検定試験の合格を条件に支給する。」というものであろう。地域人づくり事業で助成金の交付は認められないというのであれば、語学研修は当該事業に含めるべきではなかったということになる。あるいは、研修回数を少なくして会話事例集を紹介する程度にとどめ、自己啓発型の研修として実施することも考えられる。研修の内容によって補助金のあり方を検討することが必要である。(詳細は P72 参照)

チ．女性活躍応援事業（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費 地域人づくり事業）(労働政策課地域雇用対策室)

(意見) 事業計画について

委託先が作成している事業計画書は県が作成している費用積算内訳書よりも会場使用料、講師、保育士報酬が少額となっているが、参加者が満足するような十分なセミナーの開催が計画されていたか疑問である。また、参加者を集めるための広報手段は、時

代の流れに合わせるとともに、低予算でより多くの参加者を集める有効な手段を検討する必要がある。(詳細は P75 参照)

(意見) 事業実績報告書における評価について

事業計画書と実績報告書におけるセミナー参加人数及び雇用創出数は大きく乖離しているが、県の検査調書では「適当と認める」との記載があるのみである。事業の目的自体は評価されるものであるが、県の予算は限られたものであるため、事業の目標を達成するための詳細な計画が必要であり、実績との間に大きな乖離を生じているのであれば、翌年度以降の事業内容や予算の見直しが必要である。(詳細は P75 参照)

ツ. 企業誘致推進ネットワーク拡充事業(企業立地課)

(意見) 事業の効率性について

コーディネーターの活動による誘致件数は少数にとどまっており、当事業の効果・効率性に疑義が生じるところである。企業立地課が行っている企業誘致に係る別の事業は同程度の事業費でより高い効果をあげているが、平成 28 年度においては事業規模が縮小される。実績を踏まえた効率性の観点から鑑みると、企業誘致推進ネットワーク拡充事業に充てる予算を当該別事業に充てたほうが有効であるといえる。当該 2 事業は継続されるが、各事業への予算配分は効率性を踏まえて判断することが必要である。(詳細は P77 参照)

テ. 企業立地促進補助金(企業立地課)

(意見) 補助のスキームについて

当事業の性質上、各年度の必要予算額を正確に予測することは難しい。企業への訪問等によりある程度の見通しは立てているものの、立地企業の都合により急遽不用額が生じることもあるのが現状である。しかし、県全体としての予算有効活用という観点から未消化予算を極力削減するため、基金方式や事業主体を他の組織にするといったスキームの導入を検討する必要がある。(詳細は P79 参照)

ト. ふるさと名物商品 PR 事業(オールみやざき営業課)

(指摘事項) 業務委託仕様書の記載について

「宮崎の食と焼酎の PR と試食試飲会の企画運營業務委託仕様書」において、委託期間が「契約締結の日から平成 27 年 3 月 31 日まで」となっているが、他の資料との比較から、この委託期間の記載が誤っていると考えられる。業務委託契約者とのトラブルを回避することからも、適切に記載及び査閲を実施すべきである。(詳細は P82 参照)

(意見) 当該事業で実施された利用者に対するアンケートについて

今回の割引販売のうち、楽天の EC サイト利用者については、アンケートの回答をす

ることが割引購入の条件となっていた。当該 EC サイトを利用する前の段階にもかかわらず、当該 EC サイトの感想を問う質問項目が用意されていたが、アンケートの構成が適切であったのかどうか、事前に利用者の目線で検討する必要があるといえる。（詳細は P82 参照）

（意見）アンテナショップのあり方について

アンテナショップは、さまざまな公益的な役割を担っているが、アンテナショップを取り巻く状況はその開設当時から大きく変化していると言える。こうした状況を踏まえ、アンテナショップの役割や位置づけを改めて評価し、これからの時代に適応したより魅力的なアンテナショップの在り方を検討する時期になっていると考えられる。（詳細は P82 参照）

ナ．世界に広げよう！グローバル展開支援事業（オールみやざき営業課）

（意見）募集時の確認項目について

県全体としての予算有効活用の観点から、予算未消化が生じることは望ましくない。変更の主要な要因は、 予定した販路拡大の対象とする国数の変更（減）、 対象国への渡航回数の変更（減）、 現地の商品ニーズの事前調査不足による中止であり、実施内容の実行可能性及び事前調査を十分実施することにより予測できたものと考えられる。予定した事業内容が実施できていない状況であることから、最低限実施できる内容を立案するための事前検討が必要であったと考える。（詳細は P86 参照）

ニ．香港メディアを活用した県産品 PR プロモーション強化事業（オールみやざき営業課）

（意見）実行経費一覧表に記載された委託費について

実行経費一覧表には委託費 16,385,096 円が記載されているが、委託費の内容についてオールみやざき営業課担当者に質問した結果、この委託費は実質は香港のテレビ局による番組制作費であり、事業の一部を外部委託したものではないとのことであった。資料を見た第三者は事業の外部委託と誤解する可能性があるため、今後は実態に即した科目名に変更できないかについて先方と打ち合わせすることが望ましい。（詳細は P87 参照）

（意見）通販モールでの県産品テスト販売について

業務成果報告書の事業の内容の欄には通販モールでの県産品テスト販売が記載されているが、業務処理要領の業務内容には記載されていない。業務契約書には主要な業務は業務処理要領に明記の上、双方が合意した上で実施し、詳細については甲の指示に従って行うものと読める記載があり、主要な業務については基本的に業務処理要領に記載するか、記載されなかったとしても別途、その内容については書面で残すべきであっ

たと考える。(詳細は P87 参照)

ヌ．東アジアネットワーク拡充事業(オールみやざき営業課)

(意見) 業者選定理由の見直しについて

当事業は、業務処理要領により 7 つの業務を海外交流駐在員に行わせるものであるが、事業実績書の記載は報酬に見合うだけの業務が実施できているのか疑問が生じてもおかしくないものであった。一方で当事業は上海の法制度上、個人への業務委託が不可能なため、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターが上海に事務所を設置し、現地採用の従業員の給料を含む事務所の運営コストを県が負担している側面がある。この実態に鑑み、同センターの選定理由と実際の駐在員の活動事例がマッチしているのか確認し、事務所運営に重きがあるのであれば同センター以外の業者の選定も検討する必要がある。(詳細は P89 参照)

ネ．多文化共生地域づくり推進事業(オールみやざき営業課)

(意見) 事業費の有効活用及び県の HP の整備について

インターネットの各世帯への普及及び Wi-Fi 設備の普及により、県民は異文化理解はネットを通じて自主的に入手できる環境となってきた。利用者の環境変化に合わせて、効率的な情報発信方法を再検討する必要がある。(詳細は P91 参照)

ノ．海外渡航事務事業(オールみやざき営業課)

(意見) 事業費の抑制について

旅券事務に係る事業費は旅券発給手数料で賄っている状況が望ましいが、一般財源からも歳出を賄っている状況であることから、事業費を抑える方向を模索してはどうか。また、法改正により、都道府県の旅券事務の一部を市町村へ権限移譲することが可能になっており、市町村窓口で発給申請、交付できるようになっている。申請者にとっては、交通費や時間などの負担軽減が図られるため、検討する価値があると考えられる。(詳細は P93 参照)

ハ．特別会計のあり方について(複数の事業に関連する事項)

(意見) えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計について

指定管理者制度が導入され、スケート場の使用料収入が指定管理者のものとして取り扱われるようになってからは、一般会計と区分して経理する必要性はない。当該特別会計は廃止し、一般会計に統合するのが望ましい。(詳細は P95 参照)

(意見) 県営国民宿舎特別会計について

指定管理者制度が導入され、宿泊料収入が指定管理者のものとして取り扱われるよ

うになってからは、一般会計と区分して経理する必要はない。当該特別会計は廃止し、一般会計に統合するのが望ましい。(詳細は P95 参照)

(意見) 小規模企業者等設備導入資金特別会計について

この特別会計には、小規模企業者等設備導入資金貸付金と中小企業高度化資金事業が混在しているが、中小企業高度化資金事業をこの特別会計に計上する必要はなく、これを混在させることによって、小規模企業者等設備導入資金貸付金の収支状況をかえって分かりにくくしている。この特別会計で管理すべきものは、小規模企業者等設備導入資金貸付金に限定し、中小企業高度化資金事業については一般会計に移管するのが望ましい。(詳細は P95 参照)

ヒ. 宮崎県産業振興機構への貸付金について(複数の事業に関連する事項)

(意見) 産業振興機構への交付額について

県から産業振興機構への貸付金については、産業振興機構から企業への貸付額を多めに見積もった上で資金を前払いしているため、毎年度余剰額が発生している。この余剰額は翌年度県に返還されるため、県と産業振興機構の間を行き来しているだけであり、非効率的である。他の事業に必要な資金を回せるように、余剰がゼロとなる運用を行うべきである。(詳細は P100 参照)

(意見) その他の貸付金について

産業振興機構は、中小企業・小規模事業者への経営相談など、国からの受託事業も行っている。国からの受託事業は、年度末に事業経費を精算して国に請求し、翌年度に入金されるため、収益の入金に先立って費用の支払いが先行する。そこで、産業振興機構は県から運転資金を借り入れているが、これも流動資産に計上されている2億円の定期預金を活用すれば足りるため、県からの貸付は基本的に不要である。(詳細は P100 参照)

(意見) 産業振興機構全体の経営状況の把握について

必要以上の資金が産業振興機構に滞留するのは、個別の事業ごとに収支ベース(フローベース)で資金繰りを考えているからである。産業振興機構全体を残高ベース(ストックベース)で資金の状況を見る必要がある。

また、必要以上の資金が産業振興機構や特別会計に滞留することは、他の事業に資金が回らなくなるということである。不要な資金は即座に一般会計に返還し、他の事業で有効活用するようにしていただきたい。(詳細は P100 参照)

第4 監査の結果と意見（個別事項）

1. 商工政策課関係

（1）未来を拓く！みやざき経営者養成塾

事業名	未来を拓く！みやざき経営者養成塾		
事業の種類	国庫	（県単）	所管部署
事業主体	県		
事業期間	平成25年度～平成27年度		

（単位：千円）			
事業費（予算）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	6,233	6,337	6,336
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算 （単位：千円）

歳出		歳入（財源）	
負担金等	6,336	一般財源	6,336
合計	6,336	合計	6,336

<p>事業の目的・背景 地域経済の活性化と雇用拡大の原動力である中小企業の若手経営者等を育成し、中小企業の経営力の強化を図るとともに、地域において中核となるリーダーを創出するため、経営者養成塾を開催。</p> <p>事業の内容 柔軟な発想や明確なビジョンを持った若手経営者等の育成を図るため、若手経営者や後継者等を対象に経営者養成塾を開催する。</p> <p>養成塾の概要 対象者 県内の若手経営者や事業後継者等（30名程度）</p> <p>事業内容 ア）養成講座 ・毎回、異なる経営課題や専門分野をテーマに著名な経営者の講演 ・塾生同士のディスカッション ・講師とのディスカッション イ）全体セミナー ・塾生以外の県内若手経営者も参加し、著名な経営者の講演 ・質疑応答</p> <p>事業の効果 本県経済界を牽引していく次世代の人材を育成することにより、中小企業の経営力が強化され、新たな事業や雇用等を創出し、地域経済の活性化を図ることができる。</p>

他の自治体でも実施されている次世代経営者や若手経営者の教育支援である。講座セミナー費用を負担するとともに参加する経営者の交流を深めることにより、宮崎県経済の活性化を図ることを目的とした事業である。宮崎県商工会議所連合会が県の補助金6,336千円と受講者（平成27年度は27人）が支払う1人5,000円の受講料によって、養成講座及び全体セミナー計8回を開催している。

（意見）参加者の費用負担について

当該事業は、県内の若手経営者や事業後継者等を対象としているが、「ビジネススキルアップ研修会」の受講者に対して 1 人 5,000 円の負担しか求めておらず、本来受講者が負担すべき部分まで宮崎県が補助対象とする必要があるのか疑問である。「経営力の強化」意欲の有無は本人の問題である。対価を支払ってでも「経営力の強化」をしたいと思う人たちを対象にしているにもかかわらず、廉価であるのならば、本当の意味での身に付く養成塾にならず、結局本人のためにはならないのではなかろうか。その意味では、養成塾は廉価で行うのではなく適切な金額を徴収して行うべきである。

受講者の視点からは、研修会では一般的に対価に相応する質を求めることが一般的である。つまり、高額であれば受講生も支払った金額以上のものを得ようとし、それ相応の質の高さを求めるため、研修を行う側も見合った内容を提供せざるを得なくなり、より事業目的を達成できるものと考えられる。

宮崎県商工会議所連合会から県に提出された平成 27 年度の収支決算書を見ると、当該養成塾開催にかかった費用は 6,473 千円であるが、受講料収入は 135 千円しかない。少なくとも費用のうちのテキスト等の印刷製本費 336 千円を賄う程度の受講料設定をすべきではないか。これにより削減できる補助金を他の事業に有効に振り当てるのが可能になるのではないかと考える。

【受講者からの収入及び関連支出】

（単位：円）

（受講生 27 名）	平成 27 年度決算額	受講生 1 人当たり金額
収入		
受講料等	135,000	5,000
支出		
印刷製本費	336,020	12,445
収支	201,020	7,445

出所 宮崎県商工会議所連合会の平成 27 年度の収支決算書より抜粋、加工

(2) 宮崎県中小企業融資制度貸付金

事業名	中小企業融資制度貸付金		
事業の種類	国庫	(県単)	所管部署 商工政策課経営金融支援室
事業主体	県		
事業期間	昭和30年代～		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	31,982,191	31,982,191	29,275,779
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
貸付金	29,275,779	諸収入	29,275,779
合計	29,275,779	合計	29,275,779

事業の目的・背景

厳しい経営環境にある企業や新事業に積極的に取り組む企業に対し、長期・固定・低利の事業資金を安定的に、かつ、円滑に供給することにより、中小企業者の活性化と経営の安定を図る。

事業の内容

県と取扱金融機関が協調して資金を出し合い、信用保証協会の保証を付した上で、融資が実行される公的融資制度。利用目的に合わせた13の貸付を設けている。

主な貸付内容

- | | |
|--|---|
| (1) 創業・新分野進出支援貸付
融資限度額：設備・運転資金 各1億円
融資利率：年1.40%～1.90%
保証料率：年0.40%～1.50% | (2) 経営安定貸付
融資限度額：設備・運転資金 各5,000万円
融資利率：年1.50%～2.40%
保証料率：年0.45%～1.65% |
| (3) 経済変動・災害対策貸付
融資限度額：設備・運転資金 各1億円
融資利率：年1.40%～1.90%
保証料率：年0.40%～1.50% | (4) みやざき成長産業育成貸付
融資限度額：設備・運転資金 合計5,000万円
融資利率：年1.20%～1.90%(一部金融機関所定)
保証料率：年0.40%～1.50% |

融資実績

平成27年度新規融資実績 12,759,119千円
平成27年度末融資残高 42,012,982千円

事業の効果

信用力が乏しく十分な資金確保ができない中小事業者に対して、円滑な資金供給が図られる。

中小企業向けの制度融資であり、中小企業が民間金融機関から通常の融資よりも低利で資金が借り入れられるよう、自治体が政策支援を行う仕組みである。宮崎県でも以下のさまざまな目的で、中小企業者等の資金使途に応じて中小企業への融資制度を実施している。

- ・金融円滑化による県内中小企業者の活性化や経営の安定を支援する。
- ・経営診断等を通じて、中小企業者の事業の共同化を支援する。
- ・小規模企業者等の設備導入による経営基盤の強化を支援する。

宮崎県中小企業融資制度貸付金は、このうちの金融円滑化による県内中小企業者の活性化や経営の安定を支援するものである。

（意見）利子補給制度の導入の検討について

宮崎県では、原資預託により中小企業への事業資金を供給し、中小企業者の活性化と経営の安定化を図っている。近年の預託額は約 300 億円で推移しており、多額な資金負担となっている。

中小企業向けの政策金融としては、原資預託に代わって利子補給制度を導入している自治体もある。利子補給制度へ移行することにより、県全体で見ると、例えば主要な財源である公債の圧縮が可能である。県においても利子補給制度の導入の優劣を検討することを提案する。

なお、取扱金融機関ごとに、平成 27 年度末の貸付金残高と預託額を比較すると、3 行は貸付残高が預託額を下回っている。制度融資にかかる資金融通を行うことが本制度の趣旨であることを鑑みると、貸付残高に応じた預託額の返還請求を実施する必要がある。

【制度貸付金残高と預託額の推移】

（単位：千円）

	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
貸付残高	52,753,179	47,845,341	42,012,982
預託額	31,982,191	31,982,191	29,275,779

出所 商工政策課作成資料

【原資預託と利子補給のメリットデメリット】

	原資預託	利子補給
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・預託額は返金されるため、名目的なコスト負担は県に発生しない。 ・取扱金融機関の貸出財源が十分でない場合に有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等と同様の扱いであり、事務負担は削減される。 ・多額の預託額が不要となり、公債の圧縮等の資金の有効活用が可能である。 ・支出が事業コストを表すため、財政コストが明確化する。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・多額の預託を実施及び管理するため、事務負担が大きい。 ・預託額は返金されるため、事業コストが明確でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給額は県のコスト負担となり、回収されない。

【金融機関毎の平成27年度末貸付残高及び預託額】 (単位：千円)

	貸付金残高	預託額
三菱東京UFJ銀行	260	3,081
肥後銀行	5,100	39,670
大分銀行	106,692	127,677

出所 商工政策課作成資料より貸付金残高が預託額を下回っている取扱金融機関を抜粋

(3) みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金

事業名	みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	商工政策課経営金融支援室
事業主体	県		
事業期間	平成27年度～平成29年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	-	125,000
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算 (単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
貸付金	125,000	諸収入	100,000
		一般財源	25,000
合計	125,000	合計	125,000

事業の目的・背景

平成26年に小規模企業振興基本法が制定されるなど、信用力や資金調達力が弱い弱である小規模企業に対する施策の充実が求められる中、設備導入の促進により小規模企業者等の経営基盤を強化するため、(公財)宮崎県産業振興機構(以下「機構」という。)を通じ、設備資金の無利子貸付を行う。

事業の内容

小規模企業者等が経営基盤の強化を目的として設備を導入する場合に、機構が導入費用の一部を無利子で貸し付けるとともに、「よろず支援拠点」が随時助言を行う。

貸付割合	設備導入費用の1/2以内
貸付金利	無利子
貸付期間	7年以内

事業の効果

設備導入の促進により小規模企業者等の経営基盤が強化され、企業規模の拡大や雇用の創出につながる。

資金調達力が脆弱な小規模企業者等の経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するために、県は出資団体である公益財団法人宮崎県産業振興機構(以下、産業振興機構という。)を通じて設備資金の無利子貸付を行っている。従来は、小規模企業者等設備資金助成法に基づいて、資金の貸付けを行う都道府県に対して国が助成を行っていたが、同法が廃止された現在は県単独事業として行われている。

設備導入資金の貸付及び回収業務を行っている産業振興機構を中心に資金の流れを解説すると以下ようになる。



当年度の新規貸付に必要な資金を県から借り入れる。借入金は、1年間据置後6年間で返済する（借入期間は7年）。

企業者等に対して貸し付ける。貸付期間は半年の据置期間を含めて7年以内。

企業者等から貸付金を回収する。

県からの借入金のうち、企業者等に貸し付けることなく余ったもの（ ）は翌年度に県に返還する。企業者等に貸し付けたもの（ ）は7年間で県に返済する。

企業への貸付原資をすべて県からの借入で賄っているため、企業からの回収が滞ると産業振興機構は資金不足に陥ることになる。これを回避するために、貸付期間満了後の未回収の債権は、機械的に全額貸倒損失を計上し、当年度に損失計上したものは、翌年度に県から資金を補充するという措置を講じている。

（意見）産業振興機構への貸付金について

県から産業振興機構への貸付額が、産業振興機構における当該事業の当年度収支だけを見て決定されており、産業振興機構の手元資金の状況が考慮されていない。このため、県から産業振興機構への貸付金が必要以上に多く供給されており、余剰資金が産業振興機構に滞留している。他の事業に必要な資金を回せるように、余剰資金をなるべくゼロに近づける努力を行うべきである。これについては、「7．複数の事業に関連する事項（2）宮崎県産業振興機構への貸付金について」で詳細に記述している。

（意見）小規模企業者等設備導入資金特別会計のあり方について

当該事業の歳入・歳出は、中小企業高度化資金事業とともに小規模企業者等設備導入資金特別会計に計上されている。一つの特別会計に両事業が混在しているため、個々の事業の収支状況が分かりにくく、特別会計を設定した意義が半減してしまっている。同特別会計のあり方を改めるべきである。これについては、「7．複数の事業に関連する事項（1）特別会計のあり方について」で詳細に記述している。

(4) 中小企業高度化資金事業

事業名	中小企業高度化資金事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	商工政策課経営金融支援室
事業主体	県		
事業期間	昭和31年度～		

(単位:千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	8,195	9,637	2,332
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位:千円)

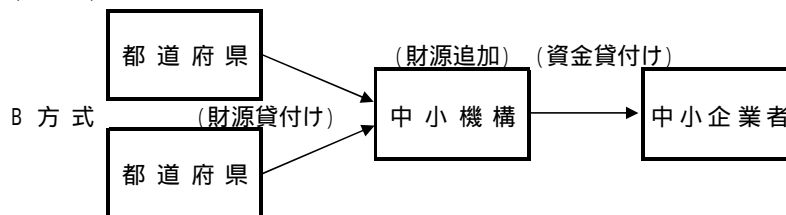
歳出		歳入(財源)	
貸付金	2,332	その他	2,332
合計	2,332	合計	2,332

事業の目的・背景

高度化事業は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して行う事業に対して、資金及びアドバイスの両面から、県が独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と一体となって支援する制度であり、最大20年の長期間、固定金利かつ低利の融資を利用することができる。

事業の内容

事業協同組合が、設備を一括して取得し、組合員に買取予約付で賃貸(設備リース)する事業で、参加組合員を有する複数の県が中小機構に対して貸付けを行い、中小機構が財源を追加し、借入者に貸付けを行う。(B方式)

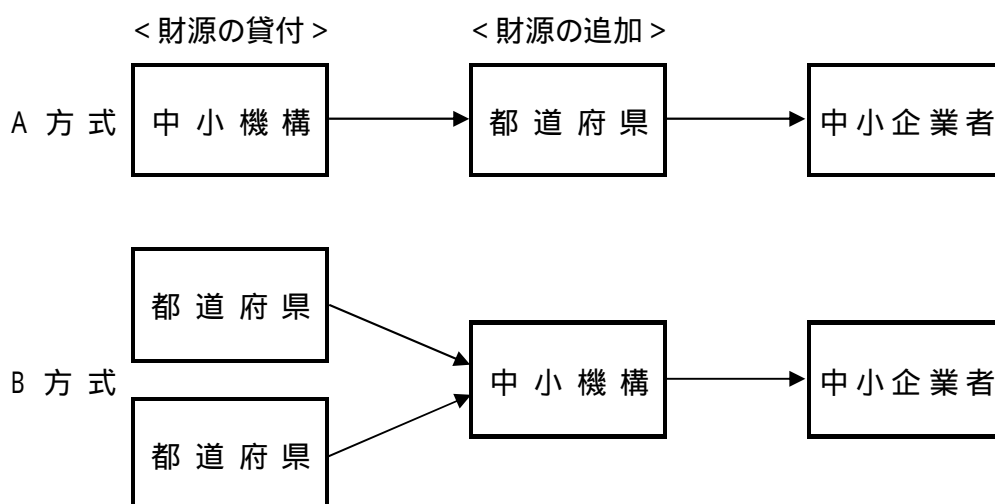


事業の効果

事業協同組合が、長期間、固定金利かつ低利の高度化資金を利用することで、中小企業者の事業環境の改善や経営基盤の強化が図られる。

中小企業高度化事業とは、中小企業者が組合等を設立して工業団地・ショッピングセンター・共同利用施設などを建設する事業に対して、中小企業基盤整備機構と都道府県が資金を提供して融資を行うものである。中小企業者は、長期・低利の融資を受けられるとともに、共同利用施設に係る固定資産税の軽減、事業所税の非課税などの税制面での優遇措置を受けることができる。

資金の貸付方法にはA方式とB方式があり、1つの都道府県内での事業に対してはA方式、複数の都道府県にまたがる広域の事業に対してはB方式で行われる。貸付資金の流れは下図のとおり。直近3年間はA方式の案件がなく、B方式の貸付のみが行われていることから、貸付金の歳出額が小さくなっている。



(意見) 特別会計のあり方について

当該事業の歳入・歳出は、みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金事業とともに小規模企業者等設備導入資金特別会計に計上されている。平成 27 年度の当該事業に係る歳入・歳出は下表のとおりである。

【中小企業高度化資金事業】

(単位：円)

歳 出		歳 入	
貸付金	2,332,000	一般会計繰入金(貸付金)	2,332,000
繰出金(*3)	37,192,000	一般会計繰入金(事務費)	2,843,000
公債費(*4)	71,249,000	貸付金元利収入(*1)	107,741,000
旅費	1,306,359	雑入(*2)	700,000
需用費	1,086,602	前年度繰越金	2,023,864
役員務費	1,206,483		
使用料・賃借料	84,420		
負担金・交付金・補助金	1,183,000		
次年度繰越金	0		
計	115,639,864	計	115,639,864

*1：当年度回収すべき貸付金で当年度回収したもの

*2：過年度回収すべき貸付金で当年度回収したもの

*3：当年度回収したもののうち、一般会計が資金提供したものを返還

*4：当年度回収したもののうち、中小企業基盤整備機構が資金提供したものを返還

*1 + *2 = *3 + *4 = 108,441,000 円

新規貸付金として必要な資金はその都度一般会計から繰り入れており、回収した貸付金は、そのまま資金提供者である一般会計（A方式及びB方式）及び中小企業基盤整備機構（A方式のみ）に返還している。当該事業に関しては特別会計が単なる通過勘定として機能しているだけである。一つの特別会計に二つの事業が混在しているため、個々の事業の収支状況が分かりにくく、特別会計を設定した意義が半減してしまっている。同特別会計のあり方を改めるべきである。

なお、特別会計のあり方については、「**7. 複数の事業に関連する事項（1）特別会計のあり方について**」で詳細に記述している。

2. 観光推進課関係

(1) 県営国民宿舎運営事業

事業名	県営国民宿舎運営事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	観光推進課
事業主体	県		
事業期間	昭和39年度～		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	324,659	374,604	324,927
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
工事請負費	9,920	分担金・負担金	66,857
公債費	306,681	使用料及び手数料	153
その他	8,307	財産収入	2,568
		繰入金	254,767
		その他	563
合計	324,907	合計	324,907

事業の目的・背景

国民の保健休養のため、健全で快適な宿泊休養施設としての運営を図る。

事業の内容

国民宿舎えびの高原荘及び国民宿舎高千穂荘の運営費

施設修繕費

国有地借上料

国民宿舎建設に係る起債償還金

平成18年度から、指定管理者制度を導入している。

えびの高原荘：昭和37年オープン(平成8年リニューアル)

第1期：H18年度～22年度：ハイランドリゾートグループ

第2期：H23年度～27年度：宮交ショッピングアンドレストラン(株)

第3期：H28年度～32年度：宮交ショッピングアンドレストラン(株)

高千穂荘：昭和40年オープン(平成11年リニューアル)

第1期：H18年度～22年度：神楽酒造(株)

第2期：H23年度～27年度：神楽酒造(株)

第3期：H28年度～32年度：宮交ショッピングアンドレストラン(株)

事業の効果

えびの高原や高千穂の観光振興の一躍を担う拠点施設として、国民宿舎の運営を行うことにより、本県の魅力向上や観光客の誘客促進につながる。

本事業は、えびの高原荘・高千穂荘の2つの国民宿舎の運営に関するものであり、その歳入・歳出は県営国民宿舎特別会計に計上されている。平成18年度以降は、いずれの国民宿舎も指定管理者制度を導入しており、えびの高原荘についてはえびの高原スケートリンクの施設運営とセットで同一の指定管理者に運営委託されている。

両施設ともに利用料金制を採用しており、利用者からの宿泊料は指定管理者の収入となっている。また、利用料金で管理運営経費を賄うことができることから、指定管理料は発生しておらず、逆に指定管理者から納付金を徴収しており、分担金・負担金として歳入に計上されている。

なお、商工観光労働部の事業のうち、工事請負費が計上されているものは、本事業と外国人観光客受入環境整備事業の 2 事業のみであったため、これらの契約手続について検討を行った。本事業では指名競争入札、随意規約の 2 件の工事請負が行われており、実施した手続の範囲においては、いずれも法令等への準拠性、公正性かつ透明性の観点から指摘すべき問題点は発見されなかった。

(意見) 特別会計のあり方について

指定管理者制度が導入される以前は、特定の歳入をもって特定の歳出に充てている状況にあり、一般会計とは区分して経理し、収支の状況を継続的に把握することが必要だったと考える。しかし、指定管理者制度が導入され、宿泊料収入が指定管理者の収入として取り扱われるようになってからは、一般会計と区分して経理する必要性はない。事業の終了を待つことなく、当該特別会計は廃止し、一般会計に統合するのが望ましい。これについては、「7. 複数の事業に関連する事項(1) 特別会計のあり方について」で詳細に記述している。

(2) みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券発行事業

事業名	みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券発行事業		
事業の種類	(国庫) 県単	所管部署	観光推進課
事業主体	県、みやざき観光コンベンション協会		
事業期間	平成27年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	-	462,998
事業費負担区分	国	県	地元
	100%	- %	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
負担金等	444,818	国庫支出金	445,464
その他	646		
合計	445,464	合計	445,464

事業の目的・背景

県内の宿泊施設で幅広く利用できる「ふるさと旅行券」を発行することで、本県への旅行需要・消費を喚起し、地域経済の好循環につなげる。

事業の内容

「ふるさと旅行券」を割引価格で発行するとともに、この旅行券を活用した旅行商品をネット等で販売

「ふるさと旅行券」の魅力を高めるための県産品プレゼントキャンペーンの実施

事業効果の把握、今後のマーケティング戦略等への活用に向けたアンケート調査・分析の実施

事業の効果

魅力ある旅行券を活用した域外から県内宿泊施設への宿泊を通して、交流人口・観光消費が増加するとともに、本県観光の認知度が向上し、地域経済の好循環が図られる。

ふるさと旅行券とは、国が取り組む地方創生事業、「地域住民生活等緊急支援のための交付金事業」のひとつである。購入者への助成により、地域の観光資源に対する消費の喚起・拡大を図るものであり、全国の都道府県・市区町村の自治体が指定した地元を旅行できる「ふるさと旅行券」を対象に、消費者が本来の価格から割り引かれた価格で購入できるお得な旅行券である。宮崎県も、「みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券発行事業」及び「みやざきに来んね！神話のふるさとみやざきPR事業」により、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会に「ふるさと旅行券」発行のための補助金を交付し、下表のとおり一定の効果を得ている。

【宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊数】

	全体宿泊者数	前年同月比	外国人宿泊者数	前年同月比
H27年4月	73,365人	+3.4%	8,328人	+70.9%
H27年5月	92,100人	+4.0%	7,480人	+81.1%
H27年6月	78,611人	+12.8%	8,047人	+73.6%
H27年7月	88,669人	+6.5%	9,089人	+103.1%
H27年8月	120,359人	+7.1%	8,964人	+85.9%

出所 観光推進課作成資料

（指摘事項）補助金の申請書に添付すべき書類の作成日について

補助金の交付に際して、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会から「特別徴収実施確認・開始誓約書」が提出されているが、添付されている「領収証書」の日付が、「特別徴収実施確認・開始誓約書」の提出日より遅い日付となっている。「特別徴収実施確認・開始誓約書」とは、「みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券事業補助金交付要綱」で、補助金等交付申請書に添付すべき書類である。書類の日付に齟齬が生じている場合には、書類が適時に提出されていないのではないかと疑念を持たれかねないため、提出される書類の日付は厳密に確認すべきである。

（意見）歳出予算見積書と事業計画書の相違について

宮崎県は事前に歳出予算見積書を作成しているが、補助金の交付に際して、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会から提出されている事業計画書の金額との間に相違がある。事前見積りのため厳密な金額の算定は難しいのであろうが、事前の予算見積の精度の向上が望まれる。

歳出予算見積書（抜粋）	事業計画（抜粋）
人件費 2,400 千円×2人	人件費 3,500 千円×2人
旅行券印刷費 1,400,000 円	該当なし
旅行券郵送費 5,488,000 円	
旅行券プレゼント分 2,500,000 円	

（意見）助成費用以外の支出について

ふるさと旅行券は国民への周知も十分行きわたっており、販売直後に売切れとなるような人気商品である。その実態から考えると、県内の宿泊施設で利用される旅行券自体の助成費用を重視し、広告費用等は最低限とする必要がある。また、ふるさと旅行券の販売媒体としてコンビニ 3 社を利用しているが、各社でインセンティブ率は異なっている（6～8%）。宮崎県を訪れる観光客の効率的な集客の観点からは、入札制度等に鑑み、インセンティブ率が一番低いコンビニのみを利用することも一案である。

このように、限られた予算の中で、本件への旅行需要・消費に直接結びつくことを最優先とした補助金の使用方法を検討する必要がある。

【媒体ごとの助成費用等の状況】

(単位：千円)

媒体	助成費用	インセンティブ	広告費用等	費用率 (+) ÷
コンビニ	88,000	8,000	4,600	14.3%
ネット系	90,000	-	43,200	48.0%
重点旅行会社	93,000	9,300	11,400	22.3%
スポーツ合宿	18,750	1,875	-	10.0%
海外旅行会社	50,000	-	-	-

出所 事業実績書より抜粋

(3) みやざきに来んね！神話のふるさとみやざき PR 事業

事業名	みやざきに来んね！神話のふるさとみやざきPR事業		
事業の種類	(国庫) 県単	所管部署	観光推進課
事業主体	県、みやざき観光コンベンション協会		
事業期間	平成27年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	-	182,310
事業費負担区分	国	県	地元
	100%	- %	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	45,141	国庫支出金	181,684
負担金等	135,684		
その他	858		
合計	181,684	合計	181,684

事業の目的・背景

ふるさと旅行券等による誘客促進のため、宮崎ならではの観光素材等のPRを集中的に行うことで、本県の認知度向上等を図り、旅行地として選ばれる宮崎づくりにつなげる。

事業の内容

宮崎観光総合プロモーション

- ・チラシ・ポスター・ホームページ等の作成
- ・宮崎の魅力を県外にアピールするプロモーション映像の製作
- ・観光施設や飲食店等の特典クーポン付キャンペーンブックの作成
- ・インターネットや旅行雑誌等への広告掲載
- ・旅行券の販売促進・集客に向けたPRイベント等の実施

「神話のふるさと みやざき」認知度向上 特別プロモーション

- ・首都圏の旅行好き女子に発信力の強い雑誌と連携した情報発信(特集ページ・WEB & スマホの活用)
- ・雑誌・Webと連携した女子向け旅番組の制作放映
- ・女子向け旅行に特化した商談会への参加

事業の効果

本県の認知度を高め、ふるさと旅行券等の販売促進が図られる。

宮崎県は、「みやざきに来んね！神話のふるさと旅行券発行事業」により、「ふるさと旅行券」を発行している。また、ふるさと旅行券を利用して宮崎県を訪れる観光客を増やすために、「みやざきに来んね！神話のふるさとみやざき PR 事業」により、宮崎県の認知度向上のための取り組みを行っている。当該取り組みは、ふるさと旅行券を利用する観光客へのアピールにとどまらず、将来的な宮崎県の魅力を高める効果も有する事業である。

（意見）歳出予算見積書と事業計画書の相違について

宮崎県は事前に歳出予算見積書を作成しているが、補助金の交付に際して、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会から提出されている事業計画書の金額との間に相違がある。事前見積りのため厳密な金額の算定は難しいのであろうが、事前の予算見積の精度の向上が望まれる。

歳出予算見積書（抜粋）	事業計画（抜粋）
広告掲載経費 宿泊サイト 12,000 千円×2 社 旅行雑誌等 1,000 千円×5 企画×3 回	広告掲載経費 宿泊サイト 21,600 千円×2 社 旅行雑誌等 700 千円×3 企画×3 回
イベント 県内イベント 25,000 千円×3 回 上記イベントの PR 6,250 千円×4 回 （東京、大阪、福岡）	イベント 大規模イベント 30,000 千円 大規模イベント 36,350 千円 市町村イベントの支援 1,000 千円× 26 回（26 市町村）

（意見）市町村への均一な支援の合理性について

公益財団法人みやざき観光コンベンション協会から提出されている事業計画の内訳として、市町村イベント（1,000 千円×26 市町村）への支援がある。以下のふるさと旅行券利用枚数からは、市町村によって利用枚数（人）は大きく乖離している。また、観光客が周遊することにより発生する経済効果に関しても、受益者たる宿泊業者や飲食店等の数も市町村によって大きく異なる。安易に市町村一律 1,000 千円支援するのではなく、市町村の実態も加味したうえで、それぞれの支給金額を決定することが有効性及び効率性の観点から必要である。

なお、みやざき観光コンベンション協会は、ふるさと旅行券利用者からアンケートを入手しているが、県も今後の参考資料としてアンケート結果を入手した方が良いのではないかと考える。報告資料として必須の事業実績書・収支決算書だけにこだわらず、プラスアルファの資料入手を行うという柔軟性を持って良いのではないかと考える。

【平成 27 年 5 月～12 月の「ふるさと旅行券」利用枚数】

市 町 村	利用枚数(人)	シェア(%)	市 町 村	利用枚数(人)	シェア(%)
宮崎市	21,751	52.44	日向市	1,053	2.54
西都市	399	0.96	門川町	38	0.09
国富町	0	0.00	諸塚村	12	0.03
綾町	809	1.95	美郷町	49	0.12
高鍋町	89	0.21	高千穂町	3021	7.28
西米良村	72	0.17	五ヶ瀬町	187	0.45
木城町	0	0.00	椎葉村	91	0.22
川南町	0	0.00	都城市	1388	3.35
都農町	0	0.00	小林市	823	1.98
日南市	6,137	14.80	高原町	334	0.81
串間市	575	1.39	えびの市	2366	5.70
延岡市	2,281	5.50	合 計	41,475	100.00

出所 事業実績書より抜粋

(4) MICE 誘致総合対策事業

事業名	MICE誘致総合対策事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	観光推進課
事業主体	県、みやざき観光コンベンション協会		
事業期間	平成26年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	80,475	76,877
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
負担金等	49,258	繰入金	51,616
その他	2,358		
合計	51,616	合計	51,616

事業の目的・背景

宿泊、飲食、交通等の旅行・観光関連支出に、さらに開催関連経費が加わるため、一般的な観光に比べて経済効果の大きいコンベンション等は、「MICE」として観光立国実現の主要な施策の一つに位置づけられ、その誘致については地域間競争が急速に激化している。

このため、本県の重点施策の一つに「MICE」を位置づけ、開催支援、誘致活動、推進体制を一体的に強化し、本県におけるMICE誘致施策の充実を図る。

事業の内容

開催支援事業

- ・MICEの主催団体等に対する開催に要する経費の一部補助の実施

誘致活動事業

- ・MICE誘致懇談会の実施、商談会への参加
- ・MICEキーパーソン、海外エージェント等招へい
- ・パンフレットの作成

体制強化事業

- ・MICE誘致に精通した人材の配置
- ・みやざきMICE推進協議会の設立

事業の効果

本県のMICEの誘致環境の充実が図られるとともに、県内の行政機関、企業、観光協会等からなるみやざきMICE推進協議会の設立(平成27年11月)により、これまで以上に官民が連携した誘致体制が整備される。

宮崎県は、事業の目的・背景に掲げているとおり、既存の県内設備の有効活用や経済波及効果の大きさから、MICE 誘致を重点施策のひとつに位置付けている。当事業は、MICE 誘致のための様々な活動や補助を実施するものである。

しかしながら、MICE の開催件数は伸び悩んでいるのが実情であり、過去 10 年の開催状況は以下のとおりとなっている。

年 度	件 数	延べ参加者数
平成 18 年度	184	214,237
平成 19 年度	186	205,635
平成 20 年度	189	206,357
平成 21 年度	187	187,581
平成 22 年度	166	292,164
平成 23 年度	181	218,116
平成 24 年度	200	226,783
平成 25 年度	176	239,517
平成 26 年度	193	217,780
平成 27 年度	195	218,674

大会、会議、研修会、シンポジウム等を対象（スポーツ大会除く）
出所 公益財団法人みやざき観光コンベンション協会調べ

（意見）事業効果について

開催状況からは、MICE 誘致事業を実施しているにも関わらず開催件数が 10 年前から増加していないことがわかる。（平成 22 年度は、平成 22 年 8 月 1 日から 5 日まで全国高等学校総合文化祭が宮崎県で開催され、約 10 万 3 千人が参加したため、突出している。これを除けば 20 万人弱となり、前年度及び次年度と大きく変わらない。）伸び悩みの原因のひとつとして、他県との競争激化が考えられる。MICE 誘致のため各県様々な施策を打ち出しており、本県も重点的に取り組んではいるものの突出した効果は得られていないのが現状である。

競争の激しさは実際に結果として現れている。平成 27 年度において、誘致していた・開催が予定されていたものの最終的に本県開催が実現しなかったコンベンションは、主なものだけで約 20 件あり、追跡調査の結果、その多くは他県（または他国）にて開催されたものと考えられている。

一般的に、企業等によるコンベンションは計画段階では複数県が候補として挙げられていることが多く、各自治体による誘致合戦の結果、最終開催地が決定される。実現しなかったコンベンションの多くは、各自治体との競争の結果、落選したものと考えられる。

想定される落選の原因としては、コンベンション運営面（会場設備等）とコンベンション終了後のイベント面（アフターコンベンション）に大別される。前者について、本県はシーガイアをはじめとして MICE に使用可能な施設をある程度有しており、施設面での不利はあまりないものと考えられる。一方で、アフターコンベンションの面で他県に及ばなかった可能性がある。

本事業の内容は、MICE 開催経費補助、誘致体制強化及び誘致活動実施が柱である。熾烈な誘致合戦にあって開催件数が減少していないという意味で、一定の成果は上げていると捉えることはできるが、これらの施策を実施しても、開催件数は増加していな

い事実は否定できない。県の重点施策として MICE 開催件数の増加を目指すのであれば、誘致活動の一環として、アフターコンベンションの整備・充実も併せて検討する余地がある。例えば、現在 MICE 誘致に精通した人材を旅行会社から 1 名配置しているが、同様に、アフターコンベンションに精通した人材を配置することなどが考えられる。また、海外団体の誘致を視野に入れた MICE 施設での Wi-Fi 環境の充実といったインフラ面の整備も考えられる。開催経費補助事業において予算の未消化（予算 30 百万円に対し実績 25 百万円程度）が生じてしまっている事実からも、事業資金の用途の転換を検討する必要がある。

(5) 東アジア等観光誘客推進事業

事業名	東アジア等観光誘客推進事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	観光推進課
事業主体	県、みやざき観光コンベンション協会		
事業期間	平成26年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	41,026	46,250
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
負担金等	37,092	繰入金	44,250
その他	7,158		
合計	44,250	合計	44,250

事業の目的・背景

国際定期便のある韓国、台湾のほか、平成27年3月末に就航した香港での本県の知名度向上の強化などを行うとともに、近年訪日需要が大幅に増加してきている東南アジア地域での観光誘致の取組を図る。

事業の内容

(1) 東アジア地域誘客促進事業

韓国、台湾、香港でのセールス活動を実施するとともに、国のVJ事業等を活用した招へい事業等を実施する。

本県の認知度強化を図るため、韓国でのTVショッピングや台湾での本県テレビ番組の放映を行う。

中国において、本県のゴルフの魅力をPRする商談会等を実施する。

香港の大手旅行会社とタイアップし、ウェディングツアーの実施や観光キャンペーンを実施する。

香港線の就航に伴う特別対策として、定期便の早期安定化と香港での認知度向上、本県への更なる誘客促進を図るため、旅行会社等への送客支援やメディアタイアップキャンペーンを実施する。

(2) 東南アジア地域誘客対策事業

九州観光推進機構や九州運輸局、九州各県と連携して、シンガポールやタイを中心に九州観光説明会・商談会を開催するとともに、国のVJ事業等を活用した招へい事業等を実施する。

(3) 県事務費

職員の海外セールスプロモーション等に要する経費

事業の効果

東アジア地域での誘客対策をこれまで以上に強化するとともに、東南アジア地域からの観光客の取り込みを図ることにより、海外からの観光客の増加が図られ、県内経済の活性化につながる。

韓国、台湾、中国等の東アジア地区の観光客を誘致するために、認知度強化のためのPR活動、就航する航空機等の定期便の安定化を図るための活動に係る事業である。宮崎県の重点施策のひとつであり、アクションプラン重点指標にも、「観光再生おもてなしプログラム」として訪日外国人観光入込客数を現状(平成25年)の19万人から平成30年には40万人にする目標が掲げられている。

(意見) 市町村の負担割合の公平性

当事業については市町村も 4,275 千円の事業費を負担している。各市町村の負担額の算定方法は均等割が 10%、人口割が 90%となっており、観光客誘致による経済効果享受の実態を反映するものとなっていない。つまり人口の多いベットタウンを有する市は高い割合での費用負担となるが、人口の少ない商業地は経済効果を楽しむ一方で費用負担の割合は低くなる結果となる。経済効果に合わせた費用負担割合の設定が必要である。

(6) 魅力ある観光地づくり総合支援事業

事業名	魅力ある観光地づくり総合支援事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	観光推進課
事業主体	県、市町村		
事業期間	平成26年度～平成28年度		
(単位：千円)			
事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	22,542	23,747
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算 (単位：千円)

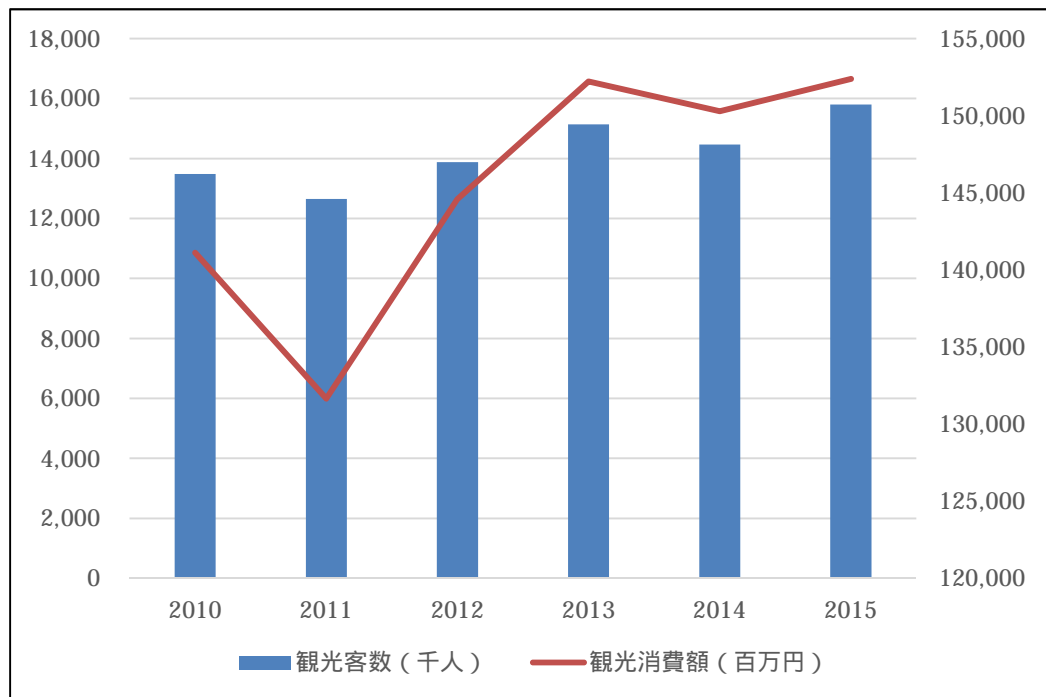
歳出		歳入(財源)	
負担金等	22,074	一般財源	23,219
その他	1,145		
合計	23,219	合計	23,219

<p>事業の目的・背景 市町村等における観光資源の発掘・磨き上げやスポーツ環境の整備、観光地・施設の情報発信等の地域外からの誘客をめざした観光地づくりの取組を総合的に支援する。</p> <p>事業の内容 観光地づくり推進事業 地域の戦略的な行動計画を策定する事業、計画に基づき実施される観光関連施設等の新設又は改修事業等を支援 スポーツランドみやざき施設等整備事業 スポーツキャンプ及びスポーツイベントの誘致やマリンスポーツ環境づくりを推進するための施設等整備を支援 「ゆっ旅宮崎」推進事業 体験型観光を推進するため、メニューの開発やツアーの造成等により、観光客の誘致や交流促進に資する取組を支援 「花旅みやざき」推進事業 花を生かした観光を推進するため、名所づくりや広報宣伝等により、観光客の誘致や交流促進に資する取組を支援 「波旅宮崎」推進事業 マリンスポーツを活用した観光の受入体制の整備に必要な経費等を支援 「一村一祭」アピール事業 各市町村一押しの祭り・イベントについて広くアピールし、観光客の誘致や交流促進に資する取組を支援</p> <p>事業の効果 各地域の観光資源等の整備やメニュー開発、広報活動等を通じて、観光客の受入環境の強化が図られ、本県への観光誘客の促進につながる。</p>
--

近年、訪日外国人が増加し、インバウンド需要が増加しつつある。宮崎県の観光客数は、2010年の口蹄疫発生、2011年の東日本大震災の影響により、一時は観光需要が低下していたが、近年は回復傾向にある。しかしながら、全国の観光入込客数と比較すると、依然として低い水準にある。

当事業は、より多くの観光客を誘致するために、宮崎県ならではの観光地づくり、スポーツ環境の整備等を支援している。

【宮崎県の観光客数及び観光消費額の推移】



出所 「平成 27 年宮崎県観光入込客統計調査結果」より監査人作成

(意見) 青島オリジナルデザイン整備事業について

上表の事業の内容の 観光地づくり推進事業のひとつに宮崎市の青島オリジナルデザイン整備事業がある。この青島オリジナルデザイン整備事業の事業計画書によれば、現在青島地域では観光客を誘導・回遊させる案内サインが数多くあるが、これらのデザイン等に統一基準がなく、景観に融和していないことを問題視している。当該問題点を解決するために、青島に設置されている案内サインの現状把握と、青島オリジナルデザイン作成・整備・情報発信を行うこととしている。

しかし、この事業成果は、デザインポリシー策定体制の構築(デザインポリシー策定の勉強会の実施、情報共有のための Web サイトの制作運用、情報発信のためのタブロイド版の作成)であり、青島オリジナルデザイン作成・整備・情報発信という目的からは明確でない。事業主体は宮崎市であるが、事業費を負担する以上、達成すべき事業成果を計画段階で確認し、予算申請及び決裁を行う必要があった。

なお、当該事業は最終目的である青島オリジナルデザイン作成・整備・情報発信は達成されないまま、単年度予算として終了している。結果として、デザインポリシー策定体制の構築にとどまっており、事業成果に疑念が生じている。事業の検討段階において、宮崎市と事業スケジュール及び事業費を詳細に協議し、単年度で事業成果を獲得できるか否かを十分検討したうえで事業決定する必要があったのではないだろうか。

(意見)「花旅みやざき」推進事業の効果の測定について

当事業では、日南の四季折々の花をPRし、観光客を誘致することを目的としてパンフレット・ポスターの作成等を行っている。しかし、予算を検討する際の事業効果目標の設定と、当事業を行った結果、どれだけ日南の観光客が増加したか等といった効果の測定が行われていない。まずは、効果の測定の指標となる重要業績評価指標(KPI X)を設定し、当事業の活動の有効性を見つめなおすことが必要である。具体的には、ちらしやポスター等でPRする前後で、北郷花立公園の桜や南郷のジャカランダへの観光客がどれだけ増加したかを把握することが事業効率を図るうえで有効である。

KPI : Key Performance Indicators の頭文字。重要業績評価指標。組織や事業、業務の目標の達成度合いを計る定量的な指標のことであり、現在の状況を表す様々な数値などの中から、進捗を表現するのに最も適していると思われるものが選択される。

(意見)「ゆっ旅宮崎」推進事業のサイクルスタンドの設置場所について

当事業は、近年増加している国内外のサイクリストの誘致を目的として、日南海岸を自転車で観光できるようなサイクリング環境づくりの促進を行っている。その一環として、「日南海岸サイクルライン」のホームページの作成、サイクルスタンドの検討ワークショップの開催及びサイクルスタンドの作製・設置を行っており、県南の日南市の事業として進められている。

宮崎県としては、サイクリング人口に着目しており、観光誘致の手段として県全体へサイクルスタンドの設置を推進することを検討している。サイクルスタンドは、飲食店、宿泊施設や温泉等に設置されることから、今後の拡大戦略を考えた場合、スタンドを設置する受益者にも費用を負担してもらうことも一案である。なお、費用を負担してもらうだけではなく、サイクリングロードを利用した地域活性化を受益者主体で実施することも有効と考える。

【サイクルスタンド設置写真】



(日南海岸サイクルライン Facebook より抜粋)

(意見) 都農ワイナリーフェスティバルの効果の測定について

上表の事業の内容の「一村一祭」アピール事業のひとつに都農町の都農ワイナリーフェスティバルがある。この事業は宮崎市と都農町の間を無料で送迎バスを走らせることにより「都農ワイナリーフェスティバル」の誘致を図っているが、事業実績明細書にはこの効果により前年度に比べ何人の観光客が増加したか等が記載されていない。

予算策定時の事業効果目標を定め、事業終了後の実績と対比し、未達理由及び次年度の改善策の立案を行うことは、効率的な事業の実施の前提であり、前年度との比較も行っていない現状には問題がある。当期の実績を翌年度に活かすためにも、事業の効果測定する KPI を設け、PDCA サイクル()管理を実施すべきである。

PDCA サイクル：Plan-Do-Check-Act の頭文字をつなげたもの。事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つであり、Plan(計画) Do(実行) Check(評価) Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

3. 産業振興課関係

(1) ICT 産業総合力強化推進事業

事業名	ICT産業総合力強化推進事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	産業振興課
事業主体	県		
事業期間	平成27年度～平成29年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	-	5,370
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	5,193	一般財源	5,193
合計	5,193	合計	5,193

事業の目的・背景

本県ICT企業の経営力及び技術力の強化を図るとともに、首都圏等への販路拡大を支援するなど、本県ICT産業の基盤強化のための総合的な事業を実施する。
また、雇用の受け皿として期待されるコールセンターに関する正しい理解を深めながら、コールセンター人材の養成を図る。

事業の内容

ICT企業経営力強化
ICT企業の開発商品等の販売力強化のための研修を実施することで、ICT企業の経営力の強化を図る。

ICT企業技術力強化
高度化・多様化を続けるICT技術に関する研修を実施することで、ICT企業の技術力の強化を図る。

ICT企業販路拡大強化
首都圏を中心とした県外のICT企業との「商談会」の開催により、本県ICT企業の受注機会と販路拡大の機会を創出する。

コールセンタースキル修得事業
情報通信手段の多様化に伴い、業務の範囲が複雑かつ広範囲となっているコールセンター業務について、企業ニーズに対応できる人材養成研修を行う。

事業の効果

県内ICT企業の経営力及び技術力の強化や販路拡大の機会の創出など、総合的な支援を行うことで、本県ICT産業の振興及び産業全体の底上げを図る。

近年 ICT(Information and Communication Technology)産業の市場規模は拡大しており、経済成長や雇用の創出に寄与するものとして、地方創生の観点からも注目されている。本事業は宮崎県の ICT 産業全体の底上げを目的とした総合的な事業であり、ICT 企業経営力強化事業、ICT 企業技術力強化事業、ICT 企業販路拡大強化事業、コールセンタースキル習得事業の 4 事業を柱としている。当該 4 事業の実施については、いずれも株式会社宮崎県ソフトウェアセンター(以下、ソフトウェアセンター)に委託している。

(意見) 事業進捗における協議体制について

ICT 企業販路拡大強化事業は、県内 ICT 企業と県外 ICT 企業の商談会を実施し、販路拡大の機会を提供するものである。参加企業の選定・募集については受託者に一任されている。受託者募集時に宮崎県が募集要項において定めた要件と、受託者たるソフトウェアセンターが事業を実施した成果（実績）は以下のとおり。

項 目	募 集 要 項	実 績
参加企業数	県外企業 5 社以上 県内企業 20 社以上	県外企業 7 社 県内企業 8 社
成果目標	商談継続件数 5 件以上	商談継続件数 4 件
その他留意事項	県内 ICT 企業のニーズを捉えた マッチングを行うこと。	

県外企業の参加数は目標を上回っているものの、県内企業の参加数は目標を大きく下回っている。この要因について、実績報告書においてソフトウェアセンターは以下のように分析している。

- ・県外企業は開発系企業を集め、Web 関連企業を招待していなかったため、県内 Web 関連企業の参加がなかった。
- ・県内企業の募集に関し、予め、ある程度県外企業が提示できる案件や人材募集などの概要を周知しておき、企業募集に繋ぐことも必要であった。

要約すると、県外企業ありきで企画を進めたことが目標未達の要因となったと考えられる。募集要項（上表）において「県内 ICT 企業のニーズをとらえたマッチングを行うこと」と記載されているにも関わらず、いわばこれと逆の方向性で事業が進められていたことになる。

上記の影響とは一概にはいえないが、結果として、商談継続件数 5 件という成果目標も達成できていない。

このような事態を防止するため、県は事業遂行中の各段階においてこれまで以上にモニタリングを行う必要があるのではないかと考える。例えば ICT 企業に対し研修を実施する ICT 企業経営力強化事業（上表 事業の内容）では募集要項に「研修の募集人数が定員未満の場合は速やかに報告し指示を受けること」と記載されているが、ICT 企業販路拡大強化事業の募集要項に同様の趣旨の定めはない。商談会の参加企業数が目標に達しない場合は事前に県が報告を受けるといった協議体制づくりを検討してはどうかと考える。

(2) 機械技術センター運営事業

事業名	機械技術センター運営事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	産業振興課
事業主体	県		
事業期間	平成26年度～平成30年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	50,082	49,510
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	49,433	一般財源	47,592
その他	46	使用料及び手数料	1,887
合計	49,479	合計	49,479

事業の目的・背景

県北を中心とする機械金属工業の技術高度化等を促進する。

事業の内容

管理運営委託

延岡市に設置している宮崎県機械技術センターにおいて技術指導や技術講習等を実施し、本県機械金属工業の技術高度化等を支援する。

(1) 技術支援

機械技術センターの設備を利用した技術指導、基礎技術の研修等

(2) 設備利用

各種工作機械及び試験検査設備の開放等

(3) 依頼試験

建設業関係(コンクリート強度試験、鋼材強度試験等)

機械金属工業関係(金属材料強度試験)

(4) 試験研究又は共同研究又は試験研究

機械金属工業関係企業との共同研究

(5) 県工業技術センターとの連携

事業の効果

県内の機械金属加工の高度化に大きく貢献するとともに、地域技術の高度化の拠点として、地元企業の技術力向上のために、先導的な役割を果たすことができる。

宮崎県機械技術センターは、「県内機械金属工業の振興を図ることを使命とし、主として県北を中心とする関連中小企業を対象に、技術力向上を支援する機関」(宮崎県機械技術センターHPより)と位置付けられている(具体的な業務内容は後述の「機械技術振興協会の実施業務」に記載している)。実際の運営は指定管理者である宮崎県機械技術振興協会が行っており、当事業費のほとんどは当該協会への委託料である。委託料のうち最も大きな割合を占めているのが人件費であり、平成27年度は23百万円程度となっている。なお、機械技術振興協会には6名の職員が在籍しており、うち1名は県より派遣されている職員である。

機械技術振興協会の実施業務は以下のとおりである（平成 27 年度業務年報より）。

- 技術の向上を目的とした業務
 - ・ 技術相談・指導
 - ・ 技術講習会、セミナーの開催
 - ・ センター機器取り扱い研修の開催
 - ・ 専門家派遣事業の実施
 - ・ 品質向上事業の実施
- 設備利用に関する業務
- 依頼試験に関する業務
- 試験研究に関する業務
- 補助金等申請に関する支援業務
- 工技センター等他機関との連携
- 見学受け入れに関する業務
- 情報の収集と発信に関する業務

これらについて、平成 27 年度の計画と実績を比較すると次のようになる。

業務内容	計画	実績	達成 / 未達
技術支援			
技術相談	250 件	289 件	達成
技術指導	200 件	111 件	未達
機械設備の取扱研修	8 回（20 人）	12 回（46 人）	達成
技術講習会	5 回（100 人）	5 回（48 人）	参加者数未達
専門家派遣による現場指導又は技術継承	3 回	8 回	達成
ものづくりに係る品質向上	5 件	6 件	達成
補助金の獲得にむけたコーディネート推進	3 件	21 件	達成
設備利用	450 件	288 件	未達
依頼試験	600 試料	369 試料	未達
試験研究・共同研究	1 件	2 件	達成
機械金属工業振興に関する調査等			
先進地技術調査	4 回	7 回	達成
新技術導入調査	4 回	7 回	達成
企業巡回訪問	50 社	53 社	達成
見学	150 名	200 名	達成

(意見) 計画及び事業遂行状況の妥当性について

上表をみると、技術指導、技術講習会（参加者数）、設備利用、依頼試験において計画未達となっていることがわかる。いずれも実績値が計画値比で7割を下回っており、達成状況に問題があるといえる。計画未達の原因としては、計画が適切でないこと（設定値が過大）業務の遂行状況が不十分であること（努力不足）の二つが主に考えられるが、いずれにしても、予算額（委託料）の妥当性を検討する必要がある。特に、委託料の半分近くを占める人件費について、現状の人員配置・勤務体制が過大なものとなっていないか、削減の余地がないか再検討する必要がある。

(3) 農業生産・食品製造システム技術開発支援事業

事業名	農業生産・食品製造システム技術開発支援事業		
事業の種類	(国庫) 県単	所管部署	産業集積推進室
事業主体	県		
事業期間	平成25年度～平成27年度		
(単位：千円)			
事業費（予算）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	824	7,865	6,000
事業費負担区分	国	県	地元
	80%	20%	- %

平成27年度決算 (単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	5,931	国庫支出金	4,745
		一般財源	1,186
合計	5,931	合計	5,931

<p>事業の目的・背景 「みやざきフードビジネス振興構想」に基づく、「拡大」、「挑戦」、「イノベーション」の3つのプロジェクトにおいて、戦略産業雇用創造プロジェクト（厚生労働省補助事業）を活用し、外部人材の活用や人材育成を行い、食料品製造業を中心としたフードビジネスの成長産業化を加速化することで、地域の雇用の安定化と新規創出を図る。</p> <p>事業の内容 農業者や食品加工事業者の自動機械等に対するニーズを収集し、食品機械・農業機械マッチングを実施する。 ・コーディネーター、専任スタッフの設置 ・マッチング会の開催 ・食品機械・農業機械技術向上支援セミナーの開催 ・食品機械・農業機械事例集の作成</p> <p>事業の効果 官民一体となって外部人材の確保や商談会等のマッチング支援に取り組むことで、販路や生産の拡大等によりフードビジネスの推進が図られ、地域経済の活性化及び雇用増が期待される。</p>

戦略産業雇用創造プロジェクト事業費補助金(厚生労働省補助事業)を主な財源として、県内の農業者・食品加工事業者と県内の農業機械・食品機械業者とのマッチング支援を行う事業である。事業費はすべて委託料であり、一般社団法人宮崎県工業会に委託している。

(意見) 事業にかかる目標設定と事業効果について

事業の目的は、県内の事業者のマッチング支援により、農業者・食品加工業者のニーズに合った機械の製作及び普及を通じて、農業者・食品加工業者の生産の拡大及び機械業者の販路拡大・経営の安定化を図ることを目的としている。しかし、事業計画段階における県内の対象企業数、目標マッチング数及び目標成約数の設定がない。

また、平成 27 年度の当事業の実績をみると、マッチングは 13 件行われたものの、最終的に成約となった案件は 3 件にとどまっている。約 6 百万円の委託料に見合う事業効果が得られたのか疑問である。成り行きではなく、目標に基づく実績管理を実施する必要がある。

4. 労働政策課関係

(1) 中小企業勤労者支援融資事業

事業名	中小企業勤労者支援融資事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	労働政策課
事業主体	県		
事業期間	平成27年度～平成29年度		
(単位：千円)			
事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	-	15,207
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算 (単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
貸付金	15,000	諸収入	15,000
その他	189	一般財源	189
合計	15,189	合計	15,189

事業の目的・背景

県内の中小企業で働いている方々に教育資金及び生活資金を低利率で融資することにより、勤労者の生活の安定及び福祉の向上を図る。

事業の内容

九州労働金庫に対し勤労者向け融資制度に必要な融資原資の預託を行い、県内の中小企業勤労者へ低利率で融資する。

融資の用途

高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、高等専門学校、専修学校等に就学する子どもの教育に必要な資金及び医療、災害復旧、冠婚葬祭等による生活費の支出を補填するために一時的に必要な資金。

融資の内容

(単位：千円、%)

資金用途	預託金額	協調倍率	融資枠	融資条件		
				限度額	利率	期間
教育	15,000	4倍	60,000	5,000	1.35	10年以内
生活				10	2.90	5年以内

融資対象者

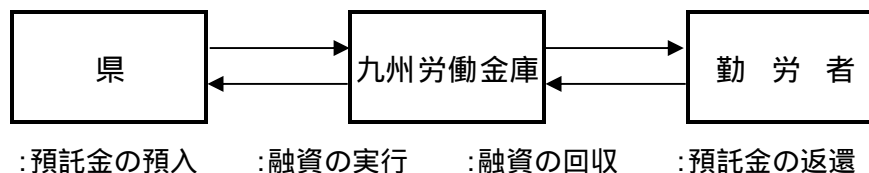
以下の条件を満たす方

- ・県内に1年以上居住し、かつ、県内の同一中小企業に1年以上勤務している方。
- ・その他九州労働金庫の審査基準を満たす方。

事業の効果

中小企業勤労者に低利な資金を融資することにより、ゆとりある豊かな勤労者生活の実現を促進し、中小企業勤労者の福祉の向上が図られる。

この事業に係る資金の流れは下図のようになっている。



九州労働金庫（以下、労金という。）は県からの預託金（ ）を原資として、勤労者に低利融資（ ）を行う。当年度の融資に必要な預託金は毎年度県から労金に供給されており、県では貸付金として歳出計上している。労金が勤労者に対して融資可能な金額は、県から受け入れた預託金の4倍であるが、この融資枠はすべて使用されるわけではない。使用されなかった融資枠に相当する預託金は、翌年度に返還される。また、勤労者からの返済（ ）があると、これに対応した預託金が返還され、歳入として計上される（ ）。すなわち、歳入として計上されるのは、当年度に返済された融資と前年度に使用されなかった融資枠に相当する預託金である。

この事業に係る歳入・歳出・預託金残高（労金への貸付金残高）の推移を示すと下表のようになる。この事業は平成元年から実施されており、融資額も増加傾向にはないことから、歳入の範囲内で歳出が行われている状況である。

【歳入・歳出・預託金残高の推移】 (単位：千円)

	歳出 (1)	当年度 償還額 (2)	前年度 未貸付 (3)	歳入 (4) =(2)+(3)	年度末 預託金残高 =前年残 +(1)-(4)
平成 25 年度	15,000	20,393	2,132	22,525	90,061
平成 26 年度	15,000	16,547	6,614	23,162	81,899
平成 27 年度	15,000	14,936	7,175	22,111	74,788
平成 28 年度	15,000	14,693	2,320	17,013	72,775

出所 労働政策課作成資料

(意見) 報告事務の簡素化について

宮崎県中小企業勤労者支援融資要綱第12条の規定により、県は労金から毎月融資状況の報告を受けている。下表は、平成27年度における生活資金及び教育資金の月別貸付実績である。

【平成 27 年度 月別貸付実績】

(単位：千円)

	生活資金		教育資金	
	件数	金額	件数	金額
平成 27 年 4 月	0	0	2	5,000
平成 27 年 5 月	0	0	0	0
平成 27 年 6 月	0	0	0	0
平成 27 年 7 月	0	0	2	2,100
平成 27 年 8 月	0	0	0	0
平成 27 年 9 月	0	0	1	980
平成 27 年 10 月	0	0	0	0
平成 27 年 11 月	0	0	1	5,000
平成 27 年 12 月	0	0	1	1,500
平成 28 年 1 月	0	0	1	3,000
平成 28 年 2 月	0	0	5	10,900
平成 28 年 3 月	0	0	11	22,240
合計	0	0	24	50,720

出所 労働政策課管理資料より監査人作成

しかし、月々の融資件数は数件しかなく、しかも教育資金という性格から融資は 2、3 月に集中している。歳出及び前年度未貸付額の推移からみても、月々の融資状況はここ数年変わらないと考えられる。

宮崎県中小企業勤労者支援融資要綱第 12 条には、「金庫は、毎月の融資状況を融資状況報告書（別記様式）により、翌月の 15 日に知事に報告するものとする。」とある。このため、労金では社印を押印した正式文書を毎月作成して県に送付し、県では受領した書類を回覧し、ほとんど見る価値のない大量の書類を保存するという無駄な事務作業が発生している。

月次の報告は電子メールで担当者がこれを受領し、書面による正式な報告は年度末に 1 回あれば十分である。この事業は平成元年から実施されており、この条文も当時から更新されていないのではないかとと思われる。電子メールの普及した現在の状況に合わせて要綱を見直し、報告事務の簡素化を図るべきである。

(2) 就活アシスト！わかもの人財育成事業

事業名	就活アシスト！わかもの人財育成事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	地域雇用対策室
事業主体	県		
事業期間	平成26年度～平成28年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	39,438	56,186
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	51,560	繰入金	55,667
負担金等	1,323		
その他	2,784		
合計	55,667	合計	55,667

事業の目的・背景

高い失業率や離職率、多数のフリーターやニートの存在など厳しい環境にある若年者等に対する就職支援を強化し、職業観を持った人財の育成や適切なマッチングへと繋げることにより、県内中小企業を支える人財づくりを推進する。

事業の内容

ヤングJOBサポートみやざき運営強化事業

ヤングJOBサポートみやざきに相談員を配置し、若年者に対して就職支援のための相談やセミナーを実施する。

ヤングJOBサポートみやざき施設管理事業

ヤングJOBサポートみやざきとハローワークを併設し、一体的に若年者の就職支援を実施する。

マッチング・定着支援事業

マッチング支援員が企業を巡回して求人開拓を行うとともに、求職者に対するキャリアアップ相談やマッチング支援を実施する。また企業に対して社員の離職防止のための定着支援等を行う。

若年者自立支援推進事業

県が設置する地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理士による心理カウンセリング等を行う。

事業の効果

次代を担う若年者の就職機会を確保し、就職と職業的自立への支援を強化することで、県内への就職の促進が図られる。

若年者雇用対策事業として、ジョブカフェ(上記)及び地域若者サポートステーション(上記)の設置・運営は従来から行われていたが、これらに加えて平成26年度からマッチング・定着支援事業(上記)が行われている。

ジョブカフェとは、若者の就職支援をワンストップで行う施設で、就職セミナー・職場体験・カウンセリング・職業相談・職業紹介などのサービスを行っており、宮崎県ではヤングJOBサポートみやざきという名称で呼ばれている。

地域若者サポートステーションとは、「引きこもり」「ニート」と呼ばれる若年無業者の職業的自立を促すために設置された相談窓口であり、臨床心理士等によるカウンセリング、コミュニケーション訓練、協力企業への就労体験などの就労に向けた支援活動が行われている。

マッチング・定着支援事業は、キャリアカウンセラーを配置し若者に対してきめ細かな個別就職相談を行うマッチング事業と、職場定着支援員を配置し県内の事業所に対して職場定着のための研修・コンサルティングを行う定着支援事業の2つの事業で構成されるものである。

（意見）事業の組み立て方について

ヤング JOB サポートみやざきでは、キャリアカウンセラーを4名配置してカウンセリングを継続的に実施している。マッチング事業においては、仕様書に「キャリアカウンセラー2名を配置し、ヤング JOB サポートみやざきと連携して業務を行う」とあり、実質的にはヤング JOB サポートみやざきのカウンセラー増員に過ぎない。両事業におけるキャリアカウンセラーの資格要件も全く同じである。にもかかわらず、マッチング事業をヤング JOB サポートみやざきの運営事業の契約変更とはせず、定着支援事業と組み合わせて新規事業として発注している。これについては、以下のような説明を受けている。

・従来、ヤング JOB サポートは県職員が行っていたが（直営）、平成24年度から民間に運営委託している。民間委託後、相談者数が大幅に増加したため、キャリアカウンセラーを増員したいと考えていたが、財源がなく実施できなかった。利用者等の実績は下表のとおりである。

（単位：人）

	H22	H23	H24	H25
延べ利用者数	3,664	3,379	6,192	6,312
新規登録者数	321	307	456	539
延べ相談者数	1,685	1,522	2,709	3,126
就職者数	161	101	178	226

・マッチング・定着支援事業は、国の補助金である緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源に平成26年度から実施している。マッチング事業は雇用拡大、定着支援事業は処遇改善を目的とした事業であり、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業としての要件を満たしている。

・ヤング JOB サポート運営事業は、従来から行われているもので新規性がないため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を利用して実施することができない。既存事業の契約変更という形で実施するには、この基金を使うことができず、別の財源を探す必要がある。

財政状況が厳しく、使途に制限のない一般財源が限られている中、利用できる補助金の枠組みに当てはまるように事業を設計した結果、マッチング事業と定着支援事業の組み合わせになったということである。しかし、新しい事業を既存事業の拡大部分と組み合わせる業者を選定を行えば、既存事業との連携が必要になることから、既存事業を受注している業者が圧倒的に有利になる。実際に、マッチング・定着支援業務には4社が企画コンペに応募しているが、選考されたのはヤング JOB サポートみやざきを運営している業者である。限られた財源の中でやり繰りしている苦労も理解はできるが、公平性に欠ける事業の組み立て方であると言わざるを得ない。

（意見）複数年契約について

ヤング JOB サポートみやざきの運営委託事業については、企画競争入札を毎年度実施して運営業者を選定しているが、複数年契約の導入を検討すべきと考える。運営委託事業の中には、就職セミナーの開催のようなプロジェクト的なものもあるが、主たる業務は常時継続的に実施される求職者等へのキャリアカウンセリングである。複数年契約とすることによって、カウンセラーと利用者の信頼関係を構築しやすくなるだけでなく、カウンセラーによるサポートが充実したものになると考えられる。

平成27年度に実施されたおもてなし人材育成事業では、新規雇用者7名のうち4名が半年もしないうちに退職している。この人たちはヤング JOB サポートみやざきでキャリアコンサルタントのカウンセリングを受けていると思われるが、単年度契約であれば、この結果がカウンセラーにフィードバックされることもない。また、就職者数という業績指標を追い求めて個々のカウンセリングが十分に行われていない可能性も考えられる。長期的な契約であれば、離職率の低減も業績指標になり得るが、単年度契約では困難であろう。

(3) 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費 地域人づくり事業

事業名	緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費 地域人づくり事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	地域雇用対策室
事業主体	県		
事業期間	平成26年度～平成27年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	564,174	569,368
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	560,005	繰入金	560,005
合計	560,005	合計	560,005

事業の目的・背景

地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多用な「人づくり」により、若者や高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大を通じて「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や家計所得の増大等、処遇改善に向けた取組を推進する。

事業の内容

雇用拡大プロセス：未就職卒業者や、結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う。また、人材を求める企業と求職者のマッチングを行う合同説明会等の就職へ向けた支援を行う。

処遇改善プロセス：非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引き上げなどの処遇改善を図る。

事業の効果

失業者等に対して安定的な雇用・就業機会の創出が図られるとともに、在職者の処遇改善が図られる。

地域人づくり事業は、厚生労働省の補助事業である緊急雇用創出事業の一環として行われたものである。国からの補助金で基金を造成し、これを取り崩したものの(繰入金)が財源となっている。この事業は、都道府県が企画した新規の事業を通じて雇用や就業機会を直接的に創出するものとされており、助成金を交付する事業は認められていない。また、事業の委託先は、民間企業・社団・財団・NPO法人等幅広く可能とされており、自治体による直接実施は認められていない。よって、事業費は全額委託料として計上されている。

地域人づくり事業は、雇用拡大・処遇改善を目的に、商工観光労働部だけでなく様々な部署で様々な事業が行われている。平成27年度に実施された事業の内容及び決算額の内訳は以下のとおり。このうち、商工観光労働部で実施されたものは10事業である。

【平成 27 年度 地域人づくり事業一覧】

(単位：千円)

事業実施部署	事業名	区分	決算額
フードビジネス推進課	フードビジネス人づくり推進事業	雇用拡大	36,864
フードビジネス推進課	フードビジネス海外展開支援事業	処遇改善	67,851
フードビジネス推進課	フードビジネス経営力強化支援事業	処遇改善	166,437
危機管理課	県防災士ネットワーク活動促進事業	雇用拡大	4,086
障害福祉課	在宅重度障害児支援事業所サポート事業	雇用拡大	16,443
こども家庭課	ひとり親家庭支援員派遣事業	雇用拡大	7,924
自然環境課	狩猟従事者育成雇用確保対策事業	雇用拡大	9,768
自然環境課	自然資源活用人材育成事業	雇用拡大	2,384
森林経営課	森林路網整備専門技術者養成事業	雇用拡大	46,098
商工政策課	顧客を勝ち取る！個店魅力アップ事業	処遇改善	17,608
商工政策課	新分野進出チャレンジ事業	処遇改善	3,507
産業振興課	シニア食市場参入等支援事業	処遇改善	8,557
労働政策課	若年者等職場定着促進事業	処遇改善	5,184
労働政策課	建設技能労働者確保事業	雇用拡大	6,939
労働政策課	生涯現役！いきいきシルバー人材活躍応援事業	雇用拡大	18,567
労働政策課	おもてなし人材育成事業	雇用拡大	13,275
労働政策課	女性活躍応援事業	雇用拡大	19,002
労働政策課	県内就職促進事業	雇用拡大	11,586
観光推進課	「神話のふるさと みやざき」PR 人材育成事業	雇用拡大	18,380
農政企画課	農業・食品関連企業等人材育成事業	処遇改善	5,800
農政企画課	薬用作物等地域特産作物利活用人材育成事業	処遇改善	513
地域農業推進課	農作業支援者育成事業	雇用拡大	17,880
水産政策課	宮崎のさかな販路拡大支援事業	処遇改善	2,400
畜産振興課	畜産技術員人材育成事業	雇用拡大	19,134
畜産振興課	食肉関連専門人材育成事業	雇用拡大	24,357
管理課	建設業若年者入職促進・人材育成事業	雇用拡大	9,461
合 計			560,005

雇用改善：17 事業 282,148 千円 処遇改善：9 事業 277,857 千円

上記事業のうち、ここでは「おもてなし人材育成事業」と「女性活躍応援事業」について検討した。

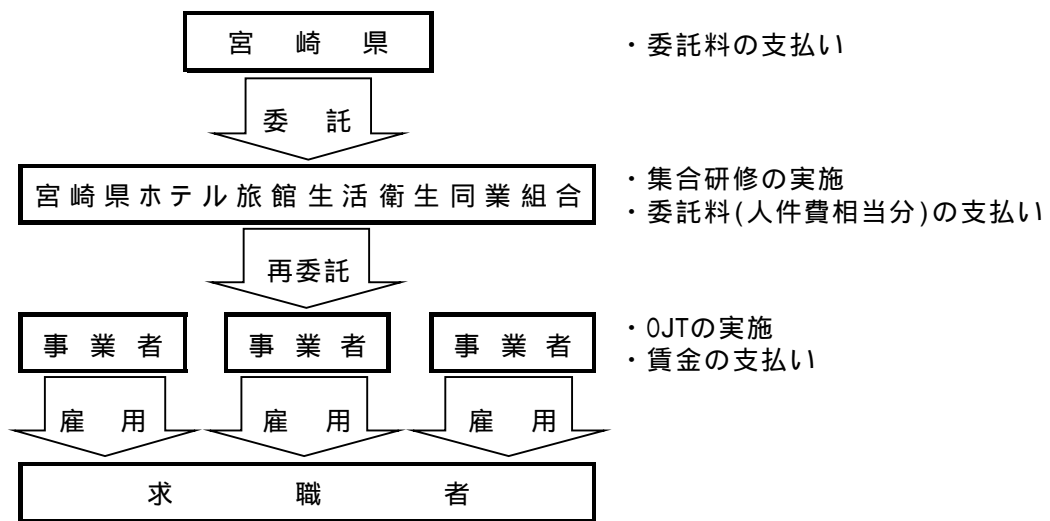
ア．おもてなし人材育成事業

(ア) 事業の概要

- おもてなし人材育成事業は、地域人づくり事業における雇用拡大を目的としたものである。地域人づくり事業について規定した緊急雇用創出事業等実施要領

には、「失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外での講義等の研修を受講するOFF-JTなどの組み合わせによる人材育成・就業支援計画を策定し、これに基づいて人材育成・就業支援を行う」ものとされている。

- 事業は宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に委託し、ここで職場外の集合研修を実施する。職場での実務経験を積むOJTは、求職者を雇用した各事業所で行う。新規雇用した失業者に対する人件費は同業組合から各事業所に委託料という形で支払われる（下図参照）
- 集合研修は、おもてなし受け入れセミナー（2回）おもてなし技術向上研修会（2回）英語・北京語・韓国語の語学研修（全31回）を実施している。これらの研修には新規雇用した失業者だけでなく、既存の従業員も参加している。



(イ) 事業実施の背景

- 東京オリンピック開催に伴う各国ナショナルチームの事前合宿、東九州自動車道の開通、宮崎 - 香港線の定期便就航など、国内・海外観光客の更なる流入が見込まれる中、ホテル・観光ビジネスにおける人材育成は重要である。
- 民間の専門学校等が厚生労働省令に準拠した形で実施する職業訓練に対しては、都道府県がこれを認定し、運営費等の補助金を交付している。しかし、宮崎県内にはホテルビジネス・観光ビジネスを教えている専門学校がない。

(ウ) 事業の結果

- 予算額：23,880 千円 決算額：13,275 千円
- 事業費予算 23,880 千円のうち、新規雇用する若年求職者の人件費が 17,173 千円計上されている。予算では新規雇用者 9 名の 11 ヶ月分の人件費が計上されていたが、実際に雇用したのは 7 名であり、しかも 4 名が事業途中で退職しているため、予算額に比べて決算額が大幅に少なくなっている。
- 語学研修については、いずれの言語も参加者が数名しかいない。予算の内訳をみ

ると、研修会会場費（賃借料）として 900 千円計上されているが、講師への謝金は 540 千円だけであり（いずれも 3 言語×15 回＝45 回分）、場所を提供したホテルへの賃借料支払いが主たる目的であるかのような状況である。

事業の結果からみると、おもてなし人材育成事業は効果がなかったものとする。実際にやってみないと分からないことも多々あるため、事業効果がなかったこと自体は責められるものではない。大切なのは、この事業で学んだことを今後の事業立案に生かすことである。ただし、これと全く同じ事業を将来実施する可能性は極めて低いと考えられるため、他の事業にも応用可能な形で総括し、意見を述べたい。

（意見）ジョブカフェのカウンセリング機能について

新規雇用者 7 名のうち 4 名が半年もしないうちに退職している。この人たちはジョブカフェ（ヤング JOB サポートみやぎ）でキャリアコンサルタントのカウンセリングを受けていると思われるが、就職者数という業績指標を追い求めて個々のカウンセリングが十分に行われていない可能性も考えられる。これについては、ジョブカフェで支援した就職者のその後の状況を追跡調査し、短期間での離職率が高ければ、ジョブカフェのカウンセリング機能に問題があると推測される。

（意見）労働政策のあり方について

仮にジョブカフェのカウンセリング機能に問題がないとするならば、ホテル業界における職場定着率に問題があると考えられる。地域人づくり事業に照らして言えば、重要なのは雇用拡大ではなく処遇改善ということになる。平成 27 年度の地域人づくり事業一覧をみると、雇用改善が 17 事業で 282,148 千円、処遇改善が 9 事業で 277,857 千円となっており、雇用改善に重きを置いた形になっている。地域人づくり事業は平成 27 年度で終了するが、雇用拡大か処遇改善かという観点からは、今後の事業立案にあたっても有効な視点だと考える。

（意見）研修に対する補助のあり方について

集合研修として行われたもののうち、「おもてなし受け入れセミナー」と「おもてなし技術向上研修会」は自己啓発型、語学研修は技能習得型の研修と分類できる。講師を呼んで行う研修会に県が費用を負担する場合、自己啓発型の研修については有効かもしれないが、技能習得型の語学研修に対しては以下のような問題点がある。

- 講師への報酬が少なく、内容的に十分な研修が実施できるのか疑問である。
- 研修費用が全額県負担のため、意欲の足りない受講生が多い。
- 習熟度にバラツキがある受講生を集めて実施しても効果がない。

語学研修に対する望ましい補助金のあり方としては、「専門学校等の授業または教材の中から自分のレベルに合ったものを選べるようにし、研修費用は受講生もある程度負担するか、授業への出席率や検定試験の合格を条件に支給する。」というものである。地域人づくり事業で助成金の交付は認められないというのであれば、語学研修は当該事業に含めるべきではなかったということになる。あるいは、研修回数を少なくして会話事例集を紹介する程度にとどめ、自己啓発型の研修として実施することも考えられる。研修の内容によって補助金のあり方を検討することが必要である。

イ．女性活躍応援事業

(ア) 事業の概要

(1) 女性再就職支援セミナー事業

- 女性が再就職するために必要な知識・技術や再就職活動のノウハウを提供するためのセミナーを実施する。
- セミナー受講が終了した者に対し、キャリア・カウンセリングを実施し、セミナー受講後の早期の就業を支援する。
- 子育てをしながら再就職を希望する受講者に向けた託児サービスを実施する。

(2) 企業向けセミナー

- 女性の活躍・職場定着促進のため、女性活躍企業好事例講演や、女性の多種多様な働き方を支援するための労務管理研修等を開催する。

少子高齢化が進行し、労働力不足が深刻化していくことが予想される我が国において、将来にわたり活力ある経済・社会を維持していくためには、誰でも意欲を持って社会参画ができるような環境を整える必要がある。特に、結婚、出産等によりいったん退職した女性が再就職しやすい社会づくりを進めていくことは重要であり、2016年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されている。

再就職したいという希望がありながら、家事や子育てとの両立、再就職への不安等から、実際には再就職活動を実施していない女性が多くいるのが現状である。このような状況を改善し、女性の再就職支援を行うために策定された女性活躍応援事業は有用な事業であるといえる。

(意見) 事業計画について

県が作成している費用積算内訳書と委託先が作成している事業計画書は、合計金額は一致しているものの、内訳には下表のとおり大きな差異がある。会場使用料、講師、保育士報酬が少額となっているが、参加者が満足するような十分なセミナーの開催が計画されていたか疑問である。また、広報費は、チラシ、雑誌、ラジオ、テレビを媒体としているが、昨今の就職事情では、再就職先を探している女性はインターネットやSNS等を利用していることが多い。時代の流れに合わせてるとともに、低予算でより多く

の参加者を集める有効な手段を検討する必要がある。

(意見) 事業実績報告書における評価について

事業計画書と実績報告書におけるセミナー参加人数及び雇用創出数は、下表のとおり大きく乖離しているが、県の検査調書では「適当と認める」との記載があるのみである。事業の目的自体は評価されるものであるが、県の予算は限られたものであるため、事業の目標を達成するための詳細な計画が必要であり、実績との間に大きな乖離を生じているのであれば、翌年度以降の事業内容や予算の見直しが必要である。

	事業計画書	事業実績書
セミナー実施回数	9回	9回
セミナー参加人数	180人(各回20人)	68人
雇用創出数	98人	22人

平成28年3月31日時点の人数。平成28年6月24日現在では29人。

	費用積算内訳書	事業計画書
賃金	1,822千円	4,038千円
会場賃借料	4,670千円	991千円
講師報酬	6,400千円	700千円
保育士報酬	3,500千円	831千円
広報費	300千円	9,808千円
その他	2,310千円	2,634千円
合計	19,002千円	19,002千円

5. 企業立地課関係

(1) 企業誘致推進ネットワーク拡充事業

事業名	企業誘致推進ネットワーク拡充事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	企業立地課
事業主体	(公財)宮崎県産業振興機構		
事業期間	平成23年度～平成27年度		
(単位：千円)			
事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	11,000	10,144	9,364
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
負担金等	9,227	一般財源	9,227
合計	9,227	合計	9,227

事業の目的・背景

本県の特성에 応じた戦略的企業誘致を推進し、地域経済の振興と雇用の創出を図るため、県産業支援財団の取引開拓アドバイザー等との連携を強化するとともに、重点的に誘致に取り組むべき業種については、当該業種に関する知識や人脈等が豊富な民間企業等経験者を企業誘致コーディネーターとして設置し、企業誘致活動の充実・強化を図る。

事業の内容

企業誘致コーディネーターの設置

実施主体 (公財)宮崎県産業振興機構

配置数 6名(関東エリア：4名、関西エリア：1名、中部エリア1名)

業務内容 各県外事務所と連携をとりながら、重点的誘致対象業種を中心とした企業への訪問等

事業の効果

企業誘致コーディネーターの配置により、企業誘致推進に関するネットワークが拡充され、よりスピーディーかつ広範な企業誘致活動が可能となり、新規企業立地の獲得による新規雇用創出に大きな効果が期待できる。

コーディネーターによる企業への訪問を通じて本県への企業誘致を図る事業である。コーディネーターは6名で、大手民間企業等での勤務経験・人脈を活かして誘致活動を行う。なお、コーディネーターの活動費は1日あたり26,000円である。

(意見) 事業の効率性について

当事業の効果を測定する指標となるのは企業立地件数である。宮崎県のアクションプラン重点指標としても平成30年度までに県外企業の誘致50件を目標としている。ここで、当事業が開始された平成23年度以降の企業立地件数と、そのうちコーディネーターによる誘致活動がきっかけとなった案件数は以下のとおりである。

年 度	企業立地件数	うちコーディネーターの活動によるもの
平成 23 年度	29 件	3 件
平成 24 年度	35 件	3 件
平成 25 年度	31 件	7 件
平成 26 年度	40 件	1 件
平成 27 年度	47 件	1 件
合 計	182 件	15 件

これをみると、毎年度コーディネーターの誘致活動は成果をあげているものの、その件数は少数にとどまっており、企業立地件数全体に占める割合も小さい。当事業の効果・効率性に疑義が生じるところである。一方で、企業立地課が行っている企業誘致に係る別の事業は以下のとおりである。

事業名	「投資呼び込み」みやざき企業立地セミナー & 視察ツアー開催事業		
事業の種類	(国庫) 県単	所管部署	企業立地課
事業主体	県		
事業期間	平成27年度		

(単位：千円)

事業費（予算）	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	-	12,060
事業費負担区分	国	県	地元
	100%	- %	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳 出		歳 入（財 源）	
委託料	9,148	国庫支出金	9,730
その他	582		
合計	9,730	合計	9,730

事業の目的・背景

本県の優れた立地環境を大都市圏の企業経営者等に紹介するとともに、これらの方々を本県へ招致し、大都市圏からのアクセスの良さや工業団地等の立地環境を体感していただくことにより、一層の企業立地を促進する。

事業の内容

県外での企業立地セミナー開催
本県の立地環境をアピールするため、東京、愛知、大阪、福岡で企業立地セミナーを開催する。

本県への視察ツアー開催
企業経営者等を本県に招致し、県内の工業団地等の視察や地元企業関係者等との意見交換等を実施する。

事業の効果

企業の経営者等の地方での拠点展開に対する意欲が醸成され、本県への一層の企業立地が期待できるとともに、本セミナー等により新たな人脈が構築され、今後の企業立地活動への活用が図られる。

セミナーと視察ツアーを通じて企業誘致を図る事業である。セミナーは東京、愛知、大阪、福岡で計4回開催されている。視察ツアーは県北と県南それぞれでIT企業向けと製造業向けに実施され、同じく計4回の開催となった。成果としての誘致実績は以下のとおりである。

セミナー参加	185社
うち視察ツアー参加	8社
うち立地成立	4社+見込1社

事業費としては前述の企業誘致推進ネットワーク拡充事業と同程度であるが、企業立地件数は4件+見込1件と、より高い効果をあげている。当事業は平成27年度に高い実績を上げているにもかかわらず、平成28年度においては東京で1回セミナーを開催するだけの予定となっている。実績を踏まえた効率性の観点から鑑みると、企業誘致推進ネットワーク拡充事業に充てる予算を当事業に充て、セミナーを通じた視察ツアーによる誘致活動を実施した方が有効であったといえる。当該2事業は継続されるが、各事業への予算配分は効率性を踏まえて判断することが必要である。

(2) 企業立地促進補助金

事業名	企業立地促進補助金		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	企業立地課
事業主体	県		
事業期間	昭和55年度～		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	299,882	309,541	419,029
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
負担金等	346,612	一般財源	346,612
合計	346,612	合計	346,612

事業の目的・背景

地域経済の振興と雇用の拡大並びに本県産業構造の高度化を図るため、立地企業の工場建設等の初期投資、新規雇用及び、情報サービス業にあつては、専用通信回線に対して補助する。

事業の内容

雇用者割補助.....新規県内雇用者が対象
 投資割補助.....建物、パソコン等の機器、什器類購入費
 施設整備費補助.....既存施設に入居する際の改装費等
 通信回線等使用料補助

事業の効果

立地企業に対する優遇措置を設けることにより、企業の本県への投資を促し、雇用の場を創出する。

製造業を営む工場、情報サービス業または流通関連業を営む事業所、試験研究機関等の県内立地を促進するため、工場建設等の初期投資、新規雇用及び専用通信回線に対する補助を行う事業である。補助の概要は以下のとおりである（宮崎県 HP より抜粋）。

【一般立地企業】

区分	要件等 業種	交付要件		補助金の額		補助金の額			限度額
		新規県内 雇用者数	新規県内 雇用者割	補助対象 経費割	特定 団地	指定 地域	重点 分野		
新設	製造業	11	30	2	10	10	10	2	
	試験研究機関	6	30	基準なし				4	5
	情報サービス産業	6	60	基準なし				8	5
	流通関連業	21	30	1				2	2
増設	製造業	21	10	5	10	10	10	1	
	試験研究機関	11	10	1				1	2.5
	情報サービス産業	11	20	1				2	2.5
	(コールセンター)	51	20	1				2	2.5
	流通関連業	31	10	2				1	10

新設とは、

- ・県内に本社や工場等を有しないものが、県内で新たに工場等を設置すること
- ・県内に本社や工場等を有するものが、県内で別分野の立地対象業種に参入し工場等を設置すること
- ・特定団地（宮崎フリーウェイ工業団地）内に工場を新設又は増設すること

増設とは、

- ・県内に本社や工場等を有するものが、県内で新たに工場等を設置又は既存工場等の規模拡大を図ること

【大規模立地企業】

要件等 業種	交付要件		補助金の額		補助金の額			限度額					
	新規県内 雇用者数	補助対象 経費割	新規県内 雇用者割	補助対象 経費割	特定 団地	指定 地域	重点 分野						
製造業	101	150 (リース取引除く)	30	4	10	10	10	10					
	351	500 (リース取引除く)						30	4	10	10	10	30
	501	1,000 (リース取引除く)						60	8	10	10	10	50
情報サービス産業	301	1	60	8				8					

大規模立地企業とは、製造業では雇用者数 101 人以上で補助対象経費 150 億円超の企業、情報サービス産業では雇用者数 301 人以上で補助対象経費 1 億円超の企業、その他、製造業及び情報サービス産業のうち、立地による経済波及効果等が大きく、知事が特に認めた企業。

平成 27 年度においては 22 社に対し補助を行ったが、予算 419 百万円に対し実績額は 347 百万円となり、72 百万円の予算余りが生じた。

(意見) 補助のスキームについて

当事業の性質上、各年度の必要予算額を正確に予測することは難しい。企業への訪問等によりある程度の見通しは立てているものの、立地企業の都合により急遽不用額が生じることもあるのが現状である(当年度に補助を受ける予定であったが、雇用のピークが来年度にずれ込むため補助の申請も来年度に延期する等)。しかし、予測が難しいとはいえ、県全体としての予算有効活用という観点からすれば、未消化予算を極力削減することが望ましい。予算消化の方法として、以下のようなスキームの導入を検討する必要がある。

・基金方式

行政改革推進会議の平成 26 年度「秋のレビュー」における提言の中で、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業及び事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの以外については基金方式によらない方法が可能か厳格に検討すべきとされているが、検討の余地はある。

・事業主体を他の組織とする方法

公益財団法人宮崎県産業振興機構といった組織が金融機関等から資金調達を行って立地企業に補助を行い、事後的に県が機構に対し補填を行うことが考えられる。

6. オールみやざき営業課関係

(1) ふるさと名物商品PR事業

事業名	ふるさと名物商品PR事業		
事業の種類	(国庫) 県単	所管部署	オールみやざき営業課
事業主体	県		
事業期間	平成27年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	-	364,000
事業費負担区分	国	県	地元
	100%	- %	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	189,594	国庫支出金	190,008
その他	414		
合計	190,008	合計	190,008

事業の目的・背景

宮崎の県産品(以下、「ふるさと名物商品」という。)について、重点的にプロモーションすることなどにより、購入者への消費喚起や県産品の認知度向上を図る。

事業の内容

ふるさと名物商品助成
ふるさと名物商品の割引額を助成する。

ECサイトや販売窓口の設置
ふるさと名物商品を購入することができるECサイトを構築するとともに、大都市圏のアンテナショップや県外の百貨店・スーパー等の催事等に販売窓口を設置する。

ふるさと名物商品のPR
カタログやCM・新聞広告、イベント・フェアなど、様々な手法により、ふるさと名物商品のプロモーションを行う。

事業の効果

ふるさと名物商品を重点的にプロモーションすることにより、県産品の認知度向上が図られるとともに、消費喚起や販売拡大が期待される。

宮崎県の知名度向上のために、多くの県産品(以下、「ふるさと名物商品」という。)が販売されている。このふるさと名物商品について、重点的にプロモーションすることにより、購入者への消費喚起や県産品の認知度向上を図る目的として実施された事業である。具体的には、東京と大阪にアンテナショップを設置してふるさと名物商品を販売したり、ふるさと名物商品の割引額を負担したりすることによって、県外での認知度向上を図るとともに、消費喚起や販売拡大が期待される。

上表のふるさと名物商品助成は、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター(以下、「振興センター」という。)が県の委託を受けて運営するアンテナショップや上表で設置するECサイト、催事等の販売窓口において、ふるさと名物商品を期間限定で3割引にて販売し、値引額である3割分を助成金として、振興センターを介し県内業者に支出するとともに、当該期間中の一部の期間においてECサイト、カタログ販売の場合には、送料無料とし、その金額も助成するものである。

当該助成の対象となった売上額及び助成額は以下のとおりである。

(単位：千円)

		売上額(税込)	助成額
宮崎	通販(Web、カタログ)	59,094	36,294
	県外催事出展、イベント等	61,905	
	小計	120,999	36,294
県外	新宿みやざき館 KONNE *1	161,574	48,471
	大阪事務所	4,508	1,351
合計		287,083	86,116

*1：アンテナショップ

このカタログやCM等による上表の「ふるさと名物商品のPR」についても、外部に委託しており、適切な委託先の選定・委託業務のモニタリングを実施することが求められている。

財源としては、平成26年度2月追加補正予算で計上され、平成27年度当初予算に繰り越されたものである。国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生交付金)(地域消費喚起・生活支援型)を活用した事業である。(緊急的取組 - 経済対策(まち・ひと・しごと創生関連) - 地域消費喚起・生活支援型)

当事業における事業費支出の主な項目別内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	商品割引補助	ECサイト構築・改修等	催事出展・イベント等	販売窓口設置	プロモーション
振興センター	86,116	17,149	20,295	20,295	2,563
民間企業A	-	-	-	-	34,121
民間企業B	-	-	1,500	-	-
民間企業C	-	-	-	-	4,600
その他	-	-	-	-	-
計	86,116	17,149	21,795	20,295	41,285

	「日本のひなた宮崎県」プロモーション	その他	自主財源	合計
振興センター	-	-	14,350	132,371
民間企業A	17,993	-	-	52,114
民間企業B	-	-	-	1,500
民間企業C	-	-	-	4,600
その他	-	6	-	6
計	17,993	6	14,350	190,593

この表中の「EC サイト構築・改修等」17,149 千円には、振興センターにおいて、当事業のため、EC サイトの構築と割引価格対応するための POS システムの改修に伴う費用（下表を参照）が計上されている。これらの支出は、アンテナショップで品目等の誤りがないように割引販売を行うことと、適切に県に対して割引物品の売上高の報告を正しく行うために、システムの改修自体はやむを得ないものであり、必要な支出であったと考えられる。

【振興センターで委託費として支出されている該当費目の主なもの】（単位：千円）

科目	日付	摘要	金額
委託費	H27/08/11	EC サイトシステム改修費	1,371
〃	H27/11/19	EC ネットワークシステム改修費	1,424
〃	H28/01/26	EC サイト対応 POS システム開発料	1,976

当該支出に当たっては国の交付金も充当していることから、国の交付金の対象として適切な支出とするため、主に当事業に資するものとなっているか、その後の、またはその他の事業に主に資するものへの支出になっていないか、将来の県産品の販売促進、消費喚起等にも資する基盤となる支出であるか等の観点から慎重に考慮されたものである。実際に、割引販売のためのシステム改修においては、当該割引期間中のみしか利用できず、その後は使用していないとのことであり、適切に支出されている。

（指摘事項）業務委託仕様書の記載について

「宮崎の食と焼酎の PR と試食試飲会の企画運營業務委託仕様書」において、委託期間が「契約締結の日から平成 27 年 3 月 31 日まで」となっているが、契約締結日は平成 27 年 12 月 11 日であり、「業務委託契約書」に記載の委託期間は「契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日まで」となっていることから、業務委託仕様書の記載が誤っていると考えられる。業務委託契約者とのトラブルを回避することからも、適切に記載及び査閲を実施すべきである。

（意見）当該事業で実施された利用者に対するアンケートについて

今回の割引販売のうち、ネット購入分においては、センター直営の EC サイト利用者は割引購入後のアンケート回答となっていたが、楽天の EC サイト利用者については、アンケートの回答をすることが割引購入の条件となっていた。楽天の EC サイトの場合、当該 EC サイトを利用する前の段階にもかかわらず、当該 EC サイトの感想を問う質問項目が用意されていた。実際に、アンケート回答の集計結果を閲覧したところ、「サイトを未閲覧なので回答できない」という回答が寄せられていた。アンケートの構成が適切であったのかどうか、事前に利用者の目線で検討する必要があったといえる。

(意見) アンテナショップのあり方について

「新宿みやざき館 KONNE」は首都圏における宮崎県のアンテナショップとして、平成10年3月に新宿駅近くの新宿サザンテラス内にオープンしており、現在では、1階には宮崎県内から取り揃えた菓子や食材、飲料や調味料などを販売する食品コーナーと、宮崎の代表的な郷土料理である冷や汁や地鶏炭火焼のほか、トロピカルドリンク、ソフトクリームや地ビール等を気軽に楽しめる軽食コーナーがあり、2階には漆器、染織物等の工芸品コーナーと、そば、芋、麦、米等厳選された原料と名水が生み出した宮崎の本格焼酎をはじめ、ワインや地ビールのコーナーが設けられている。

アンテナショップは、当然に物品販売そのものを目的としているものではなく、県の認知度・好感度の向上に向けた情報発信を行うとともに、需要拡大に向けた県産品のPR、販売機会の提供、県産品の「磨き上げ」、販路拡大に向けたマーケティング、その情報のフィードバックなど、さまざまな公益的な役割を担っている。県産品の消費拡大は知名度だけの問題ではなく、個々の企業の企業努力も必要であるが、そのきっかけを提供するという目的においてもアンテナショップの意義が認められる。

一方で、大都市の百貨店等においては、地方の名産品を取り扱っているコーナーが設置されるなど、都市圏の様々な場所で取り扱われる機会が存在しており、また、「お取り寄せ」という言葉に象徴されるようにネット販売や通信販売などで地方産品の取り扱いも多くなっているなど、アンテナショップを取り巻く状況はその開設当時から大きく変化していると言える。こうした状況を踏まえ、アンテナショップの役割や位置づけを改めて評価し、これからの時代に適応したより魅力的なアンテナショップの在り方を検討する時期になっていると考えられる。



(みやざき物産館 KONNE の Facebook より抜粋)

(2) 世界に広げよう！グローバル展開支援事業

事業名	世界に広げよう！グローバル展開支援事業		
事業の種類	(国庫)	県単	所管部署
事業主体	県		
事業期間	平成27年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	-	20,600
事業費負担区分	国	県	地元
	100%	- %	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	7,628	国庫支出金	16,188
負担金等	5,622		
その他	2,938		
合計	16,188	合計	16,188

事業の目的・背景

県産品の輸出促進については、これまで東アジアを中心に展開してきたところであるが、昨今、諸外国における輸入規制の緩和等の環境変化が見られる上、これまでの取組を通じて、ターゲットとなる国・地域が広がりつつあることから、県内企業の新規市場の開拓やグローバルな人材の育成等の支援など、世界市場を視野に入れた取組を推進することにより、県産品のより一層の輸出促進を図る。

事業の内容

県産品輸出チャレンジ支援事業
 県内企業が新規市場の開拓のために取り組む、販路開拓、マーケティング及び商品開発等の取組に対して、その経費の一部を助成

輸出ビジネスサポートデスク設置事業
 商談会展後の商談継続等にあたり必要となる、外国企業とのメールやレターの翻訳作業等を支援するサポートデスクの設置

グローバル人材養成塾開催事業
 今後、新たな市場としての開拓が期待される国・地域の輸出制度やマーケットニーズ等の習得を目的とした実践塾の開催

EU市場キーパーソン発掘事業
 ミラノ国際博覧会の出展をきっかけとした、EU市場への輸出促進を図るため、県内企業の販路開拓に資する現地キーパーソンを発掘・招へい

事業の効果

県内企業の新たな販路開拓やグローバルな人材の育成等を支援することにより、県産品の輸出促進を図り、本県のグローバル化のさらなる進展が期待できる。

地方創生加速化交付金を財源とし、県内企業のグローバル展開を支援する事業である。

・県産品輸出チャレンジ支援事業について

100万円を上限とし、経費の1/2を補助する事業である。当事業全体の予算10百万円に対し申請額の合計は8.5百万円、最終的に補助を行ったのが5.6百万円という実績となった。申請額と補助額に差額が生じているが、これは、海外進出にむけた準備の過程で、事前の市場調査及び情報収集が十分でなかったことなどから変更交付決定し減額したものである。

(意見) 募集時の確認項目について

県全体としての予算有効活用の観点から、予算未消化が生じることは望ましくない。変更の主要な要因は、 予定した販路拡大の対象とする国数の変更(減) 対象国への渡航回数の変更(減) 現地の商品ニーズの事前調査不足による中止であり、実施内容の実行可能性及び事前調査を十分実施することにより予測できたものと考えられる。予定した事業内容が実施できていない状況であることから、最低限実施できる内容を立案するための事前検討が必要であったと考える。

(3) 香港メディアを活用した県産品PRプロモーション強化事業

事業名	香港メディアを活用した県産品PRプロモーション強化事業		
事業の種類	(国庫) 県単	所管部署	オールみやざき営業課
事業主体	県		
事業期間	平成27年度		

(単位:千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	-	22,682
事業費負担区分	国	県	地元
	100%	- %	- %

平成27年度決算

(単位:千円)

歳 出		歳 入(財 源)	
委託料	21,100	国庫支出金	21,100
合計	21,100	合計	21,100

事業の目的・背景

本年3月の定期便就航に伴い、ヒト・モノの交流拡大が大きく期待できる香港において、観光情報と一体となった県産品のPRプロモーションを実施することにより、県産品のより一層の輸出拡大を図る。

事業の内容

食と観光地の紹介番組作成
 香港のテレビ局を招へいし、県内の主要な周遊ルートごとに観光地、食及び産地等を紹介する番組を制作させ、現地で放映。また、番組の周遊ルートと連動した周遊マップを作成し、テレビ局や県香港事務所のウェブサイト等で公開。

通販モールでの県産品テスト販売
 テレビ局及び現地スーパーと連携し、番組で紹介した県産品を、テレビ局が運営する通販モールで販売。

事業の効果

香港における県産品の認知度向上、消費者ニーズの的確な把握及び新たな販路創出を行うことにより、県産品輸出の一層の促進を図り、「みやざき東アジア経済交流戦略」をさらに推進することができる。

当事業は宮崎 - 香港線の就航に伴い、ヒト・モノの交流拡大が大きく期待できる香港において観光情報と一体となった県産品の PR プロモーションを実施することにより、県産品のより一層の輸出拡大を図ることを目的としており、平成27年度に実際に実施された業務は上表の通り 本県「食と観光地」の紹介番組の制作・放映、 通販モールでの県産品テスト販売である。

(意見) 実行経費一覧表に記載された委託費について

実行経費一覧表には委託費 16,385,096 円が記載されているが、県と公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター（以下「センター」）との業務委託契約書には以下の記載がある。

(再委託の禁止)

第6条 乙(センター)は委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲(宮崎県)の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

委託費の内容についてオールみやざき営業課担当者に質問した結果、この委託費は実質は香港のテレビ局による番組制作費であり、事業の一部を外部委託したものではないとのことであった。しかしながら、委託費という名称は一般に外部への事業の全部または一部の委託を連想させるものであり、資料を見た第三者は事業の外部委託と誤解する可能性がある。

今後は実態に即した科目名に変更できないかについて先方と打ち合わせすることが望ましい。

(意見) 通販モールでの県産品テスト販売について

業務成果報告書の事業の内容の欄には通販モールでの県産品テスト販売が記載されているが、「香港メディアを活用した県産品 PR プロモーション強化業務処理要領」の「2 業務内容」には本県の食と観光地の紹介番組の制作及び放映に係る香港メディアとの連絡調整等しか記載されていない。

他方、業務委託契約書には以下の記載がある。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙(センター)は委託業務を甲(宮崎県)が別に定める「香港メディアを活用した県産品 PR プロモーション強化」業務処理要領及び甲の指示に従って処理しなければならない。

業務委託契約書を読む限り、主要な業務は業務処理要領に明記の上、双方が合意した上で実施し、詳細については甲の指示に従って行うものと読める。したがって業務成果報告書に実施した事業として記載されるような主要な業務については基本的に業務処理要領に記載する必要があったと思われる。万が一、業務処理要領作成時点で記載されなかったとしてもこれを読む限り、実施できないわけではないが、別途、その内容については書面で残すべきであったと考える。

通販モールでの県産品テスト販売が主要な業務であれば業務処理要領に記載すべきであり、何らかの理由で記載されなかったとしても、トラブルが発生した場合の責任の所在を明らかにする意味でも指示内容は書面で残すべきである。

(4) 東アジアネットワーク拡充事業

事業名	東アジアネットワーク拡充事業		
事業の種類	国庫	(県単)	所管部署
事業主体	県		
事業期間	平成26年度～平成28年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	28,635	36,342
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	33,830	一般財源	36,342
その他	2,512		
合計	36,342	合計	36,342

事業の目的・背景

経済・産業のグローバル化や少子高齢化の進展による国内市場の縮小が進む中、海外、特に急速に成長を遂げる東アジアとの経済交流が強く求められている。海外展開においては、相手国の商習慣や消費者ニーズに的確に対応していくことが重要であり、そのためにも海外との更なるネットワーク拡充が重要である。このため、東アジアの拠点都市として香港事務所の機能強化を図るとともに、台湾、シンガポールに貿易アドバイザーを設置し、東アジアネットワークの拡充を図り、県内企業の海外取引及び販路開拓の更なる支援を行い、本県経済の国際化を図る。

事業の内容

駐在員の配置

(公社)宮崎県物産貿易振興センターが設置している上海及び香港事務所へ駐在員を派遣する。

貿易アドバイザーの設置

台湾及びシンガポールについて、現地の商習慣や消費者ニーズ等を把握するための貿易アドバイザーを設置する。

県推進事業

事業推進のための旅費等事務費

事業の効果

現地に駐在員を配置する強み(情報の迅速な入手や現地機関との人脈構築)を活かし、本県にとって重要な経済交流のパートナーである東アジア各国との経済交流の拡大が更に図られる。

当事業は東アジアとの更なるネットワーク拡充のため、拠点都市として香港事務所の機能強化を図るとともに、台湾、シンガポールに貿易アドバイザーを設置し、県内企業の海外取引及び販路開拓の更なる支援を行い、本県経済の国際化を図ることを目的としている。公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター(以下「センター」)が随意契約にて業者として選定されており、その理由として閲覧した資料には以下のとおり記載されている。

「(中略)今回、本県の貿易振興を図るといった事業趣旨やその事業内容から、海外での効率的な事業実施や県内の貿易企業との円滑な連絡調整が求められるため、委託先としては、設立以降長期にわたり、海外・貿易事業を実施し、また、県内企業とも良好な関係を築けている当センターをおいて他にないと認められるため」

(意見) 業者選定理由の見直しについて

当事業の内容は平成 27 年度貿易振興業務処理要領によれば、「県内企業の国際化を支援するために、海外に海外交流駐在員を設置し、貿易・投資等に関する情報収集活動を行うとともに、本県観光等の PR を行う。」ことであり、以下の 7 つの業務を海外交流駐在員に行わせるものである。

- 現地及び周辺諸国の一般経済・社会情勢の情報収集・提供
- 県内企業の貿易促進及び海外投資の支援
- 県内企業・団体が現地を訪問する際の連絡調整
- 外国企業の誘致に関する情報収集・提供
- 本県観光の PR
- 本県が現地で行うイベント時の連絡調整及び現地での対応
- その他、本県経済の国際化を支援するために必要な事業

しかしながら、平成 27 年度東アジアネットワーク拡充事業事業実績書を見ると、主な活動事例は上海駐在員については以下の記載に留まっている

- ・ スイトピーや他生花の流通調査。宮崎の花を扱う貿易商社や、卸の調査
- ・ 中国からの観光客とクルーズ客船誘致
- ・ 日南市崎田市長との上海合同セールス

これを見る限り、委託された内容の業務を報酬に見合うように必要十分に実施できているのか疑問が生じてもおかしくはない。

その一方で実際には当該事業は上海の法制度上、個人への業務委託が不可能なため、センターが上海に事務所を設置し、現地採用の従業員の給料を含む事務所の運営コストを県が負担している側面があり、貿易・投資等に関する情報収集活動の成果にどの程度重きが置かれているかは不透明である。そのため、上海事務所の運営コストを負担するだけなら別にセンター以外にも、もっと割安にできる業者があるのでないかとの疑念が生じる。

上記の実態に鑑み、以下の点について検討する必要がある。

- センターの選定理由と実際の駐在員の活動事例がマッチしているのか確認する。
- 事務所運営に重きがあるのであればセンター以外の業者の選定も検討する。

(5) 多文化共生地域づくり推進事業

事業名	多文化共生地域づくり推進事業		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	オールみやざき営業課
事業主体	県、公益財団法人宮崎県国際交流協会		
事業期間	平成26年度～平成28年度		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	-	25,472	25,696
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
委託料	24,975	一般財源	25,082
その他	107		
合計	25,082	合計	25,082

事業の目的・背景

全国的に外国人住民が増加している中で、言語、文化、生活習慣、価値観などの違いを認めながら、県民(日本人住民)と外国人住民が、共に地域の一員として協力しあう「多文化共生」の地域づくりを推進するため、県民に対する異文化理解の啓発や外国人住民支援等を行う。

事業の内容

- (1) 多文化共生地域づくりのための普及・啓発
 広報誌等による情報提供
 インターネット環境の整備
 異文化理解・多文化共生に関する講座の開催
- (2) 外国人住民支援
 法律・生活相談の実施
 日本語基礎の学習支援
 外国人住民支援を行う県民ボランティアの育成等
 在住外国人支援事業
- (3) 外国人住民連携
 在住外国人と民間企業等との意見交換会等の開催

事業の効果

- (1) 在住外国人と県民が共に暮らす「多文化共生」への意識づくりを啓発することにより、県民の国際理解が増進し、国際感覚が醸成される。
- (2) 在住外国人が安心して生活できる環境が形成されるとともに、在住外国人の地域住民の一員としての活動が促進され、地域の活性化にもつながる。
- (3) 在住外国人と県民が連携し、宮崎県の資源の磨き上げや、海外との経済・観光交流の拡大のきっかけづくりとする。

県から公益財団法人宮崎県国際交流協会への委託業務である。同協会は、県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることで、宮崎県の国際化と地域の活性化に寄与することを目的として平成2年2月に設立され、さまざまな国際交流・国際協力事業に取り組んでいる。

多文化共生地域づくり推進事業は、県内在住外国人が増加する中で、日本語能力の不足や生活習慣の違いなどにより不自由を感じる外国人も多いことから、国籍、民族、文

化、価値観などの異なる人々が、互いの違いを理解し、尊重しながら、社会の中で共に生きていく社会づくりを推進するもので、上表にあるような事業を行っている。

県の国際担当部署は、平成 26 年度の組織改正により、総合政策部文化文教・国際課から商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課に改編されており、多文化共生地域づくり推進事業も同課に移管されている。その事業内容は、多文化共生地域づくりのための普及・啓発、外国人住民支援及び外国人住民連携であることを鑑みると、この事業だけで見れば、教育及び生活を担当する部局で所管することが他の教育政策や生活支援政策と連携することができるため、効率的であるとも考えられるが、商工観光労働部に移管したことで、従来の部署にいた国際交流員がオールみやざき営業課の他の業務も行い、稼働率が上昇するなど、全体的に見れば商工観光労働部への移管の効果が表れていると言える。

（意見）事業費の有効活用及び県の HP の整備について

インターネットの各世帯への普及及び Wi-Fi 設備の普及により、県民は多文化共生地域づくりの基礎となる異文化理解はネットを通じて自主的に入手できる環境となってきた。

このような現状においては、従来どおりのプラザニュース（毎月 3,895 部を学校、公共機関、市町村、国際交流団体等に配布）や South Wind（1 回当たり 2,149 部、年 2 回プラザニュースと同様に配布）といった広報誌等による情報提供や講座の開催だけではなく、ホームページでの情報提供をより充実する必要がある。実際、これらの広報誌は配布後の状況は各配布先に任されており、これらがボックス等に置かれたまま誰も手に取らない状況にないか、有効に活用されているかを県としては確認していない。

これに対し、同協会のホームページへのアクセス数は、平成 26 年度で 12,991 件、平成 27 年度で 14,476 件であり、今後もアクセス数が増加することが期待されるが、1 人で複数回アクセスしている可能性があることを考慮すれば、潜在的なアクセス数はまだ多く残っていると考えられる。公益財団法人宮崎県国際交流協会のホームページは日本語、英語、中国語、韓国語の 4 か国語での表記がなされており、低予算で最大の効果を図るよう努められているようであるが、同協会の存在を知らなければ、情報を得ることができない。一方で、宮崎県の HP では「観光・文化・交流」の画面の「おすすめ関連サイト」には同協会へのリンクは貼られていない。また、「宮崎県の多言語情報」のページでは英語、中国語、韓国語のメニューをクリックしても「ご指定のページは見つかりませんでした」のメッセージが表示される状態であった。HP を有機的に整備して、外国人に対する支援等の情報をタイムリーかつ効率的に提供し、また、県民に対する多文化共生への理解を深めるようすべきであると考えられる。

(6) 海外渡航事務事業

事業名	海外渡航事務		
事業の種類	国庫 (県単)	所管部署	オールみやざき営業課
事業主体	県		
事業期間	昭和50年度～		

(単位：千円)

事業費(予算)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	32,933	32,328	31,621
事業費負担区分	国	県	地元
	- %	100%	- %

平成27年度決算

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
人件費	25,655	使用料及び手数料	26,015
その他	5,667	一般財源	5,307
合計	31,322	合計	31,322

事業の目的・背景

旅券事務は、旅券法に基づく国からの法定受託事務である。宮崎パスポートセンター、県税・総務事務所6か所に窓口を設置し、一般旅券の発給申請、審査、作成、交付の事務並びに海外渡航安全に関する事務を行う。

事業の内容

(1) 旅券窓口の運営

- ・宮崎パスポートセンター・・・非常勤職員6名(うち1名主任)
- ・都城旅券窓口・・・非常勤職員2名
- ・延岡旅券窓口・・・非常勤職員2名
- ・日南旅券窓口・・・非常勤職員1名
- ・小林旅券窓口・・・非常勤職員1名
- ・高鍋旅券窓口・・・非常勤職員1名
- ・日向旅券窓口・・・非常勤職員1名

(2) 旅券交付・申請件数の推移 単位：千円

年度	H24	H25	H26	H27
申請	19,612	17,392	15,999	15,468
交付	19,700	17,071	15,928	15,127

(3) 旅券発給手数料の推移 単位：千円

年度	H24	H25	H26	H27
収入額	38,615	33,391	31,783	30,191

【参考】1件あたりの旅

一般旅券(10年)	16,000円(印紙14,000円、証紙2,000円)
一般旅券(5年)	11,000円(印紙9,000円、証紙2,000円)
記載事項変更	6,000円(印紙4,000円、証紙2,000円)
増補	2,500円(印紙2,000円、証紙500円)

事業の効果

宮崎パスポートセンター及び県内6カ所の県税・総務事務所において旅券の申請受理、交付、海外渡航情報の発信等を行うことにより、県民が旅券を取得し、安心して海外へ渡航するのに役立っている、また、宮崎パスポートセンターでは毎週日曜日にも交付事務を行っており、県民の利便性向上が図られている。

海外渡航事務は、地方自治体が旅券法に基づく旅券の発行・交付等の事務を行う法定受託事務である。県内では宮崎パスポートセンターと県内6カ所の県税・総務事務所に

旅券窓口を設けており、旅券発給手数料の一部（県証紙相当額、新規申請の場合1件当たり2,000円）が県の事業費に充てられている。

【一般旅券年別・都道府県別発行数】

都道府県名	平成25年			平成26年			平成27年		
	一般旅券発行数	発券数都道府県順位	対前年比	一般旅券発行数	発券数都道府県順位	対前年比	一般旅券発行数	発券数都道府県順位	対前年比
宮崎	16,838	39位	82.26%	16,393	39位	97.36%	14,807	40位	90.33%
合計	3,296,805		84.02%	3,210,844		97.39%	3,249,593		101.21%

出所 外務省 HP 旅券統計

宮崎県における一般旅券の発行数は、直近3か年で減少傾向にあり、また、都道府県別の発行数も全国的に低位となっている。

当該事業の歳入歳出状況を見ると、旅券発給手数料のみでは事業費を負担できず、一部一般財源で歳出を賄っている状況となっている。

（意見）事業費の抑制について

旅券事務に係る事業費は、旅券発給手数料で賄っている状況が望ましいと考える。しかし、現状、一般財源からも歳出を賄っている状況であることから、事業費を抑える方向を模索してはどうか。たとえば、各窓口の申請・交付数について年間統計を記録し、窓口の稼働状況を曜日・時期等の視点から分類し、低稼働の曜日・時期等については、県民の利便性の確保に十分配慮した上で、窓口開設時間を短縮したり、窓口開設日数自体を短縮することも検討することで、事業費を抑制できる可能性があると考え。旅券事務に従事する県税・総務事務所の非常勤職員は他の総務事務にも従事できるよう旅券業務等非常勤職員設置要綱に定められているが、その勤務条件は1月につき20日以内、原則として午前9時から午後5時までとされている。現在の窓口は午後5時まで受付可能になっており、受付時間を午後4時30分にして午後5時には業務が終了できるようにすることも検討の余地がある。

また、地方自治法第252条の17の2第1項及び旅券法の平成16年の改正により、都道府県の旅券事務の一部を市町村へ権限移譲することが可能になっており、実際、鹿児島県ではほとんどの市町村窓口で発給申請、交付できるようになっている。申請者にとっては、より身近な場所で旅券の申請・交付が可能となり、さらには必要書類である戸籍謄(抄)本の取得と一括して旅券の申請ができるというワンストップサービスも実現でき、交通費や時間などの負担軽減が図られるため、申請から交付までの時間が数日多くかかるデメリットを考慮しても検討する価値があると考え。一方の県としても委譲して削減した業務量と委譲により追加的に発生する業務量とを算定評価し、場合によっては非常勤職員の雇用を減らすなどの効率的な人員配置が可能となると考える。

7. 複数の事業に関連する事項

(1) 特別会計のあり方について

ア. 概要

地方公共団体の会計については、すべての歳入・歳出を単一の会計で経理するのが原則である。これを単一予算主義の原則という。

予算を単一のものとすることによって、歳入・歳出を一覧して把握することができるため、地方公共団体の財政を明確に理解できるようになる。しかし、地方公共団体の事務は多種多様であり、特定の歳入をもって特定の事業を行う場合などは、この原則に固執すると、かえって個々の事業の収支状況・損益状況・財産管理状況などが分かりにくくなる。このようなことを避けるため、例外的に一般会計から切り離して独立の会計を設けて経理を行うのが特別会計である。

地方自治法において、特別会計は、「普通地方公共団体が特定の事業をおこなう場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる(209条第2項)」とされている。ただし、特別会計の乱立は歳入・歳出の一覧性を阻害するため、その設置は必要最小限に止めるべきであると考えられる。

以下では、上述の観点から、商工観光労働部が所管する3つの特別会計のあり方について考察を行う。

イ. えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計：一般会計に統合(意見)

下表は、平成17年度と平成27年度のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の要約歳入歳出計算書である。

【平成17年度 要約歳入歳出計算書(指定管理者制度導入前)】 (単位:円)

歳 出			歳 入	
旅	費	24,000	スケート場使用料	17,921,550
需	用 費	1,029,000	一般会計繰入金	5,213,000
役	務 費	10,000	預 金 利 子	53
委	託 料	15,882,000	前年度繰越金	3,619,060
使	用 料・賃借料	197,221		
工	事 請 負 費	4,200,000		
公	課 費	58,600		
公	債 費	3,121,420		
次	年 度 繰 越 金	2,231,422		
	計	26,753,663	計	26,753,663

【平成 27 年度 要約歳入歳出計算書】

(単位：円)

歳 出		歳 入	
需 用 費	593,870	一 般 会 計 繰 入 金	540,000
使 用 料 ・ 賃 借 料	191,535	前 年 度 繰 越 金	321,378
次 年 度 繰 越 金	75,973		
計	861,378	計	861,378

出所 宮崎県「決算に関する調書」より監査人が作成

平成 27 年度の要約歳入歳出計算書をみると、歳出金額が 86 万円と極めて小さく、しかも歳入が一般会計繰入金と前年度繰越金だけであることから、「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する」必要がある状況ではない。

指定管理者制度が導入される以前（平成 17 年度の要約歳入歳出計算書を参照）は、スケート場の使用料収入が県の歳入として計上されていたため、特定の歳入をもって特定の歳出に充てている状況にあり、一般会計とは区分して経理し、収支の状況を継続的に把握することが必要だったかもしれない。しかし、指定管理者制度が導入され、スケート場の使用料収入が指定管理者のものとして取り扱われるようになってからは、一般会計と区分して経理する必要性はない。事業の終了を待つことなく、当該特別会計は廃止し、一般会計に統合するのが望ましい。

ウ．県営国民宿舎特別会計：一般会計に統合（意見）

下表は、平成 17 年度と平成 27 年度の県営国民宿舎特別会計の要約歳入歳出計算書である。この特別会計は、えびの高原荘・高千穂荘の 2 つの国民宿舎の運営に関するものである。

【平成 17 年度 要約歳入歳出計算書（指定管理者制度導入前）】

(単位：円)

歳 出		歳 入	
報 償 費	94,500	分 担 金 ・ 負 担 金	0
旅 費	309,184	使 用 料 ・ 手 数 料 (*1)	178,468,252
需 用 費	2,330,110	財 産 収 入	34,173,409
役 務 費	3,102,396	一 般 会 計 繰 入 金	288,013,000
委 託 料	173,468,000	前 年 度 繰 越 金	1,014,888
使 用 料 ・ 賃 借 料	763,057	預 金 利 子	1
工 事 請 負 費	6,956,250		
公 債 費	309,102,834		
次 年 度 繰 越 金	1,315,519		
計	501,669,550	計	501,669,550

*1：利用者からの宿泊料収入

【平成 27 年度 要約歳入歳出計算書】

(単位：円)

歳 出		歳 入	
工 事 請 負 費	9,920,035	分担金・負担金(*2)	66,857,143
公 債 費	306,680,668	使用料・手数料	152,946
公 課 費	5,859,500	財 産 収 入	2,567,629
使 用 料	1,121,457	一 般 会 計 繰 入 金	254,767,000
そ の 他	1,325,698	前 年 度 繰 越 金	585,677
次 年 度 繰 越 金	23,037		
計	324,930,395	計	324,930,395

*2：指定管理者からの納付金

出所 宮崎県「決算に関する調書」より監査人が作成

平成 18 年度以降は、いずれの国民宿舎も指定管理者制度を導入しており、えびの高原荘についてはえびの高原スケートリンクの施設運営とセットで同一の指定管理者に運営委託されている。

両施設ともに利用料金制を採用しており、利用者からの宿泊料は指定管理者の収入となっている。また、利用料金で管理運営経費を賄うことができることから、指定管理料は発生しておらず、逆に指定管理者から納付金を徴収しており、分担金・負担金として歳入に計上されている。

平成 27 年度の要約歳入歳出計算書をみると、歳出のほとんどが公債費で、指定管理者からの納付金で一部を賄い、多くを一般会計が負担していることが分かる。一見すると、特定の歳入をもって特定の歳出に充てているように見えるが、指定管理者制度は公設民営方式の一つであり、施設建設に要した公債費は指定管理者が負担するものではなく、公費すなわち一般会計で負担するものである。

この特別会計についても、指定管理者制度が導入される以前（平成 17 年度の要約歳入歳出計算書を参照）は、利用者からの宿泊料収入が県の歳入として計上されていたため、特定の歳入をもって特定の歳出に充てている状況にあり、一般会計とは区分して経理し、収支の状況を継続的に把握することが必要だったかもしれない。しかし、指定管理者制度が導入され、宿泊料収入が指定管理者のものとして取り扱われるようになってからは、一般会計と区分して経理する必要性はない。事業の終了を待つことなく、当該特別会計は廃止し、一般会計に統合するのが望ましい。

エ．小規模企業者等設備導入資金特別会計：一部を一般会計に移管（意見）

下表は、平成 27 年度の小規模企業者等設備導入資金特別会計の要約歳入歳出計算書である。

【平成 27 年度 要約歳入歳出計算書】

(単位：円)

歳 出				歳 入	
貸付金	127,332,000	一般会計繰入金	30,175,000		
繰出金	37,192,000	貸付金元利収入	222,183,300		
公債費	71,249,000	雑入	700,000		
旅費	1,306,359	前年度繰越金	202,327,153		
需用費	1,086,602				
役務費	1,206,483				
使用料・賃借料	84,420				
負担金・交付金・補助金	1,183,000				
次年度繰越金	214,745,589				
計	455,385,453	計	455,385,453		

出所 宮崎県「決算に関する調書」より監査人が作成

県内中小企業への貸付事業は大きく以下の3事業に分類することができる。中小企業融資制度貸付金は、県が金融機関に預託金という形で融資資金を拠出するものの、貸付及び回収業務は金融機関が行っている。これに対して、小規模企業者等設備導入資金貸付金及び中小企業高度化資金事業は、県または県の外郭団体が貸付及び回収業務を行っており、この2事業に係る歳入・歳出が上記特別会計に計上されている。

- 中小企業融資制度貸付金：県と取扱金融機関が協調して資金を出し合い、信用保証協会の保証を付した上で、融資が実行される公的融資制度。一般会計に計上。
- 小規模企業者等設備導入資金貸付金：県が資金を提供し、宮崎県産業振興機構を通じて実施する設備資金の無利子貸付。上記特別会計に計上。
- 中小企業高度化資金事業：事業協同組合を対象に、県と中小企業基盤整備機構が資金を提供して実施する資金の低利貸付。上記特別会計に計上。

この特別会計に計上されている2つの事業を区分して歳入歳出計算書を作成すると下表のようになる。

【小規模企業者等設備導入資金貸付金】

(単位：円)

歳 出				歳 入	
貸付金	125,000,000	一般会計繰入金	25,000,000		
繰出金	0	貸付金元利収入	114,442,300		
償還金・利子・割引料	0	雑入	0		
次年度繰越金	214,745,589	前年度繰越金	200,303,289		
計	339,745,589	計	339,745,589		

【中小企業高度化資金事業】

(単位：円)

歳 出		歳 入	
貸付金	2,332,000	一般会計繰入金(貸付金)	2,332,000
繰出金(*3)	37,192,000	一般会計繰入金(事務費)	2,843,000
公債費(*4)	71,249,000	貸付金元利収入(*1)	107,741,000
旅費	1,306,359	雑入(*2)	700,000
需用費	1,086,602	前年度繰越金	2,023,864
役務費	1,206,483		
使用料・賃借料	84,420		
負担金・交付金・補助金	1,183,000		
次年度繰越金	0		
計	115,639,864	計	115,639,864

*1：当年度回収すべき貸付金で当年度回収したもの

*2：過年度回収すべき貸付金で当年度回収したもの

*3：当年度回収したもののうち、一般会計が資金提供したものを返還

*4：当年度回収したもののうち、中小企業基盤整備機構が資金提供したものを返還

小規模企業者等設備導入資金貸付金は、回収された貸付金(貸付金元利収入)が新規貸付金の原資となっており、特定の歳入をもって特定の歳出に充てている。当貸付事業は県単独事業として実施されているが、平成26年度までは貸付資金の一部が国からの交付金を財源としていたため、回収した資金のうち交付金相当分は国に返還する必要がある。前年度繰越金が200,303,289円と非常に多いが、これは国への返還金の原資となるものであり、返還が行われたときには償還金・利子及び割引料として歳出計上される。平成27年度は返還が行われなかったため、そのまま次年度に繰り越されている。平成27年度末において、国へ返還すべき金額として残っているものが331,462,102円あるため、繰越金を将来の貸付原資として使用することはできないことも分かる。また、新規貸付金も1億円以内であれば過年度貸付金の回収額で賄うこともできるが、これを超える部分は一般会計からの繰入が必要になることも分かる。

一方、中小企業高度化資金事業は、この特別会計が単なる通過勘定になっている。新規貸付金として必要な資金はその都度一般会計から繰り入れており、回収した貸付金は、そのまま資金提供者である一般会計及び中小企業基盤整備機構に返還している。

(*1 + *2 = *3 + *4 = 108,441,000円)

中小企業高度化資金事業をこの特別会計に計上する必要性はなく、これを混在させることによって、小規模企業者等設備導入資金貸付金の収支状況をかえって分かりにくくしている。この特別会計で管理すべきものは、小規模企業者等設備導入資金貸付金に限定し、中小企業高度化資金事業については一般会計に移管するのが望ましい。

(2) 宮崎県産業振興機構への貸付金について

ア. 設備導入資金の概要

資金調達力が脆弱な小規模企業者の経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するために、県は出資団体である宮崎県産業振興機構を通じて設備資金の無利子貸付を行っている。従来は、小規模企業者等設備資金助成法に基づいて、資金の貸付けを行う都道府県に対して国が助成を行っていたが、同法が廃止された現在は県単独事業として行われている。設備導入資金に係る事業の概要は以下のとおりである。

事業1：みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付事業

事業2：小規模企業者等設備資金貸付事業

事業3：小規模企業者等設備貸与事業

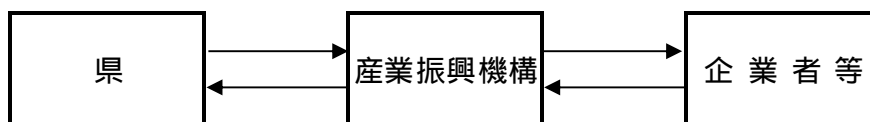
事業4：みやざき産業創造設備貸与事業

	事業主体	事業形態	金利	貸付限度	事業期間
事業1	県単独	資金貸付	無利息	2,000万円	H27～
事業2	国制度	資金貸付	無利息	4,000万円	H12～H26
事業3	国制度	リース、割賦	固定金利	6,000万円	S43～H26
事業4	県単独	リース、割賦	固定金利	6,000万円	S46～H20

事業2及び事業3は、国の制度として国と都道府県が資金を提供して行っていた。事業4は、事業2及び事業3が対象としていない企業者等に対し、県単独事業として行っていたものである。現在、新たな貸付が行われているのは事業1のみであり、他の事業は過去に貸し付けたものの回収のみが行われている。

イ. 設備導入資金の流れ

設備導入資金の貸付及び回収業務を行っている産業振興機構を中心に資金の流れを解説すると以下ようになる。(前述の事業2の場合)



当年度の新規貸付に必要な資金を県から借り入れる。借入金は、2年間据置後6年間で返済する(借入期間は8年)。

企業に対して貸し付ける。貸付期間は半年の据置期間を含めて7年以内。

企業から貸付金を回収する。

県からの借入金のうち、企業に貸し付けることなく余ったもの()は翌年度に返還する。企業に貸し付けたもの()は8年間で返済する。

企業への貸付原資をすべて県からの借入で賄っているため、企業からの回収が滞ると産業振興機構は資金不足に陥ることになるが、これを回避するために以下の措置を講じている。

- 企業への貸付期間は7年以内だが、県からの借入期間は1年長く8年としている。
- 貸付期間満了後の未回収の債権は、機械的に全額貸倒損失を計上する。当年度に損失計上したものは、翌年度に県から資金が補充される。

ウ．貸付金と借入金の状況

下表は、産業振興機構における県からの借入金と企業への貸付金の残高推移を表したものである。

【宮崎県産業振興機構 事業別貸付金・借入金残高推移】 (単位：千円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	貸付金残高	借入金残高	貸付金残高	借入金残高	貸付金残高	借入金残高
事業 1	0	0	0	0	74,419	125,000
事業 2	383,594	577,719	450,817	629,859	334,822	528,367
事業 3	28,747	48,220	4,950	18,616	511	5,666
事業 4	44,808	75,140	26,674	26,520	0	0
計	457,149	701,079	482,441	674,995	409,753	659,033

貸付金残高と借入金残高の合計を比較すると、借入金残高の方が2～2.5億円多いが、これには二つの要因がある。

一つは、企業への貸付期間よりも県からの借入期間の方が長いことによるものである。企業への貸付条件と県からの借入条件から、貸付金の滞留が無ければ、概ね1年分の貸付額に相当する金額だけ借入金残高の方が多くなる。ただし、平成27年度に事業2を承継する形で開始した事業1については、企業への貸付期間が7年以内で県からの借入期間が7年となっている。現在、新規貸付を行っているのは事業1だけであり、この要因による借入金残高過多の状況は徐々に解消されると考えられる。

もう一つの要因は、当年度に県から借り入れたもののうち、企業に貸し付けることなく余ったものである。これは、翌年度に県に返還することになる。最近3年間の余剰金額の推移は下表のとおりであり、その金額は数千万円になる。

【宮崎県産業振興機構 県からの借入額・企業への貸付額の推移】(単位：千円)

	借入額	貸付額	余剰額	備考
平成 25 年度	150,000	118,560	31,440	新規貸付は事業2のみ
平成 26 年度	180,000	170,520	9,480	新規貸付は事業2のみ
平成 27 年度	125,000	76,350	48,650	新規貸付は事業1のみ

出所 宮崎県産業振興機構「貸借対照表内訳表」より監査人が作成

エ．産業振興機構への交付額について（意見）

上記余剰額は、県と産業振興機構の間を行き来しているだけで非効率的である。他の事業に必要な資金を回せるように、余剰がゼロとなる運用を行うべきである。

余剰額が生じるのは、企業への貸付額を多めに見積もって産業振興機構に貸付資金を前払いするからである。前年度の貸付実績に基づいて、当年度に貸付資金を後払いする方式に改めれば、余剰額は解消する。その一例を以下に示す。

【余剰額をゼロにする方法】

（単位：千円）

	交付額	貸付実績	差額	資金不足
1年目	50,000	76,350	26,350	26,350
2年目	76,350	100,000	23,650	50,000
3年目	100,000	85,000	15,000	35,000
4年目	85,000	120,000	35,000	70,000
5年目	120,000	75,000	45,000	25,000

（前提条件）

- 産業振興機構から企業への貸付額は1億円前後で推移すると仮定する。
- 貸付実績のない1年目は貸付額を控えめに見積もって交付する。
- 2年目以降は前年度の貸付実績を交付する。

この場合、産業振興機構に一時的な資金不足が生じることになる。しかし、産業振興機構から見れば、借入金超過額（県からの借入金残高 - 企業への貸付金残高）の範囲内であり、事業に支障を来たすような資金不足は発生しない。

この借入金超過額は、企業からの回収が滞った場合に備える余裕金である。企業への貸付額が1億円で推移すると仮定すれば、貸付金残高は3.2億円、借入金超過は1.3億円となる（詳細は104ページで解説）。3.2億円の貸付金残高に対して、1.3億円の余裕金は明らかに多く、滞留債権と上表の資金不足は十分に吸収可能である。

仮に、借入金超過額が滞留債権と上表の資金不足を上回る事態が生じたとしても、産業振興機構には手元資金が十分にあるため、事業に支障を来たすような資金不足は生じない。平成27年度の産業振興機構の貸借対照表を見ると、流動資産に2億円の定期預金が計上されている。これは、過去に金利を徴収していた設備資金事業（事業3及び事業4）によって蓄積した利益であり、一時的な立替金として使用することには何の問題もないものとする。

オ．その他の貸付金について（意見）

産業振興機構は、中小企業・小規模事業者への経営相談など、国からの受託事業も行っている。国からの受託事業は、年度末に事業経費を精算して国に請求し、翌年度に入金されるため、収益の入金に先立って費用の支払いが先行する。そこで、産業振興機構は県から運転資金を借り入れている。

直近3年間の借入額は、平成25年度が30,000千円、平成26年度が71,000千円、平成27年度が52,000千円となっている。これらは一時借入金という形で資金調達しているため、年度末には全額県に返還している。

これについても、上述した流動資産に計上されている2億円の定期預金を利用すれば十分に足りるものであり、県が運転資金を貸し付ける必要はないと考える。産業振興機構に余計な資金を滞留させるのではなく、他の事業に振り向けるべきである。

カ．産業振興機構全体の経営状況の把握について（意見）

このように必要以上の資金が産業振興機構に滞留するのは、個別の事業ごとに収支ベース（フローベース）で資金繰りを考えているからである。産業振興機構全体を残高ベース（ストックベース）で資金の状況を見る必要がある。

また、必要以上の資金が産業振興機構や特別会計に滞留することは、他の事業に資金が回らなくなるということである。不要な資金は即座に一般会計に返還し、他の事業で有効活用するようにしていただきたい。

(詳細解説) 宮崎県産業振興機構における借入金・貸付金のシミュレーション

ここでは、100 ページに記載した「みやざき小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に係る宮崎県産業振興機構の借入金超過額が、どのような場合にどの程度発生するのかを明らかにする。借入金超過額の発生額を見積もることによって、必要以上の資金を産業振興機構に滞留させず、資金を必要とする他の事業に振り向けることができるようになり、県全体の資金効率が改善すると考えている。

計算を単純化するために、県からの借入金及び企業への貸付金については、以下のような前提条件を設けてシミュレーションを行う。

<前提条件>

借入金	<ul style="list-style-type: none"> ● H27.4.1 に 1 億円借入、以後毎年 4 月 1 日に 1 億円を借入 ● 借入金は 2 年据置後、6 年間で返済 ● 返済は年 1 回、3 月 31 日に実施
貸付金	<ul style="list-style-type: none"> ● H27.4 に 1 億円貸付、以後毎年 4 月 1 日に 1 億円を貸付半年据置後、78 ヶ月間で返済（据置期間込で 7 年以内） ● 返済は毎月末に実施 ● 延滞債権はない

上記の条件を前提とした場合、借入金・貸付金がどのように推移するかを示したのが下の一覧表である。

【県からの借入金残高推移のシミュレーション】

(単位：百万円)

	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	H32.3.31	H33.3.31	H34.3.31	H35.3.31
H27 借入	100	100	83	67	50	33	17	0
H28 借入		100	100	83	67	50	33	17
H29 借入			100	100	83	67	50	33
H30 借入				100	100	83	67	50
H31 借入					100	100	83	67
H32 借入						100	100	83
H33 借入							100	100
H34 借入								100
借入金残高	100	200	283	350	400	433	450	450

【企業への貸付金残高推移のシミュレーション】

(単位：百万円)

	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	H32.3.31	H33.3.31	H34.3.31	H35.3.31
H27 貸付	92	77	62	46	31	15	0	0
H28 貸付		92	77	62	46	31	15	0
H29 貸付			92	77	62	46	31	15
H30 貸付				92	77	62	46	31
H31 貸付					92	77	62	46
H32 貸付						92	77	62
H33 貸付							92	77
H34 貸付								92
貸付金残高	92	169	231	277	308	323	323	323

まずは、表を横に見ていくことで、各事業年度の借入額がどのように推移するかが分かる。平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日）に県から借り入れた 100 百万円は、2 年据え置かれるため、平成 28 年 3 月末時点では 100 百万円、翌年度末も 100 百万円となるが、平成 30 年 3 月末時点では 17 百万円が返済されて 83 百万円となり、8 年後の平成 35 年 3 月末にはゼロとなる。他の年度に借り入れたものも同様に推移する。

次に表の縦計を見ることで、各事業年度末の借入金残高が分かる。借入金残高の行を横に見ていくと、事業開始後しばらくは残高が増加していくが、平成 34 年 3 月末以降は 450 百万円で一定となるのが分かる。すなわち、年間借入額が毎年度 1 億円で推移するとした場合の平均借入金残高は 450 百万円ということになる。

貸付金についても同様に見ていくと、平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日）に企業に貸し付けた 100 百万円は、半年据え置かれるため、1 年後の平成 28 年 3 月末時点では 6 ヶ月分しか回収されず、92 百万円となる。その後は毎年度 12 ヶ月分が回収され、7 年後の平成 34 年 3 月末にはゼロとなる。貸付金残高の行を横に見ていくと、事業開始後しばらくは残高が増加していくが、平成 33 年 3 月末以降は 323 百万円で一定となるのが分かる。すなわち、年間貸付額が毎年度 1 億円で推移するとした場合の平均貸付金残高は 323 百万円ということになる。

以上より、年間の借入・貸付額が 1 億円で推移すると仮定した場合の借入金超過額は、平均借入金残高 450 百万円から平均貸付金残高 323 百万円を差し引いた 127 百万円となる。同じような形で、年間の借入・貸付額が 80 百万円、120 百万円、150 百万円とした場合の借入金超過額は下表のようになる。

【借入金超過額のシミュレーション】

(単位：百万円)

年間借入・貸付額	平均借入金残高	平均貸付金残高	借入金超過額
80	360	258	102
100	450	323	127
120	540	388	152
150	675	485	190

第5 終わりに

宮崎県はかつて昭和 30 年代後半から昭和 50 年代まで新婚旅行のメッカとして全国から観光客が訪れていた。

その後、海外旅行が身近になって宮崎県の新婚旅行ブームは去り、観光客数は伸び悩んだが、シーガイアなどの観光施設の整備や野球、サッカーなどのキャンプ誘致などの努力により県外また海外からの観光客を増やそうとしている。しかし、観光地としての宮崎県の認知度は昔ほどは高くないと言える。

また、宮崎県の主な産業である農業は、全国的な認知度はそれほど高くなかったが、平成 19 年に知事に就任した東国原前知事がメディアに頻繁に露出し、マンゴーなどの県産品のアピールも行ったことや、平成 19 年の第 9 回全国和牛能力共進会で全国 1 位になったことなどから農業県としての認知度は上がった。その後、現知事も継続して積極的に県産品を全国にアピールし、また、平成 22 年の口蹄疫の影響を受けながらも平成 24 年度の第 10 回全国和牛能力共進会で連覇し、農業県としての地位を固めている。

他方、宮崎県の工業は大都市から遠いという地理的問題と交通網の未整備というインフラの問題などが足枷となり、また、宮崎県内にあった大企業の工場の製造拠点海外化などもあり、全国での地位は低い。経済産業省の工業統計調査によれば、平成 26 年の製造品出荷額等(従業者 10 人以上の事業所)の都道府県別順位は、前年同様の 42 位と低く、九州 7 県の中でも最下位である。

しかし、平成 7 年に九州縦貫自動車道宮崎線が全面開通し、平成 28 年に東九州自動車道が宮崎市から北九州市まで開通するなど、陸上交通、海上交通、航空交通のネットワークが構築されてきており、今後の発展が見込まれるところである。

こうした状況において、「宮崎のおもてなし」の磨き上げと魅力の発信や宮崎県の農林水産物を活用した食品や医療機器を製造する企業などを増やす取組などを平成 27 年度の事業として計画、実施しているところは評価できる。これらの事業を有効なものとするためには、やはり各事業で重要業績評価指標 (KPI) を適切に設定し、これを着実に達成していくことが重要であろう。

今回ヒアリング・検討した事業の中に、「ふるさと宮崎応援寄付金」振興事業がある。これは、ふるさと宮崎応援寄附金(いわゆる、ふるさと納税)の振興に取り組むことにより、寄附金額の増加や本県の魅力の発信を図るものである。



ふるさと納税の制度が導入された平成 20 年度から平成 27 年度上半期までの全国、宮崎県及び宮崎県内の市町村への寄附金の額及び件数は次の表の通りである。

【各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数】 (単位：千円、件)

団体名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度 (4月～9月)	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
全 国	8,133,592	53,627	7,614,069	56,248	8,694,504	79,887	12,152,562	100,815	10,408,786	122,302	14,548,461	427,030	38,923,072	2,056,393	45,355,068	2,274,893
宮 崎 県	8,787	36	3,989	16	135,478	4,401	9,894	61	11,211	34	3,431	46	3,200	33	36,247	579
宮 崎 市	818	11	2,348	11	3,359	46	666	9	801	13	9,367	19	902	25	18,266	235
都 城 市	3,226	22	2,495	18	9,151	122	3,338	39	2,566	21	9,641	38	499,823	28,653	1,332,936	101,792
延 岡 市	2,212	13	1,895	15	3,320	27	1,840	20	4,120	27	3,308	31	1,403	20	8,171	391
日 南 市	4,216	22	7,240	26	7,867	36	9,450	29	11,272	30	7,090	55	12,271	54	125,678	8,881
小 林 市	4,002	64	4,056	37	3,143	80	1,574	65	1,574	69	6,993	355	130,764	6,339	232,536	8,355
日 向 市	525	14	2,730	20	2,950	31	930	16	1,548	33	2,497	67	248,060	15,478	270,694	15,860
串 間 市	460	34	468	15	1,311	18	488	7	802	11	876	15	3,807	90	8,364	178
西 都 市	1,515	38	1,248	33	3,663	83	1,590	39	1,715	46	1,838	61	17,643	876	109,593	7,034
え び の 市	2,725	21	3,875	23	6,417	58	4,349	44	3,991	54	3,527	57	4,529	101	1,120	43
三 股 町	400	0	650	0	3,750	37	10,080	4	130	3	16,221	872	143,963	5,672	78,285	3,725
高 原 町	300	5	394	6	1,396	14	1,260	5	1,170	6	317	11	63,653	4,376	135,171	12,815
国 富 町	0	0	0	0	1,023	15	1,353	11	1,805	15	2,473	37	2,565	41	920	17
綾 町	3,139	170	3,415	276	7,837	566	8,625	742	18,085	1,477	247,328	16,109	943,968	62,991	581,785	38,097
高 鍋 町	1,200	9	1,315	10	1,625	33	1,560	10	1,346	10	1,725	13	3,270	19	480	5
新 富 町	210	5	195	6	575	15	577	15	405	7	305	11	560	25	1,850	115
西 米 良 村	125	3	210	4	230	4	590	3	320	5	110	5	610	5	180	4
木 城 町	245	11	30	1	686	21	60	2	90	3	110	4	102	8	63,359	1,618
川 南 町	0	0	500	2	11,517	161	1,354	6	1,095	11	1,716	19	169,621	11,299	133,881	7,469
都 農 町	346	11	187	8	2,411	39	288	17	876	104	1,395	67	3,880	202	128,553	8,116
門 川 町	610	25	1,120	40	1,070	56	681	49	790	60	1,030	78	1,480	59	4,306	78
諸 塚 村	0	0	100	2	30	1	20	1	0	0	1,030	2	580	5	120	2
椎 葉 村	480	6	415	11	220	10	460	10	1,016	16	700	11	650	30	5,755	278
美 郷 町	0	0	0	0	0	0	0	0	2,120	3	309	6	1,990	8	1,065	28
高 千 穂 町	206	6	182	4	324	5	207	2	1,000	5	228	1	42,139	1,829	32,636	1,657
日 之 影 町	1,030	11	511	14	617	12	523	12	523	12	502	13	975	12	3,789	12
五 ヶ 瀬 町	3,760	8	300	6	40	3	20	1	0	0	2,240	6	1,470	13	130	4
宮崎県合計	40,537	545	39,867	604	210,012	5,894	61,778	1,219	70,372	2,075	326,307	18,009	2,303,878	138,263	3,315,871	217,388
宮崎県：県内比	21.7%	6.6%	10.0%	2.6%	64.5%	74.7%	16.0%	5.0%	15.9%	1.6%	1.1%	0.3%	0.1%	0.0%	1.1%	0.3%
宮崎県：全国比	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	1.6%	5.5%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
都城市：県内比	8.0%	4.0%	6.3%	3.0%	4.4%	2.1%	5.4%	3.2%	3.6%	1.0%	3.0%	0.2%	21.7%	20.7%	40.2%	46.8%
都城市：全国比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	1.3%	1.4%	2.9%	4.5%
綾町：県内比	7.7%	31.2%	8.6%	45.7%	3.7%	9.6%	14.0%	60.9%	25.7%	71.2%	75.8%	89.4%	41.0%	45.6%	17.5%	17.5%
綾町：全国比	0.0%	0.3%	0.0%	0.5%	0.1%	0.7%	0.1%	0.7%	0.2%	1.2%	1.7%	3.8%	2.4%	3.1%	1.3%	1.7%

出所 総務省 ふるさと納税ポータルサイトより入手したデータを監査人が加工

宮崎県内の市町村の中でいち早く特産品を返礼品として発送した綾町や都城市への寄附金はここ数年急激に増加しており、平成 26 年度は綾町が全国 4 位、都城市が同じく 9 位になっており、また平成 27 年度上半期は都城市が全国 1 位、綾町が同じく 12 位となっている。

一方、宮崎県自体としては平成 22 年度には口蹄疫や新燃岳の噴火被害に対する支援と思われる寄附があったため、寄附額が多かったが、これを除けば平成 26 年度までは低調であった。しかし、前述の「ふるさと宮崎応援寄付金」振興事業により平成 27 年 4 月から宮崎牛、みやざきブランドポーク、宮崎県産完熟マンゴー（太陽のタマゴを含む）、宮崎キャビア 1983 などの県産品、工芸品等の返礼品を送付するようになってからは、件数、金額ともに大きく増加している。しかも、平成 27 年度上半期の寄附の 579 件はすべて県外からの寄附となっており（返礼品の条件として、1 万円以上寄附された県外在住の方となっている。）宮崎県の県産品を県外に PR することにも大きく寄

与するものとなっていると言える。

もちろん、返礼品を送付することになって、返礼品としての県産品の購入費、発送費等のコストがかかる（「ふるさと宮崎応援寄付金」振興事業では公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターへの委託料が発生）ため、寄附を受けたからと言って、寄付金の全額を県の事業に支出できるわけではない。しかし、これらのコストを差し引いても寄附金の相当部分は県の実施する事業の貴重な財源となる。

今後もこの制度を有効に活用し、財源の確保と県産品の PR の両方の効果を楽しみつつ、宮崎県の明るい未来への投資となる事業を遂行していただきたい。